

第100期 定時株主総会 招集ご通知

azbil

[開催情報]

日時

2022年6月23日(木曜日)
開会 10:00 (受付開始 9:00)

場所

神奈川県藤沢市川名一丁目12番2号
当社藤沢テクノセンター 大会議室
開催場所にご注意ください。

決議事項

第1号議案: 剰余金の処分の件
第2号議案: 定款一部変更の件
第3号議案: 取締役12名選任の件

新型コロナウイルス感染拡大防止の趣旨に鑑み、株主総会当日のご来場を極力見合わせ、当日のご出席に代えて事前に議決権を行使していただくようお願い申し上げます。なお、あわせて本年につきましても、お土産の準備を取り止めさせていただきます。



証券コード: 6845

アズビル株式会社
(旧: 株式会社山武)

オートメーションで、 あらゆる人々をシアワセに。

1906年の創業以来、

azbilグループは「人間の苦役からの解放」を原点に、

一世紀余りにわたって建物や工場、家庭の

「安心・快適・達成感」と「地球環境への貢献」を実現する

オートメーション技術を追求。

時代の要請や顧客のニーズ、社会の課題と向き合いながら、

自らの技術と製品を磨き続けています。

CONTENTS

- 3 | トップインタビュー
- 13 | 第100期定時株主総会招集ご通知
- 15 | 各種ご案内
- 19 | 新型コロナウイルス感染症への対応について
- 21 | 株主総会参考書類
- 49 | 事業報告
- 95 | 連結計算書類・計算書類
- 105 | 監査報告
- 111 | 株主の皆様へ

「人を中心としたオートメーション」の探求を通じて、 持続的な社会の発展に貢献できる企業集団を目指します

私たちは、1906年の創業以来、計測と制御の技術を追求し、独自のソリューションをお届けしてまいりました。2012年4月には、社名を株式会社 山武からアズビル株式会社に変更しました。おかげさまでたくさんの方々に親しんでいただけるようになったazbilブランドのもと、グローバルで「ビルディングオートメーション」「アドバンスオートメーション」「ライフオートメーション」の3つの事業を推進し、お客様を中心に、オフィスや生産の現場、生活といった様々な場面で“azbilグループならではの”の価値提供を目指しています。

ここ数年、新型コロナウイルス感染拡大による世界的な経済活動の停滞という厳しい局面が継続していますが、中長期的には、オートメーションに求められる役割はますます広がるものと考えています。グローバル化の進展や社会の持続的成長への貢献に対する責任遂行といった事業環境の変化、技術革新、少子高齢化の進行や働き

方改革の進展、気候変動への対応等に加えて、リモートワークの広がり、BCP (Business Continuity Plan-事業継続計画) 等への対応は、オートメーションで対応すべき課題領域の更なる拡大をもたらすものと思われます。こうした変化を、azbilグループとしての事業機会と捉え、グローバル展開や事業領域における取組みをさらに推進し、成長を加速させてまいります。

AI・各種センシング技術など先進技術を活用した製造現場の安全と生産性、価値向上に貢献する新たな商品・サービスの提供や建物・地域社会での環境エネルギー課題解決による事業拡大、そのための事業・企業基盤の更なる強化等を通じ、グループ理念に通じるSDGs (Sustainable Development Goals-持続可能な開発目標) への取組みを推進し、「人を中心としたオートメーション」の探求を通じて持続的な社会の発展に貢献できる企業集団を目指します。



代表取締役会長 曾禰 寛純

代表取締役社長 山本 清博



オートメーションが課題解決に 果たす役割と機会が増すなか 自らの「変革」を通じて 持続可能な社会の実現に 貢献してまいります

Q1 2021年度は、2024年度までの中期経営計画の初年度でした。この1年をどのように評価していますか？

前年度を上回る業績を達成し、オートメーションに対する堅調な需要を確認できた一方で、取り組むべき課題も明確になった1年でした

施策成果、市況回復等により前年度を上回る業績を達成

azbilグループは、脱炭素、新型コロナウイルス感染拡大に対する安全確保等、社会課題やお客様のニーズの変化に対してオートメーションが解決できる役割と機会が拡大するという事業環境認識のもと、自らの成長と社会の持続性への貢献を両立させる、「持続可能な社会へ『直列』」に繋がる貢献」の実践を長期目標に掲げています。2021年度は、長期目標達成に向けた最初のステップとして変革に取り組む現中期経営計画（2021～2024年度）の初年度でした。残念ながら新型コロナウイルス感染症は収束に至りませんでした。引き続きお客様と社員の安全を第一とした取組みを続けてきました。そうした中、様々な施策

の進捗を見ることもできた1年でした。

業績面では、ビルディングオートメーション（B A）事業、アドバンスオートメーション（A A）事業、ライフオートメーション（L A）事業それぞれで受注、売上が伸長しました。成長に向けた研究開発費等を着実に増加させたうえで、営業利益も前年度比増加を達成することができました。事業環境を見ると、国内の大型建物向け空調制御機器・システムについては都市再開発計画に基づく需要が継続、換気・省エネ対策に対する関心の高まりから改修案件の需要が増加しました。製造業の生産設備向けの各種機器・システムについても、半導体関連市場で需要が高い水準で継続したことなどを背景に、全般として設備投資の回復が継続しました。医薬品製造ライン向けの装置需要も堅調です。

部材調達難や地政学的リスク等の変化、リスクに迅速に対応

一方で、中期経営計画の初年度が全体としてどうであったかという問いに対しては、新型コロナウイルス感染症への対応に加えて部品調達難が拡大し、その対応にしっかり

INTERVIEW with the PRESIDENT

りと時間をかけた1年でもあったということになります。お客様の省エネ・自動化への投資ニーズの拡がりにより、受注は大きく伸長しましたが、サプライチェーンの混乱に端を発する部品調達の遅れなどの影響により、売上・利益の伸長は一部限定的なものとなりました。

従前からBCP（Business Continuity Plan－事業継続計画）の一環として部品調達の体制を整備してきましたが、2021年度の下期以降は影響が拡大し、世界的な地政学リスクの拡がりなどもあり、更なる緊急時のリスク対応やBCPなどレジリエンス強化に向けた取組みに着手しました。中長期的な事業環境の見通しに変化はなく、社会やお客様の課題解決に向けたオートメーションの需要はますます高まると考えており、変革のための事業構造改革や基盤強化は今後も進めていく必要があります。コロナ禍への対応を含め、事態収束への見通し

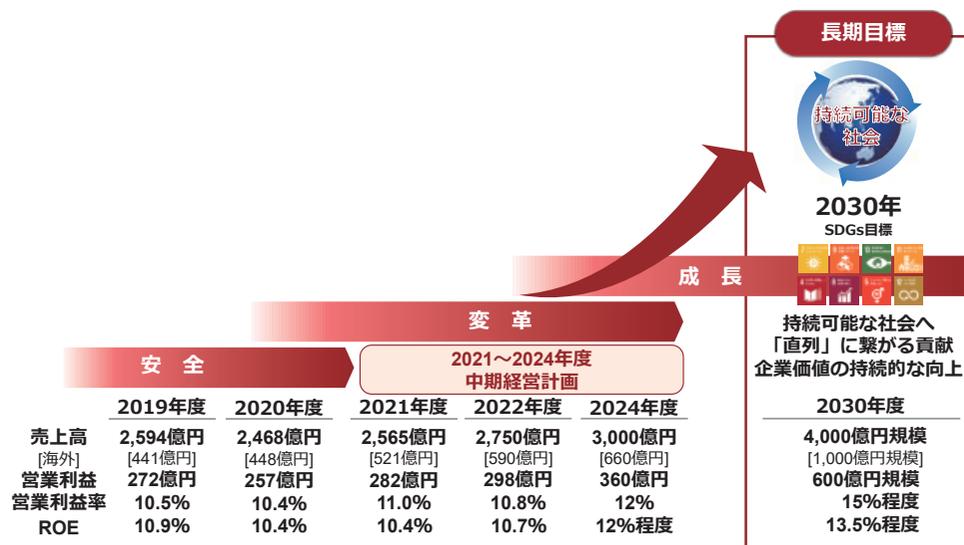
は極めて不透明ですが、今後も引き続き緊張感をもって経営の舵取りをしていきます。

Q2 中期経営計画では「オートメーション技術を基盤とした3つの成長事業領域」の一層の深化を通じて“変革”に挑むと明言しています。この点について、進捗や成果について教えてください。

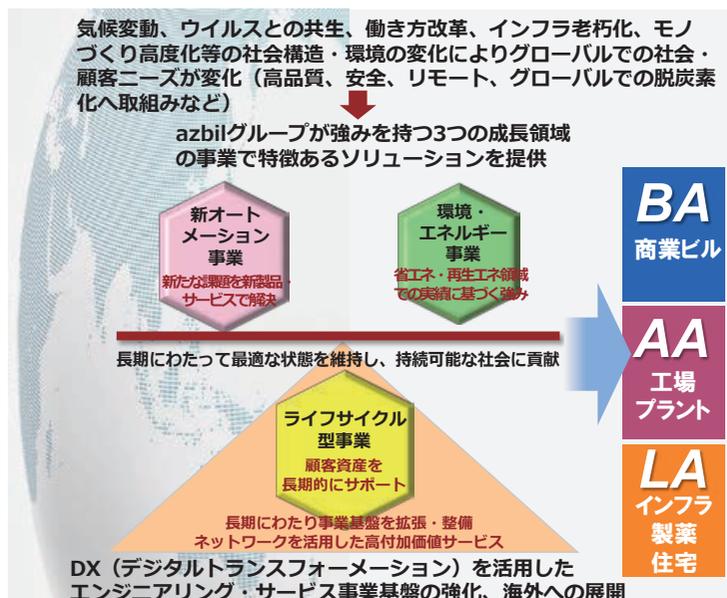
研究開発拠点の整備等、基盤強化が進み、3事業それぞれにおいて製品やサービスの提供が拡大しました

研究開発拠点の新実験棟が5月竣工、お客様との接点も拡大

変革への柱と位置付ける3つの成長事業領域は、「新オートメーション事業領域」「環境・エネルギー事業領域」「ライフサイクル型事業領域」の3つで構成されています。これら3つの成長事業領域に注力し、



オートメーション技術を共通基盤とした3つの成長事業領域



B A、A A、L Aの各事業における成長を目指しています。2021年度は、これら成長事業領域に関わる土台づくり、例えば先進的なシステムソリューション、高機能・高性能デバイスの開発力強化に向けた研究開発拠点「藤沢テクノセンター」の整備・新実験棟建設を進めました。お客様との接点拡大という観点からは、シンガポールのCapitaLand社が主導するスマートアーバン共同イノベーションラボへの参加に続いて、シンガポール経済開発庁支援による統合型ビルディングマネジメントシステム（IBMS）開発等、国内外での接点が広がりました。

各事業においても、3つの成長事業領域に関わる製品、サービスの提供や他社との協業など新たな成果、進展が見られました。

B A事業では、新オートメーションと環

境・エネルギー事業領域の接点として、ニューノーマル時代の働き方の一つであるアクティビティベースドワーキング（ABW^{*1}）に対応したセントラル空調向けセル型空調システム「ネクスフォート™DD」がご好評をいただいています。また、カーボンニュートラル^{*2}の実現に貢献するため、空調制御分野におけるGX（グリーントランスフォーメーション）ソリューション確立に向けた協業を開始しました。

A A事業では、お客様の設備の安全性や生産性向上に貢献するオンライン異常予兆検知システム「BiG EYES™」に加えて、クラウド型バルブ解析診断サービス「Dx Valve Cloud Service」の契約が大手エネルギー会社、化学会社等に広がりました。AI、クラウドといった技術を活用しながらライ

フサイクルでお客様の事業に貢献できるサービスの提供が拡大しています。

L A事業では、東光高岳グループとの、エネルギーデータ（電力：Electricity、ガス：Gas、水道：Aqua）を軸としたお客様への価値を提供する事業コンセプト「DX-EGA™」のもと、温室効果ガス（GHG）排出量可視化サービス等、スマートメータとネットワークによるプラットフォームを活用したエネルギーマネジメント領域における新たな展開を見ることができました。

※1 ABW（Activity Based Working）：

働く人が仕事をするために最適な環境（場所・時間等）を選ぶことができるワークスタイル。

※2 カーボンニュートラル：

温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。

Q3 変革をさらに推し進め、「3つの成長事業領域」を拡大、成長していくための課題は何でしょうか？

協業も含めた形で顧客基盤・お客様との接点の一層の拡大を進め、あわせてAI、クラウド、MEMS^{※3}等の技術を強化し、提供商品拡大と付加価値の向上を図ります

中期経営計画では、成長に向けた取組みとして「新製品・サービス開発力の強化に向けた投資拡大」「お客様との接点の拡大」「社会課題解決を通じた事業の拡大」「DX（デジタルトランスフォーメーション）活用を含めた人財の強化・活用推進」「利益率の持続的向上に向けた施策の展開」等に取り組んでいます。

新製品・サービス開発力の強化に向けては、研究開発拠点「藤沢テクノセンター」への投資・機能強化を行っています。ここ

では成長戦略のカギを握るクラウドやAIを活用した先進的なシステムソリューションの開発体制を強化し、プロダクト製品に関しては、高機能・高精度なMEMSセンサの技術力を一層強化します。利益率の持続的向上については、主要製品のリニューアル時にコストダウンを図るなどの各種取組みを進め、生産では湘南工場をマザー工場とするグローバル生産体制の構築、海外生産比率の拡大等を実施してきました。

こうした取組みに加えて、3つの成長事業領域をさらに拡大し、成長を実現していくためには、社会課題による新たなニーズを捉えた事業開発及び他社との協業を含めた顧客基盤・お客様との接点の拡大を進め、これにazbilグループが長年にわたって取り組み、フィールドでの実績・強みを持つDXに関わる技術をさらに進化させ組み合わせることが重要と考えています。

カーボンニュートラル実現に向けたGX（グリーントランスフォーメーション）を事業機会とする環境・エネルギー事業領域での成長を図る

例えば、環境・エネルギー事業領域において、社会課題であるカーボンニュートラルの実現には、これまでの技術・仕組みの延長線上では実現できない課題があります。自社の技術・製品だけではなく、国内外の企業が共同でプロジェクトを推進していくことがこれまで以上に必要になってくると考えます。こうした課題意識から、2022年4月に新たな全社組織「GX推進部」を設置しました。GXは、“カーボンニュートラル

の実現に向けた経済社会システム全体の「変革」であり、当社グループにおけるGX推進とそれに関連する事業開発をもう一段高いレベルへと拡大・強化し、他社とのパートナーシップ開発を進め、幅広くGXを推進することで、顧客事業貢献・社会貢献の拡大と自らの事業成長を目指します。

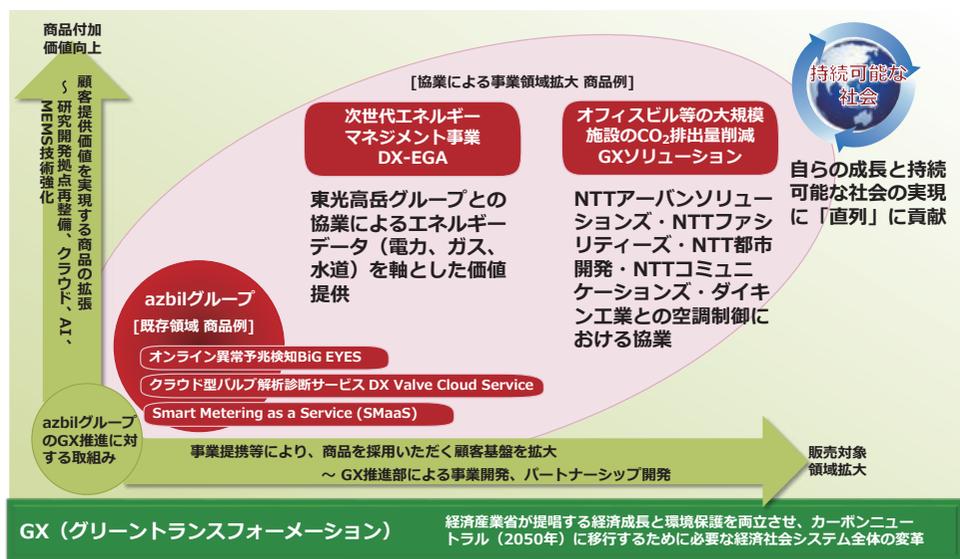
2022年には、新たな取組みとしてNTTアーバンソリューションズ株式会社・株式会社NTTファシリティーズ・NTT都市開発株式会社・NTTコミュニケーションズ株式会社・ダイキン工業株式会社との協業を開始しました。各社が持つ空調制御に関する技術や知見を掛け合わせ、オフィスビルをはじめとした大規模な施設のCO₂排出量を削減し、空調制御分野におけるGXソリューションを確立することで、社会全体のカーボンニュートラル実現に大きく貢献します。

DXを推進、システムソリューション、クラウド事業を強化

ここまでご紹介した取組みを進めるにあたって欠かせないのが、DXの促進です。

多くのソリューション事例が象徴しているように、当社グループが提供するオートメーションの価値は、現場の状況をセンサで計測し、そのデータをビッグデータ化し、クラウド、IoT、AI等を用いて、お客様の求める状態へ最適化、さらにこれを分析、お客様の現場での実際の課題解決策までを提供できる点にあります。つまり、日々のビジネス自体がDXの要素を色濃くもっており、長年にわたってお客様に価値提供を行ってきました。したがって、3つの成長事業領域の拡大を目指し、他社との協業を拡大していくという側面においても、システムソリューションやクラウド技術の活用が重要となります。

他社協業も含めた事業領域の拡大



INTERVIEW with the PRESIDENT

研究開発拠点「藤沢テクノセンター」の機能強化も、ここまでご説明した成長戦略を進めるための当社グループの強みを活かし、商品開発力を強化するための取り組みです。藤沢テクノセンターの新実験棟は、新たな開発環境と先進的な実験作業環境を整え、研究・開発活動の効率化を進めるとともに、ABWにも対応する最適な開発環境、執務環境を実現することで自社の「変革」に向けた「仕事と働き創造」をさらに進めていきます。

※3 MEMS (Micro Electro Mechanical Systems): センサ、アクチュエータ、電子回路を一つの基盤の上に微細加工技術によって集積した機器。



▲藤沢テクノセンター実験棟完成イメージ
(提供：株式会社日建設計)

Q4 「サステナビリティ」「ESG」を中長期的な成長のキーワードとして位置付ける企業が増加しています。この点についての考え方、取り組み状況を聞かせてください。

持続可能な社会の実現に「直列」に繋がり、企業価値の向上にも関わる独自のSDGs目標を設定し取り組んでいます

環境・エネルギー事業領域を、事業そのものと直接関わる目標として注力

azbilグループは、持続可能でより良い世界を目指す国際目標・SDGsの達成に貢献し得る企業グループだと考えています。

「気候変動対応」「住み続けられる街づくり」「産業と技術革新」「働きがいと経済成長」等は、まさに当社グループが提供する社会価値そのものであり、事業の成長を通じて持続可能な社会の実現に貢献し、企業価値を高めていきたいと考えています。その実践に向けて、当社グループは2020年度から、オートメーションを通じて社会課題を解決するという考えのもと、4つの基本目標とターゲット、数値目標からなる「azbilグループSDGs目標」を策定し、それぞれの実現を目指しています。

その目標の中でも、環境・エネルギーに関する目標は、成長戦略である「3つの成長事業領域」の一つに位置付けているように、当社グループの事業との結び付きが強いテーマといえます。当社グループが、「持続可能な社会へ『直列』に繋がる貢献」を掲げ、お客様の現場でのCO₂排出量の削減を目標として明示している以上、自らの足元をしっかりと見つめ、目標やターゲット・数値目標を追加・見直ししていくことは当然のことと考えます。

こうした考えから、2021年度はSBTイニシアチブによる「1.5℃目標」として認定を再取得し、2022年度からは製品設計に関する指標を追加しました。

ESGを持続的成長のための基盤強化策として捉え、人的資本等の取り組みも拡大

ESGという観点においても、SDGsに向けた活動を推進する中で持続的成長のための基盤強化策と位置付け、積極的に取り組んでいます。E（環境）に関する施策につ

いては前述のとおりですが、S（社会）領域での人的資本や人権についても、その重要性から取組みを強化していきたいと考えています。

人的資本については「健幸経営^{※4}」の考えを基本に、社員が生き活きと働くことのできる環境整備を進めるとともに、国際的な視点での多様な能力をもつ人材採用、グローバルな教育システムの構築等を進めています。社員の働きがいや成長を感じる機会の向上、さらに社員の多様性確保は創造性や生産性の向上に繋がり、ひいては企業価値を高めるものと考えています。この観点から、取組み指標として女性活躍ポイントや研鑽機会ポイントも設定しました。また、中期経営計画のキーワードである「変革」を加速していくために、「働きの創造」をテーマに「働く仕組み」「働き方」「働く場・環境」の3軸での取組みを進めています。研究開発拠点「藤沢テクノセンター」の新実験棟における開発環境、執務環境整備の取組みはその一つとなります。

人権についても、当社グループの成長戦略である「グローバル展開」と合致するテーマであり、2021年には「国連グローバル・コンパクト」に署名し、「人権」「労働」「環境」「腐敗防止」の4分野10原則に関わる様々な活動に取り組んでいます。このテーマに関しては、今日の世界的に政情不安定な地政学リスクの状況も考えますと、より取組みを加速させることが必要だと考えています。

※4 健幸経営：

健康で幸せ、生き活きとした“働きの場と人”を創るためのアズビル独自の取組み。

Q5 ガバナンス面では「指名委員会等設置会社」へ移行を予定しています。その背景、狙いを教えてください。

株主をはじめとするステークホルダーの皆様の期待に応えるとともに、今後、事業環境など一層大きな変化にも対応できる体制にしておくためです

監督と執行の分離を明確化し、意思決定の迅速さと透明度を高める

azbilグループは、持続的な企業価値向上の基盤としてのコーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題と認識し、これまで取締役会の監督・監査機能の強化、経営の透明性・健全性の強化、執行の責任体制明確化等に取り組んできました。

このガバナンスを一層強化していくために、2022年6月23日の定時株主総会のご承認を前提として、これまでの「監査役会設置会社」から「指名委員会等設置会社」へ移行することとしました。

この移行には、監督機能と執行機能の明確な分離を図り、当社グループを取り巻く事業環境の変化が加速する中で、短期的あるいは中長期的な機会とリスクを見極め、迅速に対応すると同時に、意思決定そのものの透明性や健全性を確保するという狙いがあります。

本件の機関決定に至る過程では、取締役会において様々な議論がありました。私としては先行き不透明なこの時代にこそ、社外取締役の多様な意見を取り入れ、経営の監督機能を強化すると同時に迅速な執行を実現できる透明性の高い仕組みが必要と考

INTERVIEW with the PRESIDENT

えました。

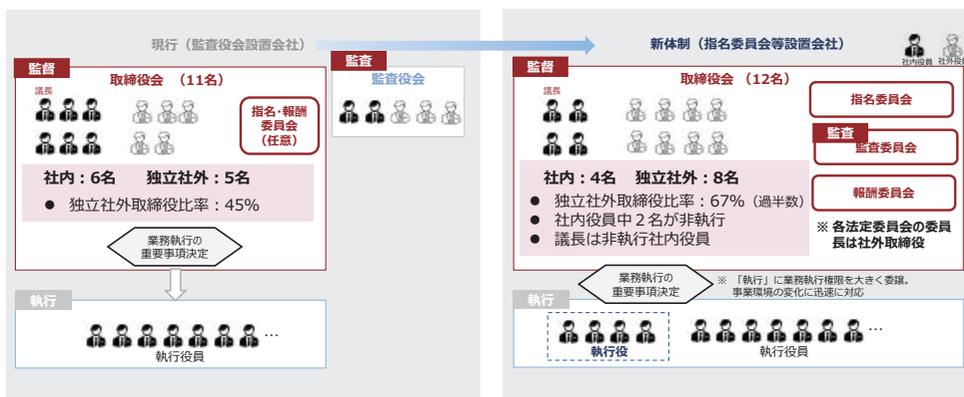
今後、さらに変化の激しい時代に向けて、今回の移行がステークホルダーの皆様にとって良い決断であったとご理解いただけるよう経営を進めます。

取締役、執行役、執行役員を対象とした株式報酬制度を導入

また、これにあわせて、株主の皆様との価値共有を図りながら企業価値の持続的な向上を図ることを目的として、制度運用の透明性、客観性の高い、信託を活用した株式報酬制度の導入を決定しました。執行を担う役員向けの制度には、業績との連動性を持たせ、当社グループが掲げる事業目標達成への動機付けを促す設計とします。また、非執行の取締役向けの制度は、株主の皆様との価値共有を図ることを目的として、業績連動はさせない設計とします。

この制度導入によって、企業価値増大への貢献意識や株主価値の最大化に貢献する意欲を一層高めていく所存です。

また、中期経営計画目標達成に向けては、役員のみならず社員も施策を理解し、中長期的な企業価値向上に取り組んでいくことが重要であると考えています。このため、2017年に導入した「株式給付制度(J-ESOP)」に加えて、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)」の導入を決定しました。本プランは、福利厚生施策であります。社員に対して当社グループの中長期的な企業価値向上のインセンティブを付与することによって、役員、社員ともども同じ目標に向けて進んでいきたいと考えています。



<法定委員会（指名・監査・報酬）の主な役割（指名委員会等設置会社移行後）>

- 【指名委員会】**
 株主総会に提出する取締役の選解任案の決定、並びに法定委員会（指名・監査・報酬）の委員の選定・解職、執行役の選解任及び後継者計画に関する事項等の審議を行う。
- 【監査委員会】**
 執行役・取締役の職務執行に関する監査・監査報告の作成、会計監査人の選解任・不再任に関する議案内容の決定、及び組織的監査の推進等を行う。
- 【報酬委員会】**
 取締役・執行役の報酬制度の方針の決定及び個人別の報酬の決定、並びに報酬制度制定・改廃等その他役員報酬に関する審議を行う。

Q6 不透明な事業環境が続きますが株主還元についてはどのようにお考えですか？

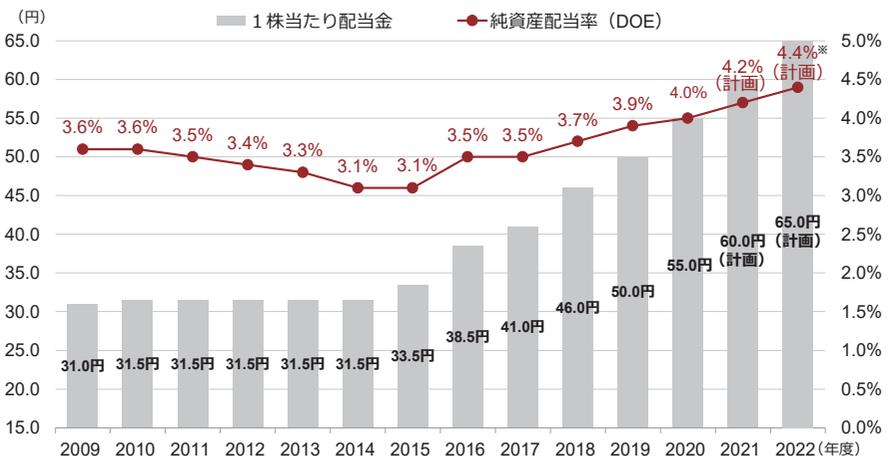
事業環境の変化に迅速に対応するとともに、中長期的な事業の見通しを踏まえ、従来の資本政策の方針に沿って増配を予定し、加えて自己株式の取得と消却を行います

azbilグループは株主価値の増大を図るため、株主還元の充実、成長に向けた投資、健全な財務基盤の3つのバランスに配慮しながら、長期目標として掲げる自己資本当期純利益率（ROE）13.5%程度を目指して規律ある資本政策を展開しています。従来から株主還元については、経営の重要課題の一つと位置付け、現状を踏まえつつ、

長期視点での時間軸をもって対応することが重要と考え、連結業績、純資産配当率（DOE）、ROE等の水準及び将来の事業展開と健全な財務基盤の確保のための内部留保等を総合的に勘案し、配当については、その水準の向上に努めつつ、安定した配当を維持することを基本方針としてきました。

この基本方針に基づき、2021年度の期末配当については、新型コロナウイルス感染拡大や部品調達難等の厳しい環境下でも増収・増益を達成し、健全な財務基盤を維持できていることから、公表通り期末配当金を30円とし、1株当たり年間60円とさせていただきます。当面、部品調達難など事業環境の見通しは不透明さが続くと思われませんが、これらの問題に迅速に対処

株主還元の推移



自己株式取得総額 (億円)						19		29	49	99		99	100 (計画)
自己株式取得総数 (万株)						120		142	187	371		225	400 (計画)

※純資産配当率（DOE）の算定にあたっては、2022年3月末の自己資本をベースに、2022年度に取得する自己株式、2021年度期末配当、2022年度の中間配当支払い及び通期連結業績計画における親会社株主に帰属する当期純利益を考慮したうえで、試算しております。

しつつ、現中期経営計画の諸施策を押し進め、持続的な成長を実現することによって、株主還元の水準向上を図っていきたくと考えています。2022年度の配当につきましては、中長期的な視点とともに、現在の部品調達難等による不透明な影響を想定しつつ事業伸長・収益状況の見通しなども踏まえ、普通配当を5円増配し、1株当たり年間65円を計画しています。また規律ある資本政策の観点から、100億円、400万株（上限）の自己株式の取得を実施する予定です。また150万株の自己株式を消却いたします。

なお、当社グループでは、2021年度より投下資本利益率（ROIC）を新たに導入しました。ROEと合わせ、資本コストを意識した経営の実践を進めることで、企業価値の向上を実現し、株主還元とあわせて株主の皆様のご期待にお応えしていきたいと考えています。

Q7 ステークホルダーへのメッセージをお願いします。

持続可能な社会の実現に向け 変革に挑み続けます

azbilグループは、創業時の精神である「人間の苦役からの解放」の考え方を、人間の幸福のために社会に貢献する価値観として受け継ぎ、グループ理念である「人を中心としたオートメーション」の実践に努めてきました。そして、様々なステークホルダーの皆様と信頼関係を構築することによって継続的な企業価値の向上を図り、

人々の「安心、快適、達成感」を実現するとともに、地球環境に貢献し、持続可能な社会へ「直列」に貢献していくことを目指しています。

現状、気候変動等の社会課題に加えて、新型コロナウイルス感染拡大や部品調達難、ウクライナ情勢等、様々な課題が顕在化しています。「人を中心としたオートメーション」の企業理念のもと、当社グループがこれまで実践してきた「お客様とともに現場で価値を創る」という取組みは、これからの時代にもますます重要であると確信しています。

一方で、「現場の価値」を継続的に提供していくためには、自らが変わり続ける、つまり「変革」に挑んでいく必要があります。製品開発では設計思想の根本にサステナビリティを据える、事業推進にあたっては多様性を尊重し世界中から意欲ある優秀な人材を募り、必要であれば社外のチームとも協力し、切磋琢磨しながら持続的成長を進めていく、さらに経営の意思決定にあたっては透明性・公正性・健全性を徹底する仕組みを磨き続ける…そんな思いで長期目標、中期経営計画目標達成に向け取り組みます。

今後も持続的な成長に向けての「変革」を進めるとともに、国内外のステークホルダーの皆様への情報発信、対話と協働を通じて、当社グループの成長と持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内二丁目7番3号

アズビル株式会社

代表取締役社長 山本 清博

第100期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第100期定時株主総会を後記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本定時株主総会につきましては、新型コロナウイルスの感染状況を勘案し、株主の皆様の安全確保及び感染拡大防止のため規模を縮小し、かつ感染予防措置を講じたうえで開催いたします。また開催にあたっては、株主総会開催日現在における新型コロナウイルスの感染状況が不透明であり、緊急事態宣言の再発出等により、従来の会場が使用できなくなる可能性もあることから、開催場所は昨年引き続き当社「藤沢テクノセンター」とさせていただきますことといたしました。

なお、当日のご出席に代えて、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができます。株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため当日のご来場を極力見合わせ、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって事前に議決権を行使していただくようお願い申し上げます。

議決権行使に関する事項につきましては、15頁をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.azbil.com/jp/ir/>) においてお知らせさせていただきます。

本定時株主総会における新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、19頁に掲載させていただいておりますので、ご参照くださいますようお願い申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、株主総会会場の変更等が生じた場合を含めて、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が発生する場合は、当社ウェブサイト (<https://www.azbil.com/jp/ir/>) においてお知らせさせていただきます。なお、本年につきましても、お土産の準備を取り止めさせていただきます。

記

日 時

2022年6月23日（木曜日）午前10時

場 所

神奈川県藤沢市川名一丁目12番2号

当社藤沢テクノセンター 大会議室

※本年の定時株主総会につきましても、株主総会開催日現在における新型コロナウイルスの感染状況が不透明であり、緊急事態宣言の再発出等により、従来の会場が使用できなくなる可能性があることから、開催場所を当社「藤沢テクノセンター」とさせていただくことといたしました。
末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。

目的事項

- 報告事項**
1. 第100期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第100期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案：剰余金の処分の件
- 第2号議案：定款一部変更の件
- 第3号議案：取締役12名選任の件

以 上

■ インターネットによる開示について

- ・連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
- ・本招集ご通知においては、監査役及び会計監査人が監査報告を作成する際に監査を行った連結計算書類及び計算書類の一部を添付しております。

当社ウェブサイト

<https://www.azbil.com/jp/ir/>

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。是非とも議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権の行使には以下3つの方法がございます。

A 株主総会へ出席する場合



議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
なお、株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日現在の新型コロナウイルス感染の状況やご自身の体調に十分ご配慮のうえ、**どうぞご無理をなさらぬようお願い申し上げます。**

株主総会へのご出席のほか、次のいずれかの方法により議決権を行使することができます。

B 議決権行使書を郵送する場合



議案の賛否を表示のうえ、2022年6月22日（水曜日）午後5時までに到着するようにご返送ください。議決権行使書のご記入方法につきましては、右記をご参照ください。

C インターネット等による議決権行使の場合



①「議決権行使ウェブサイト」にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード・パスワード入力による方法」、又は②同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォン等にてお読み取りいただく「スマート行使」のいずれかの方法で、ご行使いただくことができます。

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書
アズビル株式会社 御中 株主番号

議決権行使個数 個

私は、2022年6月23日開催の貴社第100期定時株主総会（継続会又は延会を含む）における議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。

2022年6月 日

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案 <small>（下の枠欄を参照）</small>
賛否表示欄	○	○	○

見本

azbil

お願い

- 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月22日午後5時までに到着するようにご返送ください。
- 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと○印をご記入ください。
- 議決権をインターネットで行使される場合、下のQRコードをスマートフォンで読み取るか、裏面記載のウェブサイトにごアクセスし、2022年6月22日午後5時までにご行使ください。この場合、議決権行使書を送送される必要はありません。
- QRコード読み取りによるログインでの議決権行使は1回のみ可能です。再度議決権をご行使される場合は、裏面記載のウェブサイトにごアクセスしてご行使ください。

切取 見本

スマートフォン用 議決権行使ウェブサイト ログインQRコード

アズビル株式会社

インターネットと書面両方で議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効とします。株主総会に出席の際は、この用紙の右片を切り離さずそのまま会場受付にご提出ください。

こちらに、議案の賛否をご記入ください。

【第1号議案及び第2号議案】

- 賛成の場合 ➡ “**賛**” に○印
- 否認する場合 ➡ “**否**” に○印

【第3号議案】

- 全員賛成の場合 ➡ “**賛**” に○印
- 全員否認する場合 ➡ “**否**” に○印
- 一部の候補者を否認する場合 ➡ “**賛**” に○印をし、否認する候補者の番号をそのすぐ右の欄に記入

※ 各議案につきまして、賛否の記載がない場合、“**賛**” の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

「スマート行使」の際にお読み取りいただくQRコードが記載されています。
「議決権行使コード・パスワード入力による方法」の際に必要なIDとパスワードは裏面に記載されています。

インターネット等による議決権行使のご案内

議決権行使期限：2022年6月22日（水）午後5時

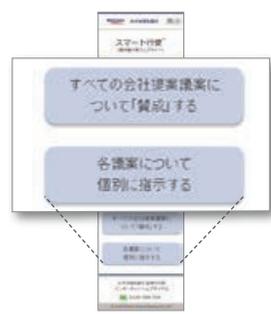
インターネット等による議決権行使をご利用いただくにあたって

- 行使期限は2022年6月22日（水曜日）午後5時までとなっております。行使期限内に当社（株主名簿管理人）に到着したものが有効となりますので、お早めにご行使いただきますようお願いいたします。
- 議決権を議決権行使書の郵送とインターネット等の双方でご行使いただいた場合は、インターネット等によるものを有効とします。インターネット等により複数回ご行使いただいた場合は、最後にご行使いただいたものを有効とします。
- インターネット接続・利用に関する費用は株主様のご負担となります。
- インターネットによる議決権行使の各方法は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

②【スマート行使による方法】

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトログインし、行使することができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコード※1をスマートフォン等※2にて読み取ってください。
- 2 以降は画面の案内にしたがって賛否を入力ください。



※1 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
 ※2 QRコードを読み取れるアプリケーション（又は機能）が導入されていることが必要です。

「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。
 議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙右片の裏面に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」にてログインのうえ、再度議決権行使をお願いいたします。

「議決権行使ウェブサイト」「スマート行使」の操作方法等がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
 **0120-768-524**
 (受付時間 年末年始を除く 午前9時～午後9時)

なお、本招集通知の主要なコンテンツは、パソコン・スマートフォン等でもご覧いただけます。



本招集通知は、パソコン・スマートフォン等でも主要なコンテンツをご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/6845/>



新型コロナウイルス感染症への対応について

開催場所及びお土産の準備につきまして

- 本年の株主総会につきまして、株主総会開催日現在における新型コロナウイルスの感染状況が不透明であり、緊急事態宣言の再発出等により従来の会場が使用できなくなる可能性もあることから、開催場所を当社「藤沢テクノセンター」とさせていただきますことといたしました。
- 本年につきまして、お土産の準備を取り止めさせていただきます。あらかじめご了承ください。

会場での感染予防策及び株主の皆様へのお願い

- 株主総会会場におきましては、感染予防のため座席数など規模を大幅に縮小させていただきます。そのためご入場いただけない場合がございますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日現在の状況やご自身の体調に十分ご配慮のうえ、どうぞご無理をなさらぬようお願い申し上げます。
- 特に感染による影響が大きいとされるご高齢の株主様、基礎疾患をお持ちの株主様、妊娠されている株主様におかれましては、より慎重な判断をお願い申し上げます。
- 株主総会会場におきましては、開催日現在の状況に応じて、役員・係員のマスク着用やアルコール消毒液の設置等、感染予防措置を講じてまいります。
- 会場入口においてサーモグラフィ等による検温を実施いたします。
そのうえで発熱が認められた株主様又は体調不良と見受けられる株主様につきましては、係員よりお声がけさせていただき、入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

議決権行使のお願い

- 株主総会における議決権は株主の皆様の重要な権利です。
- 株主総会における議決権は、「議決権行使書を郵送する方法」のほかに、「インターネット（パソコン又はスマートフォン等）による方法」によってもご行使いただけます。本年は新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様におかれましては、当日のご来場を極力見合わせ、当日のご出席に代えて事前に議決権を行使していただくようお願い申し上げます。

株主総会の運営に大きな変更が生じた場合につきまして

- 株主総会会場の変更等が生じた場合を含めて、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が発生する場合は、当社ウェブサイト (<https://www.azbil.com/jp/ir/>) においてお知らせさせていただきます。

株主総会当日の様子の子ライブ配信等につきまして

- 株主総会当日の様子の一部は、インターネット上のライブ配信を通じ、当社ウェブサイトの「投資家情報」ページにてご覧いただくことができます。
- ご使用のパソコンの環境（機能、性能）やインターネットの通信環境並びに回線状況により、映像や音声に不具合が生じる場合やご視聴いただけない場合があるほか、各種タブレット、スマートフォンの機種によっては、ご視聴いただけない場合がございます。また、当日は、インターネット環境、機材トラブルやその他の諸事情により、やむを得ずライブ配信を中断又は中止することがございます。なお、ご視聴に伴う通信料金等は、株主様のご負担となります。あらかじめご了承ください。
- 株主の皆様のプライバシーに配慮いたしまして、中継の映像は、議長席及び役員席付近のみとさせていただきますが、やむを得ずご出席の株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ライブ配信は、会社法上の株主総会での会場ではございませんので、ライブ配信内での議決権行使等はできません。議決権行使は、あらかじめ議決権行使書を郵送する方法又はインターネット（パソコン又はスマートフォン等）により、事前に行使用いただくようお願い申し上げます。
- また、株主総会当日の様子の一部を録画した動画につきましても、後日当社ウェブサイトの「投資家情報」ページにて動画配信いたしますので、あわせてご利用ください。

<https://www.azbil.com/jp/ir/>

株主総会参考書類

■第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと位置付けており、連結業績、純資産配当率（DOE）・自己資本当期純利益率（ROE）等の水準及び将来の事業展開と健全な財務基盤の確保のための内部留保等を総合的に勘案して、配当水準の向上に努めつつ、安定した配当を維持していきたいと考えております。

以上の方針に基づきまして、第100期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金30円

総額4,176,697,170円

なお、2021年12月に中間配当金として1株につき30円をお支払いいたしましたので、当期の年間の配当金は1株につき60円となります。

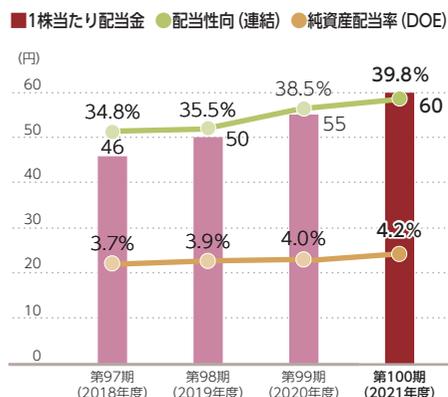
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月24日

ご参考

株主還元の考え方

当社は、株主の皆様への利益還元の充実、成長に向けた投資、健全な財務基盤の3つのバランスに配慮しながら、規律ある資本政策を展開し、企業価値の維持・向上を図ることを目指しております。経営の重要課題と位置付ける株主還元については、連結業績、DOE・ROE等の水準及び将来の事業展開と健全な財務基盤確保のための内部留保等を総合的に勘案し、配当を中心に自己株式取得を機動的に組み入れた還元を行っております。特に配当については、その水準向上に努めつつ、安定した配当を維持していくことを目指しております。



2018年10月1日付で普通株式1株を2株の割合で株式分割を行っております。上記の1株当たり配当金は株式分割の影響を適宜適用しております。

■第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、「長期目標（2030年度）」及び「中期経営計画（2021～2024年度）」の実現に向け、当社におけるコーポレート・ガバナンスの更なる改革を進めることを目的に、監督機能と執行機能の明確な分離を図り、経営の監督機能の更なる強化を実現するため、「指名委員会等設置会社」へ移行することといたしたいと存じます。これに伴い、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会並びに執行役に係る規定の新設（変更案第4条、第28条～第34条）、各法定の委員会設置に伴うコーポレート・ガバナンス体制強化のための取締役の定員の変更（変更案第18条）や取締役の任期が1年になることに伴う規定の変更（変更案第20条）、監査役及び監査役に係る規定の削除（現行定款第29条～第36条）並びにその経過措置等、所要の変更を行うものであります。なお、変更案第34条（執行役の責任免除）の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) また、指名委員会等設置会社への移行に伴い監督機能が高まることを踏まえ、会社法第459条第1項各号の規定に基づき、取締役会が機動的な剰余金の配当等を決定することができるよう、剰余金の配当等の決定の機関に係る規定の新設（変更案第36条）等、所要の変更を行うものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されることに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。
- ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
 - ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
 - ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④上記の新設又は削除される規定の効力発生日等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。
- (4) その他、上記変更に伴う条数の調整及び所要の変更を行うものであります。
- なお、本議案に係る定款変更の効力は、変更案における附則第2条第1項に別途定めるものを除き、本総会終結の時をもって生じるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略) (機 関)	第1条～第3条 (現行どおり) (機 関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役の ほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、指名委員会等設置会社 として、株主総会及び取締役のほ か、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. <u>監査役</u>	2. <u>指名委員会、監査委員会及び報 酬委員会</u>
3. <u>監査役会</u>	3. 執行役
4. 会計監査人	4. 会計監査人
(公告方法)	(公告方法)
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 (条文省略) (自己の株式の取得)	第6条 (現行どおり)
第7条 <u>当社は、会社法第165条第2項の 規定により、取締役会の決議によっ て市場取引等により自己の株式を 取得することができる。</u>	(削 除)
第8条～第10条 (条文省略) (株主名簿管理人)	第7条～第9条 (現行どおり) (株主名簿管理人)
第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取 扱場所は、取締役会の決議によっ て定め、これを公告する。	第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取 扱場所は、取締役会の決議又は取 締役会の決議による委任を受け <u>た執行役の決定</u> によって定め、こ れを公告する。
当社の株主名簿及び新株予約 権原簿の作成並びに備え置きそ の他の株主名簿及び新株予約権 原簿に関する事務は、これを株主 名簿管理人に委託し、当社にお いては取り扱わない。	当社の株主名簿及び新株予約 権原簿の作成並びに備え置きそ の他の株主名簿及び新株予約権 原簿に関する事務は、これを株主 名簿管理人に委託し、当社にお いては取り扱わない。
(株式取扱規則)	(株式取扱規則)
第12条 当社の株式に関する取り扱い 及び手数料は、法令又は本定款の ほか、 <u>取締役会において定める株 式取扱規則</u> による。	第11条 当社の株式に関する取り扱い 及び手数料は、法令又は本定款の ほか、 <u>取締役会の決議又は取締 役会の決議による委任を受けた執 行役の決定によって定める株式 取扱規則</u> による。

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第14条 (条文省略) (招集者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会の招集者及び議長は、取締役社長がこれに当たる。 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれに代る。 (新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第13条 (現行どおり) (招集者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会の招集者は、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれに当たる。当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれに代る。 2. 株主総会の議長は、取締役会においてあらかじめ定めた取締役又は執行役がこれに当たる。当該取締役又は執行役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役又は執行役がこれに代る。</p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p>	
<p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p>
<p>第17条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (定 員)</p> <p>第19条 当社の取締役は、3名以上11名以内とする。 (選 任)</p> <p>第20条 (条文省略)</p>	<p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>第16条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (定 員)</p>	<p>第16条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (定 員)</p>
<p>第18条 当社の取締役は、3名以上15名以内とする。 (選 任)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p>	<p>第18条 当社の取締役は、3名以上15名以内とする。 (選 任)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 増員又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任者の任期の満了する時とする。</p>	<p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役社長を定め、このほかに役付取締役を定めることができる。</p>	<p>(役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって役付取締役を定めることができる。</p>
<p>(執行役員)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>(執行役員)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、報酬委員会の決議をもってこれを定める。</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役にこれを発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役にこれを発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が、書面又は電磁的方法により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が、書面又は電磁的方法により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会規則)</p> <p>第28条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会規則)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
第5章 <u>監査役及び監査役会</u> (定員)	(削 除)
第29条 <u>当社の監査役は、3名以上5名以内とする。</u>	(削 除)
(選任)	
第30条 <u>監査役は、株主総会の決議により選任する。</u> <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決定する。</u>	(削 除)
(任期)	
第31条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>会社法第329条第3項の規定により選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> 3. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了する時とする。ただし、前項の規定により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合、当該監査役の任期は、補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。</u>	(削 除)
(常勤の監査役)	
第32条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	(削 除)
(報酬等)	
第33条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u>	(削 除)

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役にこれを発する。</p> <p>ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会規則)</u></p> <p>第36条 監査役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第5章 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(選 定)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第28条 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を構成する委員は、取締役の中から取締役会の決議によって選定する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(委員会に関する規則)</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第29条 各委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める各委員会規則による。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第6章 執行役</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(選 任)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第30条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。</p>

現行定款	変更案
(新 設)	<p>(任 期)</p> <p><u>第31条</u> 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。</p>
(新 設)	<p>(代表執行役及び役付執行役)</p> <p><u>第32条</u> 取締役会は、その決議によって執行役の中から代表執行役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって執行役社長を定め、このほかに役付執行役を選定することができる。</p>
(新 設)	<p>(報酬等)</p> <p><u>第33条</u> 執行役の報酬等は、報酬委員会の決議をもってこれを定める。</p>
(新 設)	<p>(執行役の責任免除)</p> <p><u>第34条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p>
<p>第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p>	<p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p>
<p><u>第37条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第35条</u> (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p>
(新 設)	<p><u>第36条</u> 当社は、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p>
(新 設)	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>第37条</u> 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とし、中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>2. 当社は、前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</p>
<p>(剰余金の配当)</p> <p><u>第38条</u> 当社の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。</p>	<p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
(中間配当)	
<p>第39条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>	(削 除)
(配当金の除斥期間等)	(配当金の除斥期間等)
第40条 (条文省略)	第38条 (現行どおり)
(新 設)	<u>(附 則)</u>
(新 設)	<u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u>
	<p>第1条 <u>第100期定時株主総会終結前の監査役の責任については、当該株主総会の決議による変更前の定款第34条の規定はなお効力を有する。</u></p>
(新 設)	<u>(電子提供措置等に関する規定の効力発生日及び経過措置)</u>
	<p>第2条 <u>変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本条の規定は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役12名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、本定時株主総会終結の時をもって監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行し、それに伴い現取締役11名及び監査役5名の全員が任期満了となりますので取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。なお、本候補者の選定にあたっては、役員 の指名及び報酬に関する任意の諮問機関である「指名・報酬委員会」の審議を経て、取締役会 で決定しております。また、独立社外取締役候補者につきましては、当社が独自に定める「社外役員の独立性判断基準」により、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断しております。なお、東京証券取引所が定める独立役員の要件を 満たしているため、社外取締役候補者8名のうち現任の社外取締役4名は既に同取引所に対 して独立役員として届け出ており、新任の社外取締役候補者4名も届け出る予定であります。

候補者 番号	氏名	当社における地位・担当	取締役会 出席回数
1	重任 社内 曽 ね 寛 純 ひろ ずみ	代表取締役会長、執行役員会長 (取締役会議長、指名・報酬委員会委員、 グループガバナンス強化担当)	12回/12回
2	重任 社内 山 本 清 博 もと きよ ひろ	代表取締役社長、執行役員社長 (グループCEO (Chief Executive Officer)、指名・ 報酬委員会委員、グループ監査、経営企画部担当)	12回/12回
3	重任 社内 横 田 隆 幸 よこ た たか ゆき	取締役、執行役員専務 (社長補佐、コーポレート機能全般、コーポレートコミュニケーション、azbilグルー プ-CSR、内部統制、施設・事業所、役員会室、グループ経営管理本部、総務部、サ ステナビリティ推進本部、法務的財産部、国際事業推進本部担当)	12回/12回
4	新任 社内 かつ 勝 田 久 哉 た ひさ や	常勤監査役	12回/12回 ※現任の監査役と しての出席回数
5	重任 社外 独立役員 伊 藤 武 い とう たけし	社外取締役、指名・報酬委員会委員	12回/12回
6	重任 社外 独立役員 女性 ふじ 藤 宗 和 香 そう わ か	社外取締役、指名・報酬委員会委員	12回/12回
7	重任 社外 独立役員 なが はま みつ ひろ 永 濱 光 弘	社外取締役	12回/12回
8	重任 社外 独立役員 女性 アンカー ツェーハン	社外取締役	12回/12回
9	新任 社外 独立役員 さく 佐久間 稔 ま みの	社外監査役	12回/12回 ※現任の監査役と しての出席回数
10	新任 社外 独立役員 さ 佐 藤 文 俊 とう ふみ とし	社外監査役	12回/12回 ※現任の監査役と しての出席回数
11	新任 社外 独立役員 よし 川 しげ あき かわ しげ あき	新任候補者	- / -
12	新任 社外 独立役員 み 三 浦 智 康 うら とも やす	新任候補者	- / -

候補者番号

1

そ ね ひろずみ
曾 禰 寛 純 (重任) (社内)
(1955年1月16日生)



● 当社における地位・担当

地位：代表取締役会長、執行役員会長

担当：指名・報酬委員会委員、グループガバナンス強化

● 重要な兼職の状況

安田倉庫株式会社社外取締役、一般社団法人日本電気計測器工業会会長

● 略歴

- 1979年 4月 当社入社
- 1996年 4月 当社工業システム事業部システム開発統括部
システムマーケティング部長
- 1998年 10月 山武産業システム株式会社(現:当社アドバンスオートメーション
カンパニー)移籍 同社マーケティング部長
- 2000年 6月 同社取締役マーケティング部長
- 2003年 4月 当社執行理事アドバンスオートメーションカンパニー
エンジニアリング本部長
- 2005年 4月 当社執行役員経営企画部長
- 2008年 4月 当社執行役員常務経営企画部長
- 2009年 4月 当社執行役員常務
- 2010年 6月 当社取締役兼執行役員常務
- 2012年 4月 当社代表取締役社長兼執行役員社長
- 2020年 4月 当社代表取締役会長兼社長 執行役員会長兼社長
- 2020年 5月 一般社団法人日本電気計測器工業会会長(現任)
- 2020年 6月 当社代表取締役会長 執行役員会長(現任)
- 2021年 6月 安田倉庫株式会社 社外取締役(現任)

● 所有する当社 株式の数

36,400株

● 取締役会出席 回数

12回/12回

■ 取締役候補者として選任した理由

曾禰寛純氏は、国内外において、工業市場の制御・自動化ビジネスに携わり、アドバンスオートメーション事業のマーケティング、エンジニアリングの責任者、子会社社長、経営企画部長等を歴任の後、2012年から当社代表取締役社長を務め、CEOとして経営の指揮を執り、人を中心としたオートメーションの企業理念の実践を通して、事業ポートフォリオの組替や新規分野への進出等、事業拡大と持続的な企業価値向上に取り組んでまいりました。また、2020年より当社代表取締役会長、取締役会議長として、コーポレート・ガバナンスの強化にも取り組んでまいりました。当社における豊富な経営経験を活かし、経営目標の達成に向けて経営の監督機能を強化できることから、持続的な企業価値向上のために適切かつ必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

2

やまもと きよひろ
山本 清博

重任 社内
(1965年3月14日生)



●当社における地位・担当

地位：代表取締役社長、執行役員社長

担当：グループCEO（Chief Executive Officer）、指名・報酬委員会委員、
グループ監査、経営企画部

●重要な兼職の状況

—

●略歴

- 1989年 4月 当社入社
- 2007年 4月 当社ビルシステムカンパニーマーケティング本部
環境マーケティング部長
- 2011年 4月 当社ビルシステムカンパニーマーケティング本部長
- 2012年 4月 当社理事ビルシステムカンパニーマーケティング本部長
- 2014年 4月 当社理事経営企画部長
- 2017年 4月 当社執行役員経営企画部長兼ビルシステムカンパニー
マーケティング本部長
- 2018年 4月 当社執行役員常務ビルシステムカンパニー
マーケティング本部長
- 2020年 4月 当社執行役員副社長
- 2020年 6月 当社代表取締役社長 執行役員社長（現任）

●所有する当社 株式の数

12,939株

●取締役会出席 回数

12回／12回

■取締役候補者として選任した理由

山本清博氏は、国内外において、ビルディングオートメーション事業のマーケティング、営業、事業企画に携わり、さらにグローバルにおける事業責任者として実績を重ね、新たなソリューションの創出、エネルギーマネジメント事業の立ち上げ・JV（共同企業体）の経営等に取り組んでまいりました。また、経営企画部長、当社グループ全体のマーケティング責任者を歴任の後、2020年より代表取締役社長を務め、CEOとして経営の指揮を執り、新たな長期計画、中期経営計画を策定し、人を中心としたオートメーションの理念のもと、中期的な発展を確実なものとし、企業価値を持続的に向上させることに取り組んでまいりました。当社における豊富な事業経験と優れたリーダーシップを有していることから、持続的な企業価値向上のために適切かつ必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者となりました。

トップインタビュー

招集ご通知

各種ご案内

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告

株主の皆様へ

候補者番号

3

よこた たかゆき
横田 隆幸

重任 社内
(1960年11月1日生)



● 当社における地位・担当

地位：取締役、執行役員専務

担当：社長補佐、コーポレート機能全般、コーポレートコミュニケーション、azbilグループ-CSR、内部統制、施設・事業所、役員会室、グループ経営管理本部、総務部、サステナビリティ推進本部、法務知的財産部、国際事業推進本部

● 重要な兼職の状況

—

● 略歴

- 1983年 4月 株式会社富士銀行(現:株式会社みずほ銀行) 入行
- 2005年 11月 株式会社みずほフィナンシャルグループIR部長
- 2010年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行(現:株式会社みずほ銀行) 執行役員投資銀行業務管理部長
- 2012年 6月 みずほ総合研究所株式会社常勤監査役
- 2013年 4月 当社入社(専任理事)
- 2014年 4月 当社執行役員グループ経営管理本部長
- 2016年 4月 当社執行役員常務グループ経営管理本部長
- 2017年 4月 当社執行役員常務グループ経営管理本部長兼国際事業推進本部長
- 2018年 4月 当社執行役員常務
- 2018年 6月 当社取締役兼執行役員常務
- 2020年 4月 当社取締役兼執行役員専務(現任)

● 所有する当社株式の数

14,400株

● 取締役会出席回数

12回/12回

■ 取締役候補者として選任した理由

横田隆幸氏は、グループ経営管理本部長、国際事業推進本部長を歴任いたしました。2018年に取締役に就任し、コーポレート機能全般を担当しリスクマネジメントやコーポレート・ガバナンス、CSRへの取組み、積極的な株主還元、適正な会計処理の遵守に取り組んでまいりました。また、金融機関におけるグローバルビジネス、IR活動の経験を活かし、海外現地法人の体制整備及び事業成長に向けたグローバルな経営基盤の整備のほか、コーポレートコミュニケーション担当役員として、ステークホルダーの皆様との建設的な対話促進等に向けた活動を進めております。経営管理全般に関する幅広い知見と優れたリーダーシップを有していることから、持続的な企業価値向上のために適切かつ必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者番号

4

かつた ひさや
勝田 久哉

新任 社内
(1958年2月27日生)



● 当社における地位・担当・委嘱

地位：常勤監査役

● 重要な兼職の状況

—

● 略歴

- 1983年 4月 当社入社
- 2005年 4月 当社生産企画部長
- 2010年 2月 当社監査室長
- 2011年 4月 当社理事グループ監査部長
- 2012年 4月 当社理事プロダクションマネジメント本部プロダクション管理部長
- 2014年 4月 当社理事プロダクションマネジメント本部購買部長
- 2015年 6月 当社常勤監査役(現任)

● 所有する当社株式の数

11,600株

● 取締役会出席回数

12回/12回

※常勤監査役としての出席回数

■ 取締役候補者として選任した理由

勝田久哉氏は、生産企画部長及びグループ監査部長を歴任いたしました。2015年に監査役に就任し、生産等の現場や内部監査部門での経験を活かした全社的な観点からの監査を実施し、当社のコーポレート・ガバナンス及び内部統制の向上に貢献してまいりました。また、財務・会計及びリスク・コンプライアンスの知見のほか、新技術及び生産に関する知見も有しております。当社の持続的な企業価値向上のために適切かつ必要な人材と判断し、新たに取締役候補者となりました。

トップインタビュー

招集ご通知

各種ご案内

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類・

監査報告

株主の皆様へ

候補者番号

5

いとう
伊藤

たけし
武

重任 社外 独立役員
(1943年8月19日生)



●当社における地位・担当

地位：社外取締役

●重要な兼職の状況

●略歴

- 1969年 9月 パーナム・アンド・カンパニー入社
- 1983年 10月 ファースト・ボストン・コーポレーション
(現:クレディ・スイス・グループAG)ディレクター
- 1993年 10月 スミス・バーニー証券会社(現:シティグループ証券株式会社)
東京支店 マネージング・ディレクター兼東京副支店長
- 1998年 10月 UBS投信投資顧問株式会社
(現:UBSアセット・マネジメント株式会社)代表取締役社長
- 2010年 12月 ジャパン・ウェルス・マネジメント証券株式会社
(現:あおぞら証券株式会社)最高顧問
- 2012年 2月 あおぞら証券株式会社副会長兼最高執行責任者
- 2013年 6月 同社顧問
- 2014年 6月 当社社外取締役(現任)
- 2018年 6月 あおぞら証券株式会社顧問退任

●所有する当社株式の数

10,800株

●取締役会出席回数

12回/12回

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

伊藤武氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。

同氏は、国内外の投資銀行、投資顧問会社等における経営経験、アナリスト経験に加え、長期にわたる海外勤務経験や資金調達業務、M&Aのアドバイスを含むコンサルティングビジネスの経験から、高度な企業分析等で高い実績を有しております。また、国内外での投資運用会社役員としての経験等を活かして、当社取締役会においては業務執行の監督のみならず、経営の透明性・公正性を高めるため、国際金融、投資分野での専門家としての高度な知識と経験から資本市場からの視点も踏まえた積極的な発言を行い、業務執行に対する監督、助言等、適切な役割を果たしており、今後も当社の経営の高度化への貢献を期待しております。持続的な企業価値向上のために適切かつ必要な人材と判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。

■ 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数

伊藤武氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、8年であります。

■ 社外取締役候補者の独立性について

伊藤武氏との間には社外取締役としての報酬以外に金銭等の取引もなく、当社経営陣との間においても特別な利害関係を有しておらず、当社が独自に定める「社外役員の独立性判断基準」により、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断しております。なお、当社は同氏を東京証券取引所に対して独立役員として届け出ております。

■ 社外取締役との責任限定契約

当社は、社外取締役が期待される役割を發揮できるよう現行定款第25条において、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより社外取締役候補者である伊藤武氏につきまして、現在、当社との間で責任限定契約を締結しており、伊藤武氏の再任が承認された場合、同氏との当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。

候補者番号

6

ふじそう

わか

藤宗 和香

重任 社外 独立役員 女性

(1949年1月6日生)



●所有する当社株式の数

1,500株

●取締役会出席回数

12回/12回

●当社における地位・担当

地位：社外取締役

●重要な兼職の状況

-

●略歴

- 1980年 4月 検事任官・東京地方検察庁検事
- 2001年 4月 東京高等検察庁検事
- 2007年 12月 最高検察庁検事
- 2008年 3月 最高検察庁検事退官
- 2008年 4月 内閣府情報公開・個人情報保護審査会委員
- 2008年 11月 同委員退任
- 2009年 4月 立教大学大学院法務研究科教授
- 2011年 9月 厚生労働省医道審議会委員
- 2014年 3月 立教大学大学院法務研究科教授退職
- 2015年 6月 当社補欠監査役
- 2018年 6月 当社社外取締役(現任)
- 2019年 10月 厚生労働省医道審議会委員退任

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

藤宗和香氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。

同氏は、長年にわたり検事として活躍してこられ、最高検察庁検事退官後は法科大学院で教鞭をとるかたわら国の審議会委員を務めるなど、高い見識と豊富な経験を有しております。当社の取締役会においては業務執行の監督のみならず、コンプライアンス経営やリスク管理の更なる徹底と経営の透明性・公正性を高めるため、法律専門家としての幅広い知識からサステナビリティ・ダイバーシティやCSRの観点も踏まえた積極的な発言を行い、業務執行に対する監督、助言等、適切な役割を果たしており、今後も当社の経営の高度化への貢献を期待しております。持続的な企業価値向上のために適切かつ必要な人材と判断し、引き続き社外取締役候補者としてしました。

■ 会社の経営に関与したことの無い候補者に関して社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものとして当社が判断した理由

藤宗和香氏は、検事、大学院教授として企業法務及びコンプライアンスに関して豊富な経験と高い専門知識を有しており、また経営に関しましても高い見識を有していることから、客観的立場から当社の社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

■ 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数

藤宗和香氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、4年であります。

■ 社外取締役候補者の独立性について

藤宗和香氏との間には社外取締役としての報酬以外に金銭等の取引もなく、当社経営陣との間においても特別な利害関係を有しておらず、当社が独自に定める「社外役員の独立性判断基準」により、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断しております。なお、当社は同氏を東京証券取引所に対して独立役員として届け出ております。

■ 社外取締役との責任限定契約

当社は、社外取締役が期待される役割を発揮できるよう現行定款第25条において、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより社外取締役候補者である藤宗和香氏につきまして、現在、当社との間で責任限定契約を締結しており、藤宗和香氏の再任が承認された場合、同氏との当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。

候補者番号

7

ながはま みつひろ
永濱 光弘

重任 社外 独立役員
(1953年10月24日生)



● 当社における地位

地位：社外取締役

● 重要な兼職の状況

株式会社クラレ社外監査役、日本精工株式会社社外取締役、
一般社団法人日本経済調査協議会代表理事 副理事長

● 略歴

1976年 4月 株式会社富士銀行(現:株式会社みずほ銀行)入行
2003年 3月 株式会社みずほコーポレート銀行(現:株式会社みずほ銀行)
執行役員大手町営業第六部長兼大手町営業第七部長
2005年 4月 同行常務執行役員営業担当役員
2006年 3月 同行常務執行役員米州地域統括役員
2010年 4月 同行取締役副頭取兼副頭取執行役員米州地域統括役員
2013年 3月 同行退社
2013年 4月 みずほ証券株式会社取締役会長兼米国みずほ証券会長
2015年 4月 みずほ証券株式会社常任顧問
2015年 6月 当社社外監査役
2018年 3月 株式会社クラレ社外監査役(現任)
2019年 3月 東京建物株式会社社外取締役
2019年 6月 当社社外取締役(現任)
2019年 6月 一般社団法人日本経済調査協議会代表理事 副理事長(現任)
2020年 3月 みずほ証券株式会社常任顧問退任
2020年 6月 日本精工株式会社社外取締役(現任)
2021年 3月 東京建物株式会社社外取締役退任

● 所有する当社株式の数

一株

● 取締役会出席回数

12回/12回

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

永濱光弘氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

同氏は、金融機関で要職を歴任し、企業経営、金融・証券分野及びグローバルビジネスに関する幅広い知識と豊富な経験を有しております。2015年に当社の社外監査役に就任し、コーポレート・ガバナンスや会社経営の在り方等についての優れた見識を活かして当社事業全般を監査し、独立した立場から当社のコーポレート・ガバナンス及び内部統制の向上に貢献、また、2019年より当社の社外取締役として業務執行の監督のみならず、経営の透明性・公平性を高めるため、資本市場からの視点やグローバルな観点も踏まえた積極的な発言を行い、業務執行に対する監督、助言等、適切な役割を果たしており、今後も当社の経営の高度化への貢献を期待しております。持続的な企業価値向上のために適切かつ必要な人材と判断し、引き続き社外取締役候補者としてしました。

■ 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数

永濱光弘氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、3年であります。

■ 社外取締役候補者の独立性について

永濱光弘氏との間には社外取締役としての報酬以外に金銭等の取引もなく、当社経営陣との間においても特別な利害関係を有しておりません。

同氏は株式会社みずほ銀行の出身者ですが、同行を9年前に退社しております。同行は当社の株式を2,809千株（保有比率は2.01%）保有しておりますが、金融商品取引法に定める主要株主基準（10%）を大きく下回っております。また、同行からの借入額は4,106百万円と当社連結総資産280,052百万円の1.4%であり、かつ当社グループは実質的に借入を行っている状態（手元資金を上回る借入を行っている場合）でないため、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」における主要な借入先には該当いたしません。また、同氏はみずほ証券株式会社の取締役役に就任しておりましたが、2015年3月に退任しております。（同社顧問は2020年3月に退任しております。）当社は同社との間に取引関係はありますが、直近事業年度及び先行する3事業年度において当社連結売上高及び同社の連結売上高に対する取引額の割合はいずれも0.3%に満たない額であり、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」における主要な取引先には該当いたしません。また、現在同氏の兼職先である株式会社クラレ及び日本精工株式会社と当社との間にそれぞれ取引関係はありますが、直近事業年度及び先行する3事業年度において当社の連結売上高及び各社の連結売上高に対する取引額の割合はいずれも0.1%に満たない額であり、当社の定める社外役員の独立性判断基準における主要な取引先には該当いたしません。

上記のことから、当社は同氏を一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、東京証券取引所に対して独立役員として届け出ております。

■ 社外取締役との責任限定契約

当社は、社外取締役が期待される役割を発揮できるよう現行定款第25条において、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより社外取締役候補者である永濱光弘氏につきまして、現在、当社との間で責任限定契約を締結しており、永濱光弘氏の再任が承認された場合、同氏との当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。

候補者番号

8

アンカー ツェー ハン

重任 社外 独立役員 女性
(1964年1月12日生)



●当社における地位・担当

地位：社外取締役

●重要な兼職の状況

弁護士(オーストラリア、英国、香港)

●略歴

1987年 7月 Baker McKenzie入所
1991年 7月 同所東京事務所勤務
1999年 7月 同所パートナー
2018年 7月 同所顧問
2019年 3月 同所顧問退任
2020年 6月 当社社外取締役(現任)

●所有する当社株式の数

一株

●取締役会出席回数

12回／12回

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

アンカー ツェー ハン氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。

同氏は、国際法律事務所においてパートナー弁護士として海外企業案件に加え、日本企業の国際間取引案件での取引契約の締結の支援を行ってまいりました。また、日系企業との業務経験も多く日本の商習慣にも詳しく、さらに当社が属する業界に関する知識も有しております。当社の取締役会においては国際ビジネスに関する高い知見を活かして、業務執行の監督のみならず、国際事業伸長に向けた投資への考え方やグローバルな観点も踏まえた積極的な発言を行い、業務執行に対する監督、助言等、適切な役割を果たしており、今後も当社の経営の高度化への貢献を期待しております。持続的な企業価値向上のために適切かつ必要な人材と判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。

■会社の経営に関与したことのない候補者に関して社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものとして当社が判断した理由

アンカー ツェー ハン氏は、国際法律事務所でパートナー弁護士として契約締結の支援を行い、日本の商習慣にも詳しく豊富な経験と高い専門知識を有しており、また当社が属する業界に関する知識や経営に関しても高い見識を有していることから、客観的立場から当社の社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

■社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数

アンカー ツェー ハン氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、2年であります。

■社外取締役候補者の独立性について

アンカー ツェー ハン氏との間には社外取締役としての報酬以外に金銭等の取引もなく、当社経営陣との間においても特別な利害関係を有しておらず、当社が独自に定める「社外役員の独立性判断基準」により、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断しております。なお、当社は同氏を東京証券取引所に対して独立役員として届け出ております。

■社外取締役との責任限定契約

当社は、社外取締役が期待される役割を発揮できるよう現行定款第25条において、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより社外取締役候補者であるアンカー ツェー ハン氏につきまして、現在、当社との間で責任限定契約を締結しており、アンカー ツェー ハン氏の再任が承認された場合、同氏との当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。

候補者番号
9

さくま みのる
佐久間 稔

新任 社外 独立役員
(1949年3月19日生)



● **当社における地位・担当**

地位：社外監査役

● **重要な兼職の状況**

—

● **略歴**

- 1971年 4月 日本輸出入銀行入行(現:株式会社国際協力銀行)
- 1998年 5月 同行情報システム部長
- 1999年 10月 株式会社国際協力銀行開発金融研究所副所長
- 2000年 5月 同行退社
- 2000年 5月 カピウナス投資株式会社常務取締役
- 2009年 6月 同社退社
- 2009年 6月 日揮株式会社(現:日揮ホールディングス株式会社)常勤監査役(社外監査役)
- 2016年 6月 同社退社
- 2019年 6月 当社社外監査役(現任)

● **所有する当社株式の数**

700株

● **取締役会出席回数**

12回/12回

※社外監査役としての出席回数

■ **社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

佐久間稔氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。同氏は、政策金融機関において要職を歴任し、国際金融における幅広い知識と海外での豊富な経験に加えて、投資会社における経営経験、グローバルな活動を展開する事業会社における社外監査役としての経験を有しております。2019年に当社の社外監査役に就任し、当社事業全般を監査し、独立した立場から当社のコーポレート・ガバナンス及び内部統制の向上に貢献するほか、当社の取締役会においては当社の事業・財務戦略の妥当性やグループ全体でのコーポレート・ガバナンス強化の観点から質問を行っております。また、財務・会計・法務に関する知見のほか、グローバルビジネスに関する知見も有しており、当社の経営の高度化への貢献を期待しております。当社の持続的な企業価値向上のために適切かつ必要な人材と判断し、新たに社外取締役候補者となりました。

■ **社外取締役候補者が社外役員に就任してからの年数**

佐久間稔氏は現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって、3年であります。

■ **社外取締役候補者の独立性について**

佐久間稔氏との間には社外監査役としての報酬以外に金銭等の取引もなく、当社経営陣との間においても特別な利害関係を有しておりません。同氏は日揮株式会社の常勤社外監査役に就任しておりましたが、2016年6月に退任しております。なお、当社は同社との間に取引関係はありますが、直近事業年度及び先行する3事業年度において当社連結売上高及び同社の連結売上高に対する取引額の割合はいずれも0.1%に満たない額であり、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」における主要な取引先には該当いたしません。上記のことから、当社は同氏を一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断しており、現在、東京証券取引所に対して独立役員として届け出ており、今般、社外取締役候補者としてあらためて届け出る予定であります。

■ **社外取締役との責任限定契約**

当社は、社外監査役が期待される役割を発揮できるよう現行定款第34条において、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、現在社外監査役である佐久間稔氏につきまして、当社との間で責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。また、当社では、現行定款第25条において、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより社外取締役候補者である同氏につきまして、同氏の選任が承認された場合、当社との間で当該契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額とする予定であります。

候補者番号

10

さとう ふみとし
佐藤 文俊

新任 社外 独立役員
(1954年2月16日生)



● 当社における地位・担当

地位：社外監査役

● 重要な兼職の状況

株式会社タカラトミー社外取締役

● 略歴

- 1976年 4月 日本銀行入行
- 1998年 4月 同行青森支店長
- 2001年 5月 同行福岡支店長
- 2004年 4月 同行退行
- 2004年 4月 株式会社堀場製作所常務執行役員
- 2005年 6月 同社常務取締役
- 2017年 3月 同社常務取締役退任
- 2017年 3月 同社顧問
- 2018年 5月 同社退社
- 2018年 5月 一般社団法人東京科学機器協会監事
- 2019年 6月 株式会社タカラトミー社外取締役(現任)
- 2019年 6月 当社社外監査役(現任)
- 2020年 5月 一般社団法人東京科学機器協会監事退任

● 所有する当社株式の数

3,500株

● 取締役会出席回数

12回/12回

※社外監査役としての出席回数

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

佐藤文俊氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

同氏は、わが国の中央銀行において要職を歴任し、金融分野での幅広い知識と豊富な経験に加えて、製造業における事業会社での経理、法務、人事等を統括する管理部門における勤務経験及び取締役としてのマネジメント経験を有しております。

2019年に当社の社外監査役に就任し、当事業全般を監査し、独立した立場から当社のコーポレート・ガバナンス及び内部統制の向上に貢献するほか、当社の取締役会においては当社の事業・財務戦略の妥当性及びリスク管理やコーポレート・ガバナンス強化の観点から質問を行っております。また、財務・会計・法務に関する知見のほか、企業経営に関する知見も有しており、当社の経営の高度化への貢献を期待しております。当社の持続的な企業価値向上のために適切かつ必要な人材と判断し、新たに社外取締役候補者としてしました。

■ 社外取締役候補者が社外役員に就任してからの年数

佐藤文俊氏は現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって、3年であります。

■ 社外取締役候補者の独立性について

佐藤文俊氏の間には社外監査役としての報酬以外に金銭等の取引もなく、当社経営陣との間においても特別な利害関係を有しておりません。

同氏は株式会社堀場製作所の取締役に就任しておりましたが、2017年3月に退任しております。(同社顧問は2018年5月に退任しております。)なお、当社は同社との間に取引関係はありますが、直近事業年度及び先行する3事業年度において当社連結売上高及び同社の連結売上高に対する取引額の割合はいずれも0.1%に満たない額であり、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」における主要な取引先には該当いたしません。また、現在、同氏の兼職先である株式会社タカラトミーの間には特別な関係はありません。

上記のことから、当社は同氏を一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断しており、現在、東京証券取引所に対して独立役員として届け出ており、今般、社外取締役候補者としてあらためて届け出る予定であります。

■ 社外取締役との責任限定契約

当社は、社外監査役が期待される役割を発揮できるよう現行定款第34条において、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、現在社外監査役である佐藤文俊氏につきまして、当社との間で責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。また、当社では、現行定款第25条において、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより社外取締役候補者である同氏につきまして、同氏の選任が承認された場合、当社との間で当該契約を締結する予定であります。

なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額とする予定であります。

候補者番号

11

よしかわ しげあき
吉川 惠章

新任 社外 独立役員
(1953年6月23日生)



●当社における地位・担当

新任候補者

●重要な兼職の状況

株式会社三菱総合研究所顧問、一般社団法人日本シンガポール協会副会長兼業務執行理事、学校法人昭和女子大学理事長顧問兼ビジネスデザイン学科客員教授兼現代ビジネス研究所特別研究員

●略歴

1977年 4月 三菱商事株式会社入社
 2004年 6月 同社シンガポール支店長
 2006年 7月 同社業務部長
 2008年 4月 同社執行役員業務部長
 2010年 4月 同社執行役員欧阿中東CIS副統括
 2013年 4月 同社常務執行役員中東・中央アジア統括
 2016年 3月 同社常務執行役員退任
 2016年 4月 同社顧問
 2016年 8月 同社退社
 2016年 9月 株式会社三菱総合研究所常勤顧問
 2016年 10月 同社副社長執行役員
 2016年 12月 同社代表取締役副社長
 2020年 12月 同社常勤顧問
 2021年 4月 学校法人昭和女子大学理事長顧問兼ビジネスデザイン学科客員教授兼現代ビジネス研究所特別研究員(現任)
 2021年 6月 一般社団法人日本シンガポール協会副会長兼業務執行理事(現任)
 2022年 1月 株式会社三菱総合研究所顧問(現任)

●所有する当社株式の数

－株

●取締役会出席回数

－／－

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

吉川惠章氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

同氏は、グローバルに事業を展開する総合商社において要職を歴任し、海外事業展開や事業ポートフォリオ戦略に関して幅広い知識と豊富な経験と、シンクタンク・コンサルティング企業における企業経営経験等を有しております。今般、当社の社外取締役として同氏の有する豊富な海外事業経験・見識、営業・マーケティングに関する知見を活かし、取締役会における業務執行に対する監督のみならず、経営の透明性・公平性を高めるため幅広い見地から客観的な指摘、助言等をいただきたいと考えております。持続的な企業価値向上のために適切かつ必要な人材と判断し、新たに社外取締役候補者となりました。

■ 社外取締役候補者の独立性について

吉川惠章氏との間には金銭等の取引もなく、当社経営陣との間においても特別な利害関係を有しておりません。

なお、同氏は三菱商事株式会社の常務執行役員に就任しておりましたが、2016年3月に退任しております。(同社顧問は2016年8月に退任しております。)なお、当社は同社との間に取引関係はありますが、直近事業年度及び先行する3事業年度において当社連結売上高及び同社の連結売上高に対する取引額の割合はいずれも0.1%に満たない額であり、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」における主要な取引先には該当いたしません。また、当社は現在同氏の兼職先である株式会社三菱総合研究所、一般社団法人日本シンガポール協会、学校法人昭和女子大学との間には特別な関係はありません。

上記のことから、当社は同氏を一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断しており、東京証券取引所に対して独立役員として届け出る予定であります。

■ 社外取締役との責任限定契約

当社は、社外取締役が期待される役割を発揮できるよう現行定款第25条において、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより社外取締役候補者である吉川惠章氏につきまして、同氏の選任が承認された場合、当社との間で当該契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額とする予定であります。

候補者番号
12

みうら ともやす
三浦 智康

新任 社外 独立役員
(1961年6月30日生)



●所有する当社株式の数
—株

●取締役会出席回数
— / —

●当社における地位・担当

新任候補者

●重要な兼職の状況

株式会社野村総合研究所理事、公益財団法人野村マネジメント・スクール学長専務理事、一般社団法人教育のための科学研究所監事、京都大学デザインイノベーションコンソーシアム代表理事

●略歴

- 1986年 4月 株式会社野村総合研究所入社
- 2001年 4月 同社金融コンサルティング二部長
- 2008年 4月 同社金融戦略コンサルティング部長
- 2009年 4月 同社執行役員コンサルティング事業本部副本部長
- 2010年 4月 同社執行役員システムコンサルティング事業本部副本部長
- 2011年 4月 同社執行役員総合企画センター長
- 2013年 4月 同社執行役員金融ソリューション事業本部副本部長
- 2017年 4月 同社理事(現任)
公益財団法人野村マネジメント・スクール副学長
- 2018年 6月 公益財団法人野村マネジメント・スクール学長専務理事(現任)
- 2019年 8月 一般社団法人教育のための科学研究所監事(現任)
- 2021年 5月 京都大学デザインイノベーションコンソーシアム代表理事(現任)

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

三浦智康氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。同氏は、シンクタンク・コンサルティング企業において要職を歴任し、IT・技術革新や新事業創出など幅広い分野の知識と豊富な経験と、公益財団法人における経営人材育成の豊富な経験も有しております。今般、当社の社外取締役として同氏の有する豊富なIT・技術領域における知見や新事業創出についての経験、人材育成経験を活かし、取締役会における業務執行に対する監督のみならず、経営の透明性・公平性を高めるため幅広い見地から客観的な指摘、助言等をいただきたいと考えております。持続的な企業価値向上のために適切かつ必要な人材と判断し、新たに社外取締役候補者となりました。

■ 社外取締役候補者の独立性について

三浦智康氏との間には金銭等の取引もなく、当社経営陣との間においても特別な利害関係を有しておりません。

なお、当社は同氏の兼職先である株式会社野村総合研究所及び公益財団法人野村マネジメント・スクールとの間にコンサルティング及び研修業務等に係る取引関係はありますが、直近事業年度及び先行する3事業年度において当社連結売上高及び各社の連結売上高に対する取引額の割合はいずれも1.3%に満たない額であり、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」における主要な取引先には該当いたしません。また、同氏の兼職先である一般社団法人教育のための科学研究所、京都大学デザインイノベーションコンソーシアムとの間には特別な関係はありません。

上記のことから、当社は同氏を一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断しており、東京証券取引所に対して独立役員として届け出る予定であります。

■ 社外取締役との責任限定契約

当社は、社外取締役が期待される役割を発揮できるよう現行定款第25条において、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより社外取締役候補者である三浦智康氏につきまして、同氏の選任が承認された場合、当社との間で当該契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額とする予定であります。

(ご参考)

当社は、2021年5月14日開催の取締役会において、当社の中期経営計画の実現等、経営戦略に照らして、取締役に期待するスキル等を定めております。スキル項目につきましては、当社の取締役会及び指名・報酬委員会において、企業理念、ビジネスモデル、成長戦略等に照らして客観的な検討を実施し、中期経営計画に掲げる「持続可能な社会へ『直列』に繋がる貢献」に向けた成長を支えるために、取締役に期待する7つの重要項目を選定いたしました。このうち、「企業経営/サステナビリティ」「グローバルビジネス」「IT・テクノロジー/制御・自動化ビジネス」は、特に当社グループにとっての、中長期的な持続的成長に係わるものと捉えております。

本議案が承認された場合の取締役会における独立性・多様性・期待するスキルは以下のとおりです。

なお、12名の取締役候補者のうち、女性が2名（うち1名が外国籍）となっております。

取締役に期待するスキル等（スキル・マトリックス）

氏名 (年齢)	本総会後の 地位等	独立性		多様性		期待するスキル					
		独立役員	ジェンダー	企業経営/ サステナビ リティ(注)	グローバル ビジネス	財務・会計・ ファイナンス	IT・テクノ ロジー/制御・ 自動化ビジ ネス	営業・マーケ ティング	製造・研究 開発	法務・リスク 管理・コンプ ライアンス	
曾禰 寛純 (67)	取締役会長 取締役会議長		M	○			○	○			○
山本 清博 (57)	取締役 代表執行役社長 指名委員会委員		M	○	○		○	○	○		
横田 隆幸 (61)	取締役 代表執行役専務 報酬委員会委員		M	○	○	○					○
勝田 久哉 (64)	取締役 監査委員会委員		M			○			○		○
伊藤 武 (78)	社外取締役 指名委員会委員長	○	M		○	○					
藤宗 和香 (73)	社外取締役 報酬委員会委員	○	F	○							○
永濱 光弘 (68)	社外取締役 報酬委員会委員長	○	M	○	○	○					
アンカーツェーハ ン (58)	社外取締役 指名委員会委員	○	F		○						○
佐久間 稔 (73)	社外取締役 監査委員会委員	○	M		○	○					
佐藤 文俊 (68)	社外取締役 監査委員会委員長	○	M	○		○					○
吉川 恵章 (69)	社外取締役 指名委員会委員	○	M	○	○			○			
三浦 智康 (60)	社外取締役 報酬委員会委員	○	M	○			○	○			

(注)「企業経営/サステナビリティ」にはサステナビリティの観点から人事や人財育成を含んでおります。

(ご参考) 各取締役が所属を予定する委員会について

本議案が承認された場合、各委員会の構成は以下のとおりです。(◎は委員長)

氏名	指名委員	監査委員	報酬委員	備考
曾禰 寛純				取締役会議長 非執行社内取締役
山本 清博	○			代表執行役社長
横田 隆幸			○	代表執行役専務
勝田 久哉		○		非執行社内取締役
伊藤 武 (社外)	◎			
藤宗 和香 (社外)			○	
永濱 光弘 (社外)			◎	
アンカー ツェーハン (社外)	○			
佐久間 稔 (社外)		○		
佐藤 文俊 (社外)		◎		
吉川 恵章 (社外)	○			
三浦 智康 (社外)			○	

- ・指名委員会：株主総会に提出する取締役の選解任案の決定、並びに法定委員会（指名・監査・報酬）の委員の選定・解職、執行役の選解任及び後継者計画に関する事項等の審議を行う。
- ・監査委員会：執行役・取締役の職務執行に関する監査・監査報告の作成、会計監査人の選解任・不再任に関する議案内容の決定、及び組織的監査の推進等を行う。
- ・報酬委員会：取締役・執行役の報酬制度の方針の決定及び個人別の報酬の決定、並びに報酬制度制定・改廃等その他役員報酬に関する審議を行う。

(ご参考) 政策保有株式に関する考え方と現況

当社は、事業戦略、事業関係、事業における協力関係等を総合的に勘案し、事業上の長期的な関係の維持・強化に繋がり、中長期的な観点から当社の企業価値向上に資すると判断する場合には、上場株式を保有しております。当社の取締役会では、これらの個別銘柄毎に、事業上や財務上のリターン等も含む保有意義に照らして経済合理性の観点から資本コストに見合っているかなどの定期的な検証がなされ、あわせて保有リスクについても検証結果が報告されております。検証の結果、保有に一定の合理性が認められず、中長期的な観点からも当社の企業価値向上に資すると判断できない株式については、株価や市場動向を見て適宜売却による縮減を行う方針です。

	2022年3月末日時点			2021年3月末日時点		
	銘柄数	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)	連結純資産に おける比率 (%)	銘柄数	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)	連結純資産に おける比率 (%)
非上場株式	8	190	0.1	8	186	0.1
非上場株式以外の株式	27	15,938	7.8	33	18,497	9.2
計	35	16,129	7.9	41	18,683	9.3

(ご参考)

社外役員の独立性判断基準

当社は、社外役員の選任にあたり、独自の独立性判断基準を定めており、以下に該当する者は独立性はないものと判断します。

1. 当社及び連結子会社の業務執行者^{*1}又はその就任の前の10年間に於いてそうであった者
※1：業務執行者とは、業務執行取締役又は執行役員もしくは部門長その他の社員全般をいう
2. 当社及び連結子会社の非業務執行取締役もしくは監査役に就任する前の10年間に於いて、当社及び連結子会社の業務執行者であった者
3. 当社及び連結子会社の非業務執行取締役の在任期間が原則として12年を超えている者
4. 当社及び連結子会社の監査役の在任期間が原則として12年（3期）を超えている者
5. 当社グループの主要な取引先（直近事業年度又は先行する3事業年度のいずれかにおける年間連結総売上高の2%を超える支払いをしているもしくは支払いを受けている取引先）の業務執行者、又は最近3年間でそうであった者
6. 当社グループの主要な借入先^{*2}又はその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者及び監査役、又は最近3年間でそうであった者
※2：主要な借入先とは、当社グループが実質的に借入を行っている状態（手元資金を上回る借入を行っている場合）において、借入残高が当事業年度末の連結総資産の2%を超える金融機関グループ
7. 当社グループの会計監査人又は監査法人等の関係者又は最近3年間でそうであった者（現在退職している者を含む）
8. 上記7. に該当しない弁護士、公認会計士他のコンサルタントであって、役員報酬以外に当社グループから、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者
9. 上記7. 又は8. に該当しない法律事務所、監査法人等であって、当社グループを主要な取引先とする会社（過去3事業年度の平均で、その会社の連結売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けた会社）の社員、パートナー、アソシエイト又は従業員である者
10. 当社の現在の主要株主（議決権所有割合10%以上の株主）又はその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者及び監査役、又は最近5年間でそうであった者
11. 当社グループから取締役を受け入れている会社又はその親会社もしくは子会社の業務執行者及び監査役
12. 当社が主要株主である会社の業務執行者及び監査役
13. 当社グループから過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超える寄付又は助成を受けている公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等組織の業務執行者
14. 上記1. から13. の配偶者又は二親等内の親族もしくは同居の親族

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況は、本招集通知発送日現在で記載しております。

3. 当社は保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約の概要は本招集ご通知の75ページに記載のとおりであります。候補者のうち、再任の各氏（現在監査役で新任の取締役候補者である者を含む。）につきましては、既に当該契約の被保険者であり、各氏の再任が承認された場合、引き続き被保険者となります。また新任の各氏につきましては、各氏の選任が承認された場合、被保険者となる予定です。なお、当社は当該契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

以上

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

azbilグループは、人々の安心・快適・達成感と地球環境への貢献を目指す「人を中心としたオートメーション」を追求し、“計測と制御”の技術のもと、建物市場でビルディングオートメーション事業を、工場やプラント市場でアドバンスオートメーション事業を、ライフラインや健康等の生活に密着した市場でライフオートメーション事業を展開しております。



BA

ビルディング オートメーション事業

あらゆる建物に求められる快適性及
機能性、省エネルギーを独自の環境
制御技術で実現。
快適で効率の良い執務・生産空間の
創造と環境負荷低減に貢献します。

制御システム

建物全体の室内環境やセキュリティ、エネル
ギーの状態等を監視・管理するBAシステム



自動制御機器

建物を流れる冷温水や蒸気の流量を最適に調
整するための高性能バルブやセンサ、調節器
等を提供



サービス

遠隔監視によりビルの運転管理を代行する
総合管理サービスを提供



AA

アドバンス オートメーション事業

工場・プラント等において先進的な
計測制御技術を発展させ、
安全で人の能力を発揮できる
生産現場の実現を支援。お客様との
協働を通じ、新たな価値を創造します。

プロセス オートメーション 分野



気体や液体の流量を調節する調節弁や流量・圧力を計測するプロ
セスセンサ、安全・安定した生産を実現する監視制御システム等
を、化学、鉄鋼、電力・ガス等の様々なプラントに提供

ファクトリー オートメーション 分野



各種製造装置を最適に制御する調節計やセンサ・スイッチ類を提
供

LA

ライフ オートメーション事業

建物、工場・プラントや生活インフ
ラの領域で永年培った計測・制御の
技術やサービスを、ガス・水道等の
ライフライン、住宅用全館空調、ラ
イフサイエンス研究、製薬分野等に
展開、「人々の生き活きとした暮らし」
に貢献します。

ライフライン分野

一般向け都市・LPガスメータ、
水道メータのほか、安全保安機器、
レギュレータ等の産業向け製品
を販売



ライフサイエンスエンジニアリング 分野

製薬企業・研究所に凍結乾燥装置・滅菌装置
等の医薬品製造装置を提供



住宅用全館空調システム分野

戸建住宅向けに家全体を快適にする全館空調
システムを提供



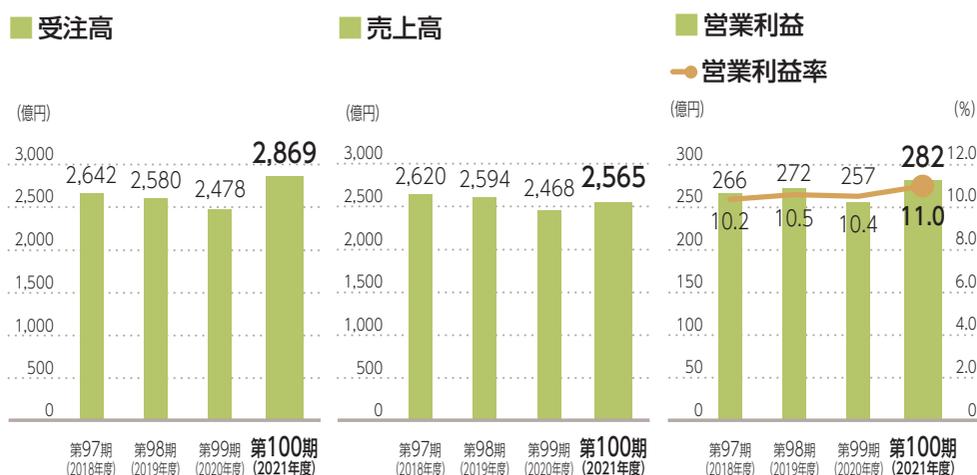
➡各事業の主要製品につきましては、53ページ以降をご参照ください。

(2) 事業の経過及びその成果

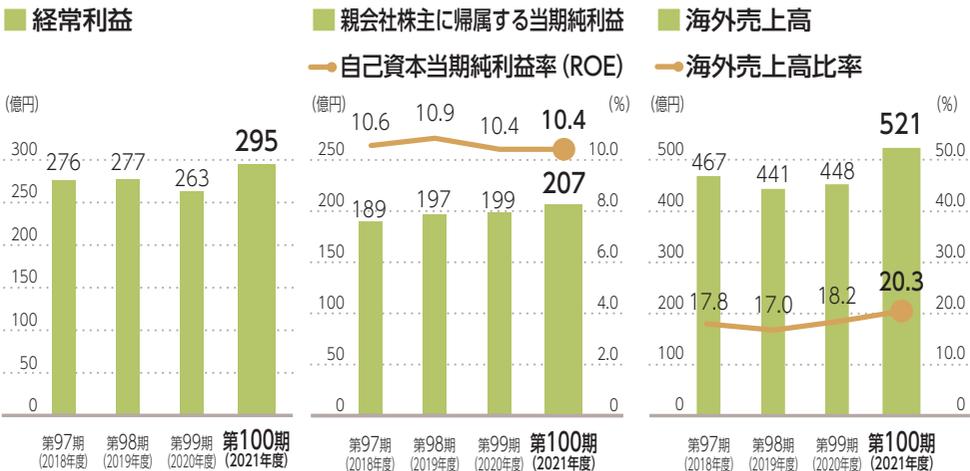
azbilグループを取り巻く事業環境は、国内大型建物向け空調制御機器・システムにつきましては、都市再開発計画に基づく需要等が継続し、換気・省エネ対策に対する関心が高まりを見せる中、改修案件の需要も着実に増加しております。製造業の生産設備向けの各種機器・システムにつきましても、リモートワークや5Gサービスの急速な普及により半導体関連市場で需要が高い水準で推移し、市場による差異はありますが、全般として設備投資の回復が継続いたしました。

当連結会計年度における業績につきましては、部品不足に起因するお客様の先行発注や長納期化による売上計上の遅れなどによる影響が下期以降拡大いたしました。前連結会計年度における新型コロナウイルス感染拡大に伴う市況悪化からの回復もあり、次のとおりとなりました。

受注高は、前連結会計年度における感染拡大に伴う受注面での減少から転じて、全体として前連結会計年度比15.8%増加と大きく伸び、2,869億5千万円（前連結会計年度は2,478億7千3百万円）となりました。これは主に、アドバンスオートメーション（AA）事業が市況の回復とともに、一部には部品不足に起因する先行発注の影響もあり増加したことに加え、ビルディングオートメーション（BA）事業が既設改修・サービス需要により、またライフオートメーション（LA）事業が製薬設備需要によりそれぞれ増加したことなどによるものです。また、売上高につきましては、AA事業が長納期化による影響が一部で見られたものの、製造装置市場等での需要回復により増加し、BA事業、LA事業もそれぞれ増加したことから、前連結会計年度比3.9%増加の2,565億5千1百万円（前連結会計年度は2,468億2千1百万円）となりました。



損益面につきましては、営業利益は、費用面で感染拡大における勤務対応関連費用の負担増や中期経営計画に基づく施策からの研究開発費等の増加があったものの、増収影響に加えて事業収益力強化施策の効果等も継続し、前連結会計年度比9.8%増加の282億3千1百万円（前連結会計年度は257億2千万円）となりました。また経常利益につきましては、営業利益の増加及び為替差益の計上等により前連結会計年度比12.1%増加の295億1千9百万円（前連結会計年度は263億3千8百万円）となり、親会社株主に帰属する当期純利益につきましても、前連結会計年度に投資有価証券売却益や国内の工場統合による固定資産売却益の計上があったことに加えて、当連結会計年度においては子会社の繰延税金資産の回収可能性の見直しなどによる税金費用の増加がありました。前連結会計年度比4.3%増加の207億8千4百万円（前連結会計年度は199億1千8百万円）となりました。



BA **ビルディングオートメーション事業**

あらゆる建物に求められる快適性や機能性、
省エネルギーを独自の環境制御技術で実現。
建物のライフサイクルに応じたサービスによって、
健康で生産性の高い働き方をサポートする
執務・生産空間の創造と環境負荷低減に貢献します。

■事業フィールド

- オフィスビル
- ショッピングセンター
- 学校
- データセンター
- ホテル
- 病院
- 研究所
- 空港 など

検知する

センサ・計測機器

部屋の温度や湿度等を検知



室内用
温湿度センサ

室内用温湿度
調節器



赤外線
アレイセンサ

WIP (ワーク
プレイス)
センサ

設定する

ユーザースタイル機器

温度や湿度等、ユーザーが
望む室内環境を設定



デジタル設定器

マルチエリア対応
ユーザーターミナル

管理する

ビルディング オートメーションシステム

建物全体の室内環境やセキュリ
ティ、設備や使用エネルギーの
状態を監視・管理



BAシステム

壁掛け型
BAシステム

小規模建物向け
BAシステム

調節する

バルブ・操作器

建物を流れる冷温水
や蒸気の流量を最適
に調節



吹出口ダンパ



流量計制御機能付
電動二方弁

守る

セキュリティシステム

建物・室内への人の出入りを
管理



入室管理システム



非接触ICカードリーダー

制御する

調節器・コントローラ

建物設備・機器を最適な状態に
制御



空調設備用コントローラ



熱源設備用コントローラ



小型リモートI/Oモジュール

第100期売上高
(2021年度)
1,197億円
売上高構成比率
46.4%

B A事業を取り巻く事業環境は、国内市場においては、首都圏における都市再開発案件や工場向け空調の需要が継続しており、換気改善、省エネ・CO₂削減や運用コスト低減に関するソリューションへの関心も拡大しております。また、国内市場においては新型コロナウイルス感染症の影響は限定的なものにとどまりましたが、部品調達難の影響が一部で見られました。海外市場においては、一部地域では感染症の長期化の影響により、建築計画順延・工事遅延等の影響が見られました。

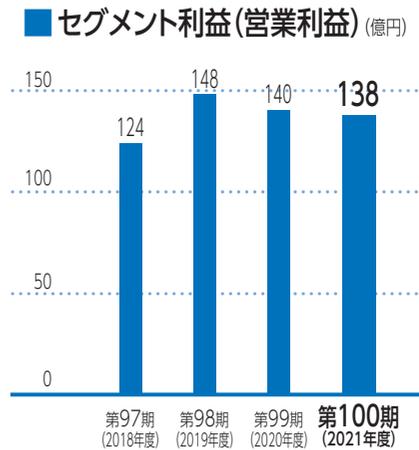
こうした事業環境のもと、採算性に配慮しつつ着実な受注の獲得に取り組むとともに、お客様・社員の安全に十分配慮し、働き方改革への対応も踏まえ、施工・サービスの現場を主体に業務の遂行能力の強化と効率化を進めてまいりました。また、IoT等の技術活用を志向する国内外の顧客ニーズに対応するための製品・サービスの拡大を進めてまいりました。この結果、B A事業の当連結会計年度の業績は次のとおりとなりました。

受注高につきましては、新収益認識基準によるサービス分野への影響*1がございましたが、複数年サービス契約の更新に加えて、堅調な事業環境を背景に既設建物の改修に関する分野が増加、一部には部品不足によるお客様の先行発注の影響もあり、全体としては前連結会計年度比11.8%増加の1,325億1千1百万円（前連結会計年度は1,185億3百万円）となりました。売上高につきましては、新収益認識基準や部品調達難の影響によりサービス分野が減少いたしましたが、新築大型建物向けの分野及び既設建物の改修に関する分野が増加した結果、前連結会計年度比1.9%増加の1,197億6千4百万円（前連結会計年度は1,175億2千1百万円）となりました。セグメント利益につきましては、収益性の改善効果はありましたが、中期経営計画に基づく研究開発費と受注活動増に伴う人件費の増加及び上期に計上した感染拡大に関連した勤務対応関連費用により、前連結会計年度と同水準の138億6千2百万円（前連結会計年度は140億2千3百万円）となりました。

中長期的には、堅調な国内での当期の受注動向に加えて、今後も大型の再開発案件や多数の大型建物の改修が計画されており、納入実績を基にこれらの需要を確実に獲得してまいります。さらに、脱炭素化の動きを受けての省エネ・CO₂削減に向けたニーズや、感染拡大に起因する換気・入退室管理等の安全・安心に対するニューノーマル時代のオフィス需要等に対し、リモートメンテナンス、クラウドサービスや新空調システムといったソリューションを提供することで、持続的な成長を目指してまいります。あわせて、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進や事業プロセス変革を含めた取組みを進め、更なる高収益体質を実現してまいります。

*1 新収益認識基準によるサービス分野への影響：

新収益認識基準の影響は主にサービス分野において発生しており、受注高では約32億円の減少影響がございましたが、売上高及びセグメント利益への影響は軽微であります。



*各数値には、セグメント間の内部取引高が含まれております。

AA アドバンスオートメーション事業

製造現場における課題解決に向け、
装置や設備の最適運用をライフサイクルで支援する製品や
ソリューション、計装・エンジニアリング、保守サービスを提供。
さらに、IoT・AIやビッグデータを活用し、
省エネルギーの実現や安全な操業をサポートします。

事業フィールド

- 石油化学・化学 ●石油精製 ●電力・ガス
- 鉄鋼 ●ごみ処理・上下水道 ●紙パルプ
- 船舶 ●食品 ●薬品 ●自動車
- 電気・電子 ●半導体 など

調節する

コントロールバルブ
現場に流れる気体や液体等の
流量を最適に調節



計測する

プロセスセンサ
各種流量や圧力、液位、熱量等
を計測



監視する

監視・制御システム
製造プロセスを監視



協調オートメーション
システム

制御する

調節計
プロセスや装置、
設備等を最適に
制御



プロセス・コントローラ



検出する

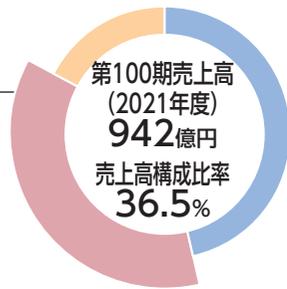
センサ・スイッチ
確実な検出と高い信頼性で
幅広い現場ニーズに対応



予測する

**異常予兆検知、未来予測
最適運用サポートシステム**
操業の最適化を支援





AA事業を取り巻く国内外の市場の動向につきましては、5G関連投資の広がりなどを受けた半導体製造装置市場での需要が高い水準で推移しております。新型コロナウイルス感染症は未だ収束していませんが、製造装置市場を中心に市場全般で設備投資が回復いたしました。

こうした事業環境のもと、これまで注力してきた海外での成長戦略が成果として現れるとともに、継続して取り組んでいる収益力強化に関わる各種施策の進展により、収益体質が一段と強化されました。一方、部品調達難に伴い一部製品においては納期が長期化するなどの影響がありました。この結果、AA事業の当連結会計年度の業績は次のとおりとなりました。

受注高につきましては、世界的な半導体投資の拡大等を背景とした製造装置市場での需要の継続と海外での事業成長を主因に、一部には部品不足に起因するお客様の先行発注の影響もあり、全体として大きく増加し、前連結会計年度比25.2%増加の1,095億6千2百万円（前連結会計年度は875億2千3百万円）となり、受注残も大きく積み上がりました。売上高につきましては、製造装置市場向け及び海外事業を中心に増加しましたが、部品調達難の影響で一部製品の売上計上が遅れたこともあり、前連結会計年度比7.4%増加の942億7千6百万円（前連結会計年度は877億7千8百万円）にとどまりました。セグメント利益につきましては、営業強化に伴う経費や中期経営計画に基づく研究開発費の増加があるものの、増収及びこれまで取り組んできた収益力強化施策の効果により、セグメント利益率の改善が継続し、前連結会計年度比29.1%増加の132億3千6百万円（前連結会計年度は102億5千1百万円）となりました。

中長期的には、人手不足、脱炭素への対応、新技術の導入による生産性向上等を目的とした継続的な製造装置・生産ラインの自動化に係る投資の拡大が見込まれます。引き続き3つの事業単位^{※2}（CP事業、IAP事業、SS事業）を軸に、海外事業をはじめとした成長領域への展開を推し進め、AIやクラウド、MEMS^{※3}等の技術を取り入れた製品・サービスの開発、市場投入を加速させ、アズビルならではの新しいオートメーション領域を創出していくことで、高い競争力を持った事業成長を目指してまいります。

※2 3つの事業単位（管理会計上のサブセグメント）：

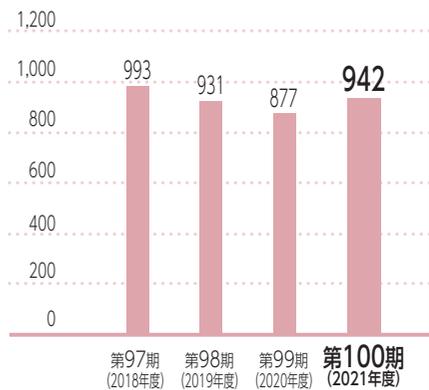
CP事業：コントロールプロダクト事業（コントローラやセンサ等のファクトリーオートメーション向けプロダクト事業）

IAP事業：インダストリアルオートメーションプロダクト事業（差圧・圧力発信器やコントロールバルブ等のプロセスオートメーション向けプロダクト事業）

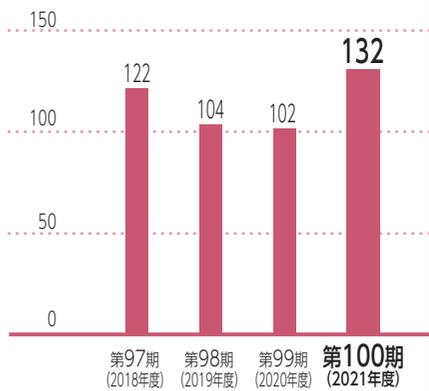
SS事業：ソリューション＆サービス事業（制御システム、エンジニアリングサービス、メンテナンスサービス、省エネソリューションサービス等を提供する事業）

※3 MEMS（Micro Electro Mechanical Systems）：センサ、アクチュエータ、電子回路を一つの基盤の上に微細加工技術によって集積した機器。

売上高（億円）



セグメント利益(営業利益)（億円）



※各数値には、セグメント間の内部取引高が含まれております。

LA ライフオートメーション事業

高齢化や環境問題への対応、安全・安心な暮らしの実現、生活の充実等、人々の毎日の生活に関わるニーズに対して、オートメーション技術を活用して応えています。ガス・水道等のライフライン、家庭の空調システムをはじめとした生活空間の質の向上、人の健康に貢献する研究、製薬・医療に至るまで幅広い分野で一層の安心と快適、省エネルギーを実現します。

■ 事業フィールド

ライフサイエンスエンジニアリング分野

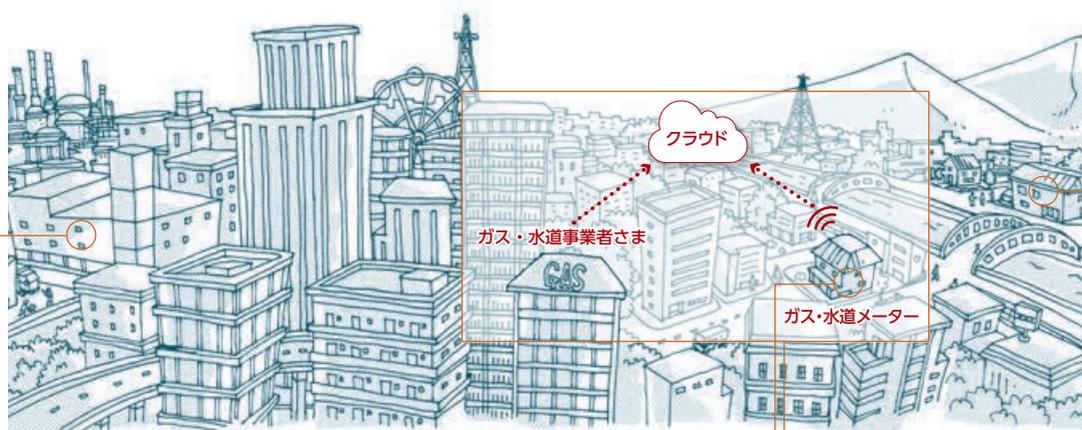
●製薬工場 ●研究所 など

ライフライン分野

●都市ガス（一般向け・産業向け） ●LPガス ●水道（自治体） など

住宅用全館空調システム分野

●住宅メカ など



ライフサイエンスエンジニアリング分野

▶ アズビルテルスター有 限 有 限 公 司

製薬企業・研究所向けに、凍結乾燥装置・滅菌装置やクリーン環境装置等を提供。開発・エンジニアリング・施工・販売・アフターサービスまで一貫した体制のもと、医薬品製造工程に求められる安全性や生産品質の向上を実現する研究開発にも取り組んでいます。

医薬品製造装置



バリアシステム



凍結乾燥装置

ライフライン分野

▶ アズビル金門株式 有 限 公 司

都市ガス、LPガス、水道の使用量を計量するメーターを提供するほか、警報装置や自動遮断弁等の安全保安機器、各種ガバナも提供。LPWA (Low Power Wide Area) 等の通信方式やクラウドを利用したサービスを提供し、省エネルギーや暮らしの向上を実現します。

ガスメーター・ガバナ

都市ガス用

LPガス用



マイコンメーター



超音波ガスメーター



膜式スマートメーター K-SMα™



超音波ガスメーター



膜式スマートメーター NX-U™



高圧ガバナ

水道メーター



電池電磁™水道メーター



電子式水道メーター

クラウドサービス

LPWAやクラウドを活用し、集めたデータを活用するサービスを提供します。

住宅用全館空調システム分野

▶ アズビル株式 有 限 公 司

戸建て住宅向けに、一つの空調システムで冷房、暖房、換気、空気清浄、除湿ができ、家全体を快適にする全館空調システムを提供。ビル空調制御技術を活用して、各室の風量や室温を設定温度に応じて自動制御することにより、居室毎の快適な環境づくりと省エネルギーを実現します。

全館空調システム（概念図）

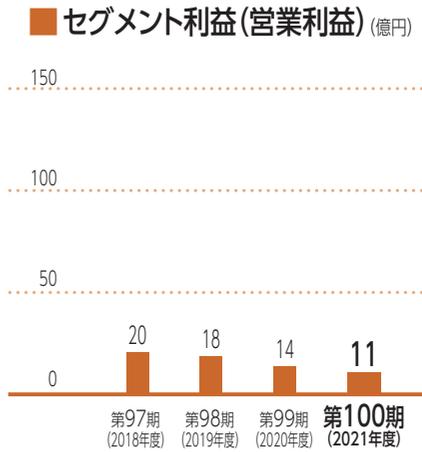
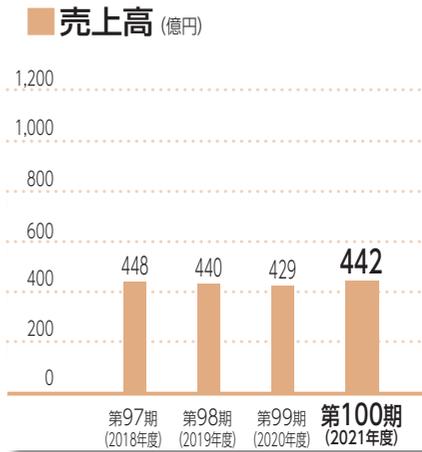
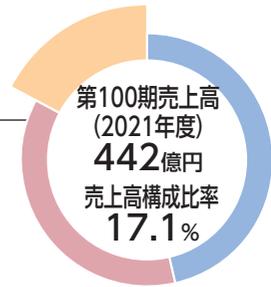


LA事業は、ガス・水道等のライフライン、製薬・研究所向けのライフサイエンスエンジニアリング、そして住宅用全館空調システムの生活関連の3つの分野で事業を展開しており、事業環境はそれぞれ異なります。

売上の大半を占めるガス・水道等のライフライン分野は、法定によるメータの交換需要を主体としており、基本的には安定した需要が見込まれますが、LPガスメータが循環的な不需要期にあるなど、一部市場では変化が見られます。またライフサイエンスエンジニアリング分野では、製薬プラント設備への投資増加が続いております。こうした事業環境や取組みを背景に、LA事業の当連結会計年度の業績は次のとおりとなりました。

受注高につきましては、製薬市場での製薬設備需要の増加を背景にライフサイエンスエンジニアリング分野が増加したことを主因に、前連結会計年度比8.1%増加の468億4千5百万円（前連結会計年度は433億5千万円）となりました。売上高につきましては、ライフライン分野が市況変化、感染拡大及び部品調達難の影響もあり減少した一方、ライフサイエンスエンジニアリング分野では感染拡大等により売上進捗に影響が見られたものの、前連結会計年度における受注増加を背景に増加したことから、前連結会計年度比3.0%増加の442億3千8百万円（前連結会計年度は429億4千2百万円）となりました。セグメント利益につきましては、ライフライン分野の減収に伴う減益を主な要因として、ライフサイエンスエンジニアリング分野においても増収ながら事業伸長に伴う経費増加や素材価格高騰、エネルギーコスト／輸送費等が増加したことにより前連結会計年度比19.7%減少の11億5千1百万円（前連結会計年度は14億3千4百万円）となりました。

LA事業では今後も引き続き、同事業を構成する各事業分野の収益の安定化・向上に取り組んでまいります。また、これと並行して、エネルギー供給市場における事業環境の変化を捉え、従来からの製品提供型の事業に加え、IoT等の技術を活用し、各種メータからのデータを活用したサービスプロバイダとしての新たな事業を創出し、売上高拡大、利益の向上に取り組んでまいります。



※各数値には、セグメント間の内部取引高が含まれております。

ソリッドスクエア様

初期投資不要、成果保証型スキームによる
既存設備の運用改善で
大幅な省エネ・省コストを実現

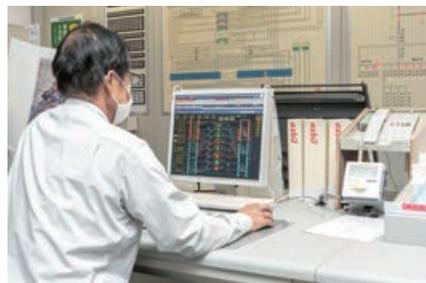


1995年5月に竣工したソリッドスクエア様は、JR川崎駅に近接する24階建ての高層オフィスビルです。同施設にアズビル株式会社の「省エネルギー保証サービス」が採用されています。

建物の省エネ施策は、通常は高効率な空調・熱源機器への更新等、相応に規模の大きな投資を伴いますが、アズビルの省エネルギー保証サービスは、既存設備の運用改善によって省エネルギーを目指していくものです。初期投資が不要であることに加え、定額の業務委託料で利用でき、成果保証型でリスクを回避できるなど、既設ビルの省エネルギーサービスとしてお客様が利用しやすいものとなっています。

ビルの熱源設備においてはガス焚きと電動、いずれか効率の高い機器を優先的に運転することや、空調機回りでは、台数制御や間欠運転制御の導入により、低負荷時における空気搬送動力の削減を図るといった施策で大幅なコスト削減を

現しました。また、設備の運転データを基にアズビル担当者が、現場の設備管理員に適切なアドバイスを行い、スムーズに運用ができる体制が整ったことについても評価をいただきました。これからもazbilグループは豊富な知見と技術力でお客様のニーズにお応えしてまいります。



2018年に更新を行ったアズビルの建物管理システム savic-net™FX2。施設全体の運用状況を一括管理している。また、施設のエネルギー使用量や設備の運転状況等の情報は、アズビルの運営するクラウドサービス上に収集されており、パソコンやタブレットの画面上でグラフ等を表示し、確認や分析を行うことが可能。

私 が 提 案
し ま し た



アズビル (株)
ビルシステムカンパニー
横浜支店
営業1部サービス2グループ

桐山 卓也

ソリッドスクエア様とは、1995年の竣工以来、中央監視システムの導入やメンテナンスサービス等でお付き合いさせていただいており、「省エネルギー保証サービス」という新しい保守メニューを構築し、ご採用いただきました。効果保証をするにあたり、ベースラインとなる数値の精査に苦労しましたが、新たな省エネルギーのポイントも見つかり、当初予定していたコスト削減額を大きく上回る効果を出すことができました。今回の新しい保守メニューである省エネルギー保証サービスは、azbilグループのSDGs基本目標のうち、「環境・エネルギー」領域における目標である、事業活動を通じて地球環境と脱炭素社会に向けたエネルギー課題解決へ貢献することにも合致したものとなります。今後も地球環境に貢献できる提案を行い、お客様のニーズにお応えしていきたいと考えています。

*savic-netは、アズビル株式会社の商標です。

その他

その他は主にazbilグループ内の保険代理業であり、当連結会計年度の受注高は5千4百万円（前連結会計年度は5千4百万円）、売上高は5千4百万円（前連結会計年度は5千4百万円）、セグメント利益は6百万円（前連結会計年度は6百万円）となっております。

セグメント別受注・売上高・セグメント利益

（単位：百万円）

セグメント別	受注高			売上高			セグメント利益 (利益率)	
	第99期 (2021年3月期)	第100期 当連結会計年度 (2022年3月期)	増減率 (%)	第99期 (2021年3月期)	第100期 当連結会計年度 (2022年3月期)	増減率 (%)	第99期 (2021年3月期)	第100期 当連結会計年度 (2022年3月期)
ビルディングオートメーション事業	118,503	132,511	11.8	117,521	119,764	1.9	14,023 (11.9%)	13,862 (11.6%)
アドバンスオートメーション事業	87,523	109,562	25.2	87,778	94,276	7.4	10,251 (11.7%)	13,236 (14.0%)
ライフオートメーション事業	43,350	46,845	8.1	42,942	44,238	3.0	1,434 (3.3%)	1,151 (2.6%)
報告セグメント計	249,377	288,918	15.9	248,243	258,279	4.0	25,708 (10.4%)	28,251 (10.9%)
その他	54	54	△0.2	54	54	△0.2	6 (12.2%)	6 (11.1%)
消 去	△1,558	△2,022	-	△1,477	△1,782	-	4	△25
連 結	247,873	286,950	15.8	246,821	256,551	3.9	25,720 (10.4%)	28,231 (11.0%)

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資は、新製品開発及び合理化のため、総額112億4千4百万円の設備投資を実施いたしました。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、記載すべき重要な資金調達はありません。

(5) 対処すべき課題

azbilグループは、「人を中心としたオートメーション」の理念のもと、事業を通して持続可能な社会へ「直列」に繋がる貢献を実践することで、自らの中長期的な発展を確実なものとし、企業価値の持続的な向上を実現することで、ステークホルダーの皆様のご期待にお応えしていきたいと考えております。

このため、“技術・製品を基盤にソリューション展開で「顧客・社会の長期パートナー」へ”、“地域の拡大と質的な転換で「グローバル展開」”、“体質強化を継続的に実施できる「学習する企業体」を目指す”の3つを基本方針に、事業収益力の強化及びグローバルな事業基盤の整備を進めつつ、これらを基にした事業成長施策を展開しております。具体的には、ビルディングオートメーション（BA）、アドバンスオートメーション（AA）、ライフオートメーション（LA）の3事業において、計測と制御の技術を核に、「人を中心としたオートメーション」の発想に基づく製品・サービスを提供し、お客様のニーズや社会課題の解決に貢献することで、お客様・社会とともに自らの持続的成長を目指しております。

当社グループでは、株主価値増大に向けて連結ROE（自己資本当期純利益率）の向上を基本的な目標としており、収益性と資本効率の向上を通して、2030年度をゴールとする長期目標*1として、売上高4,000億円規模、営業利益600億円規模、営業利益率15%程度、ROE13.5%程度を目指しております。また、この長期目標達成に向け、2024年度を最終年度とする4カ年の中期経営計画*1においては、最終年度の売上高3,000億円、営業利益を360億円、営業利益率12%、ROE12%程度を達成することを目標としております。

このように2030年度に向けた長期目標を掲げる当社グループは、持続可能な社会へ「直列」に繋がる貢献とサステナビリティの観点から、SDGs（Sustainable Development Goals—持続可能な開発目標）を経営の重要な道標と位置付け、事業として取り組む領域として「環境・エネルギー」、「新オートメーション」の2つを、企業活動全体で取り組む領域では「サプライチェーン、社会的責任」、「健幸経営*2、学習する企業体」の2つを「azbilグループのSDGs目標」として定め、達成に向けた取組みを進めております。

「持続可能な社会」に向けて、我々を取り巻く環境では、気候変動・脱炭素への対応から社会構造や価値観の変化、ウイルス共生時代における安全・安心の確保に至るまで、様々な社会課題やお客様の課題が生まれております。こうした大きな変化に対応し、解決策を提供できるオートメーションの価値は益々向上しており、需要の増加が期待されます。当社グループといたしましては、アズビルならではの技術・製品・サービスを活かすことのできる「新オートメーション」「環境・エネルギー分野」「ライフサイクル型事業」という3つの事業領域に注力し、新たな課題の解決策を提供することにより、BA、AA、LAの3事業での成長を実現してまいります。

中期経営計画（2021～2024年度）におきましては、上述の3つの事業領域での成長を確実なものとするために、新製品やサービス開発力の強化に向けた投資の拡大、お客様との

接点の拡大等の施策を推進しております。中期経営計画初年度である2021年度においては、先進的なシステムソリューション、MEMS (Micro Electro Mechanical Systems) 技術を活用した高機能・高性能デバイスの開発力強化に向けた研究開発拠点である藤沢テクノセンターの整備が進みました。また、生産面においても、中国大連生産子会社の新工場棟が竣工するなどグローバルでの生産基盤の強化が進みました。

収益力という観点では、これまで取り組んできた受注時の採算性改善、海外生産・調達の拡大といった収益力強化施策に加え、DX (デジタルトランスフォーメーション) の推進を通じた業務効率化をグローバルに展開することにより、一層の収益力強化を行ってまいります。加えて、資本コストを意識した経営の観点から投下資本利益率 (ROIC) を導入し、投下資本からの収益性に基づく経営資源活用の最大効率化と事業ポートフォリオ管理を実践することで、当社グループ全体の企業価値向上 (ROEの向上) に繋げてまいります。

当社グループは、持続的な企業価値向上の基盤としてのコーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題として、取締役会の監督・監査機能強化、経営の透明性や健全性の強化、執行の責任体制の明確化等に取り組んでまいりました。

当社におけるコーポレート・ガバナンスの更なる改革を進めることを目的として、2022年2月25日開催の取締役会におきまして、過半数の社外取締役によって構成される3つの委員会^{*3}を有し、かつ過半数を社外取締役が占める取締役会から法的に明確な責任を負う執行役に大幅に業務執行権限を委譲可能とする「指名委員会等設置会社」へ移行する方針を決議いたしました。また、当社は、指名委員会等設置会社への移行を条件として、信託を活用した役員向け株式報酬制度を導入する予定です。これに伴い、本定時株主総会以降に開催される取締役会及び報酬委員会での決議をもって新たな役員報酬方針の策定を予定しております。

新型コロナウイルス感染症の蔓延は未だ収束を見ず、グローバルにサプライチェーンや部品調達難等の混乱が続いております。さらに欧州等の地政学的リスクの高まりやエネルギー価格の高騰、インフレ懸念等は世界経済に影響を及ぼし、事業の見通しを不透明なものとしております。こうした社会情勢・事業環境の変化は、当社グループの事業にも影響が想定されるため、これら様々な事業環境の変化に対して、株主の皆様はもとより、お客様やお取引先様等、ステークホルダーの皆様との対話を重ねつつ、迅速、適切に対応してまいります。

新型コロナウイルス感染症に対しては、引き続きお客様と社員の安全を第一に、生産、エンジニアリングやサービス等の現場業務を継続することで、感染防止と社会インフラやお客様の重要施設の維持という両面で社会の要請に応えるとともに、危機管理対応としての防疫強化、BCP (Business Continuity Plan-事業継続計画) 整備、強固な財務体質の強化、さらに資金調達力の強化・多様化といった点にも引き続き取り組んでまいります。また、グローバルな部材調達等における混乱につきましては、生産のオペレーション改善やサプライチェーン各社との連携を通じて影響の軽減を図ってまいります。なお、こうした環境変化に即した働き方の対応として、当社グループにおきましては、在宅勤務の拡大

等に取り組むことで感染防止に貢献するとともに、さらにDXによる働き方の改革・創造を推進し、ABW (Activity Based Working) ※4の考え方も取り入れた、リモートワーク・在宅勤務とかけ合わせた新しい働き方・生産性の向上を図ってまいります。

※1 2021年5月14日、当社グループは長期目標、中期経営計画（2021～2024年度）を策定・公表いたしました。

※2 健幸経営：健康で幸せ、活き活きとした“働き場と人”を創るためのアズビル独自の取組み。

※3 3つの委員会：指名委員会、監査委員会、報酬委員会。なお、指名委員会等設置会社への移行は、本定時株主総会で必要な定款変更のご承認をいただくことを条件としております。

※4 ABW (Activity Based Working)：働く人が仕事をするために最適な環境（場所・時間等）を選ぶことができるワークスタイル。

当社グループでは、中期経営計画におきましても、戦略的に経営資源を配分し、上述の様々な取組みの加速・定着を図ってまいります。その具体的な内容は次のとおりです。

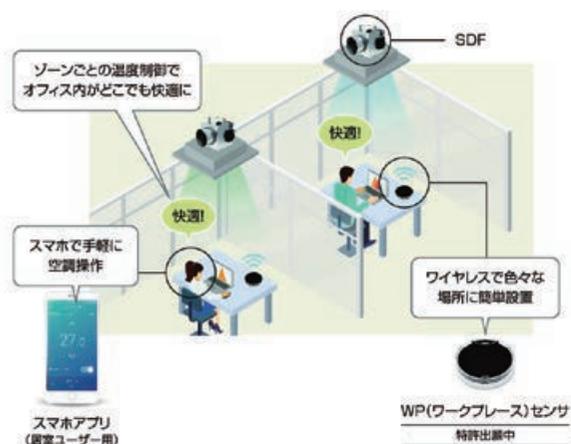
1 【国内事業】

3事業とも国内では成熟産業に位置しますが、それぞれが置かれている環境は事業毎に大きく異なります。

B A事業は、引き続き高水準で推移する首都圏での需要を着実に捉えるため、お客様・社員の安全に十分配慮し、働き方改革への対応も踏まえ、施工・サービスの現場を主体にDX推進により、ジョブ遂行能力の強化と効率化を進めてまいります。またIoT、クラウド等の新しい技術活用も含めた商品力強化を推進することによりビジネスモデルの再構築も引き続き進めるとともに、拡大する省エネルギー・CO₂削減等に関するソリューションへの関心へも対応してまいります。

具体的には、カーボンニュートラル※5実現に向け大きく貢献するため、新築・既存を問わずあらゆるビルにスムーズに導入できる空調制御分野におけるGX（グリーントランスフォーメーション）※6ソリューションを確立するため、NTTアーバンソリューションズ株式会社・株式会社NTTファシリティーズ・NTT都市開発株式会社・NTTコミュニケーションズ株式会社・ダイキン工業株式会社と、空調制御に関する協業を開始いたしました。

また、働き方改革や感染症対策等による居住空間の価値や要件の大きな変化に対応し、空間の質向上による付加価値提供を目指してまいります。ニューノーマル時代の働き方やオフィス利用の多様化に対応する新空調システム等を導入し、お客様にご提案、体感いただける事業所を国内にもオープンいたしました。



▲「ネクスフォートDD」

これらの取組みにより、お客様の事業展開にあわせて継続的な価値を提供・提案してまいります。

A A事業では、感染症拡大や部品調達難の製造業設備投資への影響は予断を許さないところではありますが、中長期的にはグローバルな経済成長の継続や更なる生産性の改善要求、生産現場での人手不足、設備老朽化対応等を背景に生産設備の自動化投資は引き続き拡大基調にあり、製造装置市場の回復を牽引役とする設備投資の回復継続など堅調な市場環境にあります。

多岐にわたる市場から、技術の潮流変化を捉え、今後の成長と付加価値提供が見込める領域を選択・創出・集中することにより成長を図るとともに、グローバルな共通事業モデルに経営資源を集中することにより競争力を強化いたします。これら成長戦略と収益力強化策をCP事業、IAP事業、SS事業の3つの事業単位でのオペレーションにより着実に実行してまいります。具体的には国内外での顧客力バレッジ拡大のための営業DX導入を含めた営業体制強化、新たなお客様を継続的なリピート顧客にすることによる受注拡大、新しいオートメーションの創造に資する製品開発の加速等に取り組んでおります。また、各種プラントにおいてプラント安定稼働のため重要な役割を担うバルブの稼働データをクラウドで解析し、バルブの“健康診断結果”を可視化することで生産設備の安定化・保安力強化を実現する「Dx Valve Cloud Service」の運用技術の拡張、AIを活用したプラント設備の異常予兆検知システム「BiG EYES™」に関して、火力発電設備を対象とした共同開発等に取り組むなど、適用範囲を広げることで、お客様の事業展開にあわせた継続的な価値を提供・提案してまいります。

L A事業では、ライフライン分野にて水道・各種ガスメータのIoT対応を引き続き進めております。スマートメータで計測・計量し、クラウドで収集、様々なデータを掛け合わせ脱炭素等、企業の環境経営や生活品質の向上への新たな価値提供の検討等、SMaaS (Smart Metering as a Service) 時代を見据えた新たなオートメーション領域への事業展



▲デジタルマスフローコントローラ形F4Q

開を進めております。また、戸建て住宅向け全館空調分野でも空気質にこだわった住環境の快適さを追求したソリューションを強化し、生活関連分野の収益改善を継続してまいります。

以上のような3つの事業軸への取組みと同時に、国内外で大きく変化していくことが見込まれるエネルギー管理領域においては、東光高岳グループとともに、事業コンセプトである「DX-EGA」のもとで、エネルギーデータ（電力：Electricity、ガス：Gas、水道：Aqua）等様々なデータを利用して、生活品質向上や企業の環境経営に新たな価値を提

供してまいります。温室効果ガス排出量の算定や可視化に向けて、クラウドサービス上で様々な排出量削減施策や知見を提供する試みは、その好事例となります。

また、「新オートメーション事業領域」「環境・エネルギー事業領域」という成長領域の目標を定め、展開施策を強化・加速し、社会の脱炭素化への貢献、持続可能な社会への「直列」に繋がる貢献を明確に進めるために、2022年4月に全社組織として新たに「GX推進部」を設置し、GX（グリーントランスフォーメーション）を推進してまいります。

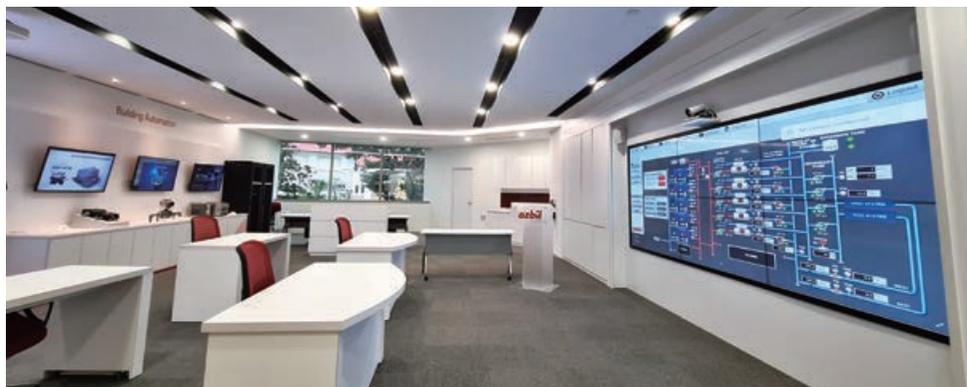
※5 カーボンニュートラル：温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。

※6 GX（グリーントランスフォーメーション）：カーボンニュートラルの実現に向けた経済社会システムの変革。

2 [海外事業]

海外市場におきましては、事業成長と収益拡大を支えるための更なる事業基盤強化策の一つとして、各国や地域の市場環境に対応し、付加価値の高い特長ある新製品・ソリューションの提案を継続的に強化し、グローバルでの事業拡大を目指します。東南アジア地域においては、シンガポールを拠点とする東南アジア戦略企画推進室により、同地域での横断的な事業推進・戦略企画・経営管理を加速させております。

B A事業では、海外市場でのシェア拡大に向け、次世代ビルディングオートメーションシステムを軸に、国内事業モデルでの強み（省エネルギーのアプリケーション、エンジニアリング・サービス力）を展開し、各国の事業環境・事業基盤に応じた施策を実施するとともに、ライフサイクル型ビジネスモデルの段階的な強化に努めております。また、海外向け統合型ビルディングマネジメントシステム（IBMS）※7に向けた新たなデジタルソリューションの開発をシンガポールで開始いたしました。



▲シンガポールのショールーム

A A事業では、海外での戦略地域の人員増強や管理システムの導入等による営業体制強化や営業活動の質の改善を継続し対象顧客を拡大しております。また、主要製品のリニューアルや戦略製品の投入、新市場向けの拡張製品開発や異常予兆検知・AI設備診断等、新しいオートメーション領域の開拓を進めてまいります。

LA事業では、ライフサイエンスエンジニアリング領域で事業展開する欧州のアズビルテルスター有限会社において、製薬市場での製薬設備需要の増加を背景に、ワクチン等の医薬品製造関連ソリューションの提供を継続してまいります。

以上に加えて、azbilグループの海外子会社における経営管理面におきましても、リモート管理体制の強化に加えて、現地法人の評価体制を拡充するなど、引き続きグループ・ガバナンスを強化し、各社の堅確な体制構築を進めてまいります。

※7 IBMS (Intelligent Building Management System) : 大規模複合施設の各種設備管理システムを一括管理し、効率的で高品質な設備管理やエネルギー管理、テナント情報の管理等を実現するシステム。

3

[生産・開発]

azbilグループの事業拡大に向けて、グループ生産体制を再編し、商品力強化に向けて開発リソースの集約・強化を進めてまいりました。国内では、生産機能の湘南工場への一拠点化を完了し、藤沢テクノセンターにおける技術開発機能との連携を強化したグループ内のマザー工場として機能整備を推進中です。また、藤沢テクノセンターにつきましてはクラウドやAIを活用した先進的なシステムソリューションやMEMS技術を活用した高機能・高性能デバイスの開発力を一層強化するための中核研究開発拠点として、センター内に新棟を建設、本年竣工予定です。海外では、異常予兆検知や調節弁の診断サービス等、IoT・AI技術を活用した次世代インテリジェントサービス提供を目的に、タイにてSolution and Technology Centerが稼働中です。また、グローバルでの需要拡大に対応した生産能力拡大、生産工程の高度化と更なる自動化の推進を目的に、中国大連生産子会社に新工場棟を新設し、日本、タイ、中国を3極とした生産体制を強化しました。



▲中国大連、新工場

なお、サプライチェーンや部材調達等の混乱が続き、世界的なインフレーションの影響も高まりつつあり、それらの影響の長期化の可能性もあると認識しております。生産のオペレーションを改善しながらBCP向けの部品在庫の活用、市場流通品の確保、代替部品への切り替えや設計変更等の対応を行い、サプライチェーン各社と連携して、生産の継続及び製品の納期への影響軽減のための取組みを継続してまいります。

4

【経営管理】

グループ経営の推進とガバナンス体制の充実を図るとともに、リスク管理（品質・PL、防災・防疫・BCP、情報）、コンプライアンス（企業倫理・法令遵守）、人を重視した経営、地球環境への貢献及び社会貢献を重点取組み領域として、azbilグループを挙げてCSR経営の推進に継続して取り組んでおります。

経営管理面では、国際財務報告基準（IFRS）の任意適用も視野に入れた会計水準の向上と、それに伴う内部統制の強化を進めてまいります。また、経営の公正性、中立性及び透明性を高めるべく、コーポレートガバナンス・コードへの対応を継続しながら、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するよう、全てのステークホルダーの皆様との間で建設的な対話を進めるための体制整備を積極的に進めております。

サステナビリティに向けて、ESG（環境・社会・ガバナンス）に対しても積極的に取り組みを進めております。E（環境）に関しては、TCFDの国際的な枠組みに賛同表明し、ガバナンス・戦略・リスク管理・指標と目標について有価証券報告書等で開示するほか、自らの事業活動に伴う温室効果ガス排出量（スコープ1+2）に加えてサプライチェーン全体の温室効果ガス排出量（スコープ3）削減目標を設定し、その実現に取り組んでおります。S（社会）については、「人権」「労働」「環境」「腐敗防止」に係わる「国連グローバル・コンパクト」に署名し、中期経営計画において人的資本・知的財産への戦略的検討を行っております。コーポレート・ガバナンスについては前述のとおり「指名委員会等設置会社」へ移行する方針を取締役会において決議しております。この他、実効的な統合リスク管理の構築を目的として、サステナビリティ推進本部内に、「CSR・リスク管理部」を設置いたしました。

これらの取り組みの結果、2021年度も年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が選定した4つのESG指数^{※8}の構成銘柄に選定されております。また国際環境非営利団体であるCDP^{※9}により、「気候変動」に対する取り組みとその情報開示に関して世界的に優秀な企業として評価されAリスト（最高評価）に選定されました。

※8 ESG指数：FTSE Blossom Japan Index、MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数、MSCI日本株女性活躍指数（WIN）、S&P/JPXカーボンエフィシエント指数。

※9 CDP：企業や自治体を対象とした世界的な環境情報開示システムを運営する国際環境非営利団体。2000年に英国に設立され、110兆米ドルを超える資産を保有する590強の投資家と協働し、資本市場と企業の調達活動を介して、企業に環境情報開示、温室効果ガス排出削減、水資源保護、森林保護を働きかけている。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区分	第97期 (2019年3月期)	第98期 (2020年3月期)	第99期 (2021年3月期)	第100期 当連結会計年度 (2022年3月期)
受 注 高 (百万円)	264,252	258,079	247,873	286,950
売 上 高 (百万円)	262,054	259,411	246,821	256,551
営 業 利 益 (百万円)	26,690	27,255	25,720	28,231
経 常 利 益 (百万円)	27,664	27,712	26,338	29,519
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	18,951	19,793	19,918	20,784
1株当たり当期純利益 (円)	132.03	140.80	142.77	150.79
総 資 産 額 (百万円)	275,518	274,559	284,597	280,052
純 資 産 額 (百万円)	183,097	185,301	200,607	203,141
自 己 資 本 比 率 (%)	65.7	66.7	69.6	71.5
1株当たり純資産額 (円)	1,264.88	1,313.17	1,420.52	1,459.08

(注) 当社は、2018年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第97期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(7) 重要な子会社の状況 (2022年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
アズビルトレーディング(株)	百万円 50	% 100.0	ファクトリーオートメーション分野の制御・計測・検査・安全・環境・データ収録、分析等の機器及びシステムの販売、設計、試運転、計装工事施工、各種ソフトウェアの製作並びに技術サービスの提供 保険代理業等
アズビル金門(株)	百万円 3,157	100.0	都市ガスメータ、LPガスメータ、水道メータ及びその関連機器の製造・開発・販売、メータ交換業務等並びにそれらに関連したメンテナンス業務
アズビルプロダクション タイランド(株)	千パーツ 180,000	99.9	温度調節計、空調用コントローラ等の自動制御機器の製造
アズビル機器(大連) 有限公司	千人民元 61,176	100.0	各種制御機器、自動調節弁及びスイッチ類等の製造
アズビルノース アメリカ(株)	千米ドル 28,550	100.0	工業市場向け制御機器製品及びフィールド機器の販売、エンジニアリング、メンテナンスサービス
アズビルテルスター(有)	千ユーロ 1,540	100.0	製薬工場、研究所向けの製造装置・環境装置等の開発・製造・販売及びクリーンルーム関連コンサルティング・エンジニアリング

(8) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

	本 社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号		
	ビルシステム カンパニー 本店・支社・支店	札幌市中央区 茨城県つくば市 横浜市西区 石川県金沢市 福岡市博多区	仙台市青葉区 千葉市中央区 長野県長野市 大阪市北区	さいたま市中央区 東京都品川区 名古屋市中区 広島市東区
当 社	アドバンス オートメーション カンパニー 支社・支店	札幌市中央区 さいたま市中央区 名古屋市中区 広島市東区	仙台市青葉区 東京都品川区 大阪市北区 北九州市小倉北区	
	藤沢テクノ センター	神奈川県藤沢市		
	工 場	神奈川県高座郡		
	事 業 所	神奈川県秦野市		
アズビルトレー ディング(株)	本 社	東京都豊島区		
	支 店	東京都豊島区 大阪市淀川区	さいたま市中央区 広島市東区	名古屋市中区 北九州市小倉北区
	本 社	東京都豊島区		
アズビル金門(株)	支社・支店	札幌市東区 東京都豊島区 広島市東区	仙台市青葉区 名古屋市中区 福岡市博多区	群馬県桐生市 大阪府東大阪市
	工 場	青森県青森市 (アズビル金門青森(株)) 和歌山県御坊市 (アズビル金門エナジープロダクツ(株)) 福島県白河市 (アズビル金門エナジープロダクツ(株)) * 福島県本宮市 (アズビル金門エナジープロダクツ(株)) *		
	研 究 所	埼玉県川越市		
アズビルプロ ダクション タイランド(株)	本 社	タイ チョンブリー県		
アズビル機器(大 連) 有限 公 司	本 社	中国大連市		
アズビルノース アメリ カ (株)	本 社	米国アリゾナ州		
アズビル テルスター(有)	本 社	スペイン カタルーニャ州		

(注) アズビル金門(株)の各工場のうち、*印のついた2工場につきましては、同社子会社であるアズビル金門エナジープロダクツ(株)がアズビル金門(株)より工場設備等を賃借し、運営を行っております。

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
ビルディングオートメーション事業	3,283 [536] ^人	△35 ^人
アドバンスオートメーション事業	3,612 [324]	21
ライフオートメーション事業	1,954 [337]	74
報告セグメント計	8,849 [1,197]	60
その他の	2 [1]	△1
全社(共通)	1,235 [172]	24
合計	10,086 [1,370]	83

- (注) 1. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の事業セグメントに区分できないスタッフ部門及び研究開発部門に所属している者であります。
2. 臨時従業員数(有期雇用のパートタイマー、定年後再雇用社員及び契約社員を含み、人材派遣会社からの派遣社員は除いております。)は、[]内に年間の平均雇用人数を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
5,329 [902] 人	△28人	45.9歳	20.1年

- (注) 臨時従業員数(有期雇用のパートタイマー、定年後再雇用社員及び契約社員を含み、人材派遣会社からの派遣社員は除いております。)は、[]内に年間の平均雇用人数を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	4,106 ^{百万円}
株式会社三菱UFJ銀行	1,767

(11) 重要な事業の譲渡等の状況

- ① 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ② 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ③ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 559,420,000株
 (2) 発行済株式の総数 145,200,884株 (自己株式数5,977,645株を含む。)
 (3) 株主数 7,296名
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	20,794 千株	14.93 %
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	10,968	7.87
明治安田生命保険相互会社	10,428	7.49
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	6,356	4.56
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リ フィデリティ ファンズ	4,649	3.33
全国共済農業協同組合連合会	3,356	2.41
株式会社みずほ銀行	2,809	2.01
ジェーピー モルガン チェースバンク 3 8 5 8 3 9	2,789	2.00
a z b i l グループ社員持株会	2,599	1.86
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG /JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	2,562	1.84

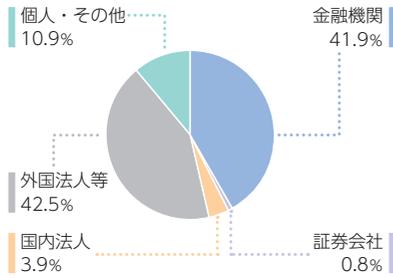
- (注) 1. 持株比率は自己株式（5,977,645株）を控除して計算しております。なお、「株式給付制度（J-ESOP）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式1,935,100株については、自己株式数に含めておりません。
2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）の保有株式数のうち8,474千株及び株式会社日本カストディ銀行（信託口）の保有株式数のうち3,383千株は信託業務に係る株式数であります。
3. 2021年8月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び日興アセットマネジメント株式会社が2021年8月13日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有報告書提出日	氏名又は名称	持株数	持株比率
2021年8月19日	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 日興アセットマネジメント株式会社	7,274 千株	5.01 %

4. 2022年1月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、エフエムアール エルエルシーが2022年1月14日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有報告書提出日	氏名又は名称	持株数	持株比率
2022年1月21日	エフエムアール エルエルシー	12,331 千株	8.49 %

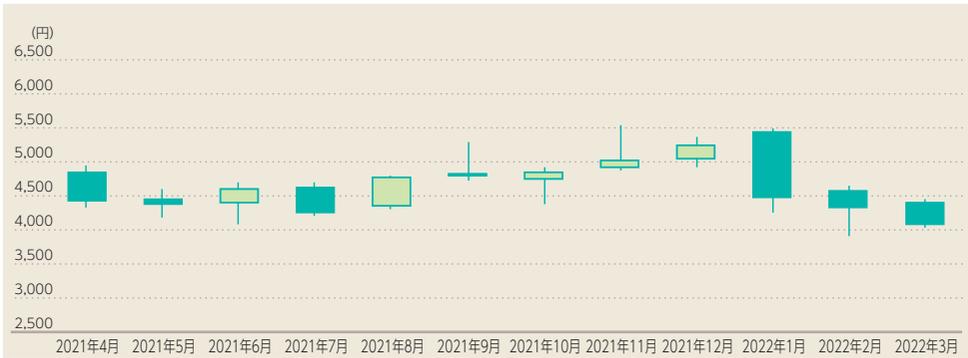
【ご参考資料】所有者別株式数分布状況



	持株数 (単元)	株主数 (名)
金融機関	607,202	49
証券会社	11,625	32
国内法人	56,114	134
外国法人等	617,133	578
個人・その他	158,744	5,240

- ※ 1. 上記持株数 (単元) には、単元未満株式を除いております。
- ※ 2. 上記「個人・その他」には、自己株式が含まれております。

【ご参考資料】株価の推移



3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2022年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	曾 禰 寛 純	(執行役員会長、取締役会議長、指名・報酬委員会委員、グループガバナンス強化担当) 安田倉庫株式会社社外取締役 一般社団法人日本電気計測器工業会会長
代表取締役社長	山 本 清 博	(執行役員社長、グループCEO (Chief Executive Officer)、指名・報酬委員会委員、グループ監査部、経営企画部担当)
取 締 役	横 田 隆 幸	(執行役員専務、社長補佐、コーポレート機能全般、コーポレートコミュニケーション、azbilグループ (aG) -CSR、内部統制、施設・事業所、秘書室、グループ経営管理本部、総務部、法務知的財産部、国際事業推進本部、サステイナビリティ推進本部担当)
取 締 役	岩 崎 雅 人	(執行役員常務、ライフオートメーション事業担当、ホームコンフォート本部長、ライフサイエンスエンジニアリング事業推進室長委嘱)
取 締 役	北 條 良 光	(執行役員常務、aG生産機能、aG購買機能、アドバンスオートメーション事業、プロダクションマネジメント本部担当、アドバンスオートメーションカンパニー社長委嘱)
取 締 役	濱 田 和 康	(執行役員常務、ビルディングオートメーション事業、aG働きの創造 (aGシナジー) 担当、ビルシステムカンパニー社長委嘱)
社 外 取 締 役	田 辺 克 彦	(非業務執行取締役、指名・報酬委員会委員長) 弁護士、株式会社JSP社外監査役
社 外 取 締 役	伊 藤 武	(非業務執行取締役、指名・報酬委員会委員)
社 外 取 締 役	藤 宗 和 香	(非業務執行取締役、指名・報酬委員会委員)
社 外 取 締 役	永 濱 光 弘	(非業務執行取締役) 株式会社クラレ社外監査役 日本精工株式会社社外取締役 一般社団法人日本経済調査協議会 代表理事副理事長
社 外 取 締 役	アンカー ツェーハン	(非業務執行取締役) 弁護士 (オーストラリア、英国、香港)
常勤監査役	勝 田 久 哉	
常勤監査役	松 安 知比古	
社 外 監 査 役	藤 本 欣 哉	公認会計士、日本加除出版株式会社社外監査役
社 外 監 査 役	佐久間 稔	
社 外 監 査 役	佐 藤 文 俊	株式会社タカラトミー社外取締役

- (注) 1. 取締役田辺 克彦、取締役伊藤 武、取締役藤宗 和香、取締役永濱 光弘、取締役アンカー ツェーハン の5氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役藤本 欣哉、監査役佐久間 稔及び監査役佐藤 文俊の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、全ての社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員です。被保険者が職務の執行に責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補することとしております。ただし、被保険者の職務の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者の故意、違法な私的利益供与、犯罪行為等に起因する損害については、填補の対象外としております。なお、被保険者は保険料を負担していません。
5. 常勤監査役松安 知比古氏、監査役藤本 欣哉氏及び監査役佐藤 文俊氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・常勤監査役松安 知比古氏は、長年当社の経理担当部門において経理業務に携わった経験があります。
・監査役藤本 欣哉氏は、公認会計士としての豊富な経験と高い見識を持っております。
・監査役佐藤 文俊氏は、他事業会社において長年経理財務管掌役員として財務諸表等の作成の責任者等に従事した経験があります。
6. 当社は、全ての社外取締役及び社外監査役について、東京証券取引所に対し、独立役員として届出をしております。

7. 2022年4月1日付にて、次のとおり取締役の担当を変更しております。

地位	氏名	担当及び委嘱
代表取締役社長	山本清博	(執行役員社長、グループCEO (Chief Executive Officer)、指名・報酬委員会委員、グループ監査、経営企画部担当)
取締役	横田隆幸	(執行役員専務、社長補佐、コーポレート機能全般、コーポレートコミュニケーション、azbilグループ (aG) -CSR、内部統制、施設・事業所、役員会室、グループ経営管理本部、総務部、サステナビリティ推進本部、法務知的財産部、国際事業推進本部担当)
取締役	岩崎雅人	(執行役員常務、ライフオートメーション事業、ホームコンフォート本部担当、ライフサイエンスエンジニアリング事業推進室長委嘱)
取締役	北條良光	(執行役員常務、アドバンスオートメーション事業、aGプロダクト事業ポートフォリオ強化担当、アドバンスオートメーションカンパニー社長委嘱)
取締役	濱田和康	(執行役員常務、ビルディングオートメーション事業、aG働きの創造 (aGシナジー)、aGシステム事業ポートフォリオ強化担当、ビルシステムカンパニー社長委嘱)

8. 当社は、経営の意思決定と業務執行の迅速化を目的として執行役員制度を導入しております。2022年4月1日時点で執行役員は30名で、前記の取締役兼務の役付執行役員6名のほか、次のとおり執行役員を選任しております。

職名	氏名	担当及び委嘱
執行役員常務	西本淳哉	azbilグループ (aG) 研究開発、商品安全・品質・環境、スマートロボット、aG環境負荷改革、技術開発本部、技術標準部、バルブ商品開発部、環境推進部、ドキュメント・プロダクション部担当
執行役員常務	成瀬彰彦	aG安全管理 (労働安全衛生)、人事部、グループ安全管理部、アズビル・アカデミー担当
執行役員常務	伊東忠義	aGマーケティング (3つの成長領域)、aG DX推進、aG IT強化 (サイバーセキュリティ)、aGサービスエンジニアリング機能強化、aGシステム事業ポートフォリオ強化、業務システム部、サービス本部、クラウド運用センター、IT開発本部、サイバーセキュリティ室、AIソリューション推進部担当、GX推進部長委嘱
執行役員常務	石井秀昭	aG生産機能、aG購買機能、aGプロダクト事業ポートフォリオ強化、アドバンスオートメーション (AA) 開発・品質保証、プロダクションマネジメント本部担当
執行役員	平野雅志	スマートロボット事業開発担当
執行役員	坂本孝宏	技術開発本部長委嘱
執行役員	住友俊保	aGマーケティング補佐担当
執行役員	山田真稔	監査機能強化、グループ監査部担当
執行役員	藤川昌彦	aG品質・安全改革担当、安全審査部長、グループ品質保証部長委嘱
執行役員	関野亜希己	法務知的財産部長委嘱
執行役員	林健一	ビルシステムカンパニー (BSC) 事業管理部長委嘱
執行役員	武田知行	aG働きの創造補佐 (国内) 担当、BSC東京本店長委嘱
執行役員	沢田貴史	BSC支社支店統括担当
執行役員	岩崎哲也	aGシステム事業ポートフォリオ強化補佐担当、IT開発本部長、BSC開発本部長委嘱
執行役員	鶴田寛一郎	BSC技術本部長委嘱
執行役員	村山俊尚	ビルディングオートメーション国際事業担当、BSCマーケティング本部長、東南アジア戦略企画推進室推進メンバー委嘱
執行役員	北浦幸也	BSC環境ソリューション本部、aGサービスエンジニアリング機能強化補佐担当、BSCファシリティマネジメント本部長委嘱
執行役員	高村哲夫	AA CP事業*1統括長委嘱
執行役員	泉頭太郎	AA IAP事業*2統括長委嘱
執行役員	小林哲夫	アドバンスオートメーションカンパニー (AAC) 営業推進本部長、東南アジア戦略企画推進室推進メンバー委嘱
執行役員	五十嵐貴志	aG働きの創造補佐 (国内) 担当、AAC東京支社長委嘱
執行役員	高野智宏	aGプロダクト事業ポートフォリオ強化補佐担当、バルブ商品開発部長委嘱
執行役員	和田茂	aG働きの創造補佐 (海外) 担当、国際事業推進本部長委嘱
執行役員	須藤健次	aGシステム事業ポートフォリオ強化補佐担当、AA SS事業*3統括長、AAC SSマーケティング部長委嘱

*1 CP事業 : コントロールプロダクト事業 (コントローラやセンサ等のファクトリーオートメーション向けプロダクト事業)

*2 IAP事業 : インダストリアルオートメーションプロダクト事業 (差圧・圧力発信器やコントロールバルブ等のプロセスオートメーション向けプロダクト事業)

*3 SS事業 : ソリューション&サービス事業 (制御システム、エンジニアリングサービス、メンテナンスサービス、省エネルギーソリューションサービス等を提供する事業)

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	ストックオプション	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	450 (64)	352 (64)	97 (-)	-	-	11 (5)
監査役 (うち社外監査役)	82 (30)	82 (30)	- (-)	-	-	5 (3)
合計 (うち社外役員)	532 (94)	434 (94)	97 (-)	-	-	16 (8)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第84期定時株主総会において年額450百万円以内（その員数は8名であり、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第85期定時株主総会において年額120百万円以内（その員数は5名）と決議いただいております。
 4. 取締役の支給額には、役員賞与（取締役6名 129百万円）も含まれております。
 5. 取締役、監査役に対する退職慰労金については、2005年にその制度を廃止しております。

② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

ア. 基本方針

当社は、コーポレート・ガバナンス強化の一環とグループ経営目標達成による持続的な企業価値の向上を図るため、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を2017年5月12日開催の取締役会において決定しております。また、2021年3月1日の改正会社法施行に先立ち、指名・報酬委員会に諮問したうえで、2021年2月26日開催の取締役会において決定方針を明示し、確認いたしました。取締役の報酬は、その役割・責任と成果に応じた報酬体系とし、持続的な成長と企業価値の向上に寄与する報酬設計としております。

イ. 役員報酬の構成、考え方

執行を兼務する取締役の報酬は、その役割と責任に基づき、毎月支給される固定報酬である「基本報酬」と、年度の業績結果に加えて、中期目標の達成度合いも考慮して決定され、毎年2回一定の時期に支給される「賞与」にて構成しております。執行を兼務する取締役の「基本報酬」は、取締役報酬、執行役位報酬、執行職責報酬の3つの報酬により構成しております。取締役報酬は、代表取締役に支給する固定額と取締役に支給する固定額をそれぞれ定めており、執行役位報酬は役位毎に定められた固定額、執行職責報酬は、職責の重さ、役割の範囲、年度毎の定量及び定性評価に基づき決定される、個人毎の職責グレードに応じた報酬額となっております。この職責グレードは、指名・報酬委員会にて審議のうえ毎年見直しを行っております。

また、執行を兼務する取締役については、株主の皆様と意識を共有し企業価値向上に向けた継続的なインセンティブとなるよう、役員持株会への拠出について年間拠出額を設定し、それぞれの役位や職責に相応しい自社株式の取得及びその継続的な保有を行っております。

執行を兼務しない取締役及び社外取締役については、経営の監督機能を十分に発揮させるため固定報酬である基本報酬のみの支給としております。

ウ. 業績連動報酬

執行を兼務する取締役については、業績評価や定性評価^(注)に加えて、中期目標の達成度合いなども考慮して決定される賞与が支給されますが、業績連動を反映した部分の報酬は当社の持続的な成長と企業価値の向上に寄与するために設計されております。具体的な算定においては、営業利益増加と収益性・資本効率を意識した自己資本当期純利益率（ROE）等の指標を基にグループ連結経営責任を担う立場から評価し、さらには中長期的に企業価値の向上に取り組んでいく視点から営業利益額等の伸長度合いを指標として選択し、それらの指標を踏まえて総合的に勘案し、指名・報酬委員会にて業績連動報酬を個別に審議しております。

なお、2021年度決算における営業利益額については、目標293億円（連結ベース）に対して、実績は282億円となりました。

(注) 定性評価として期初に設定したCSR活動等への取組みや後継者人材の育成等、それぞれの役割に応じて個別に設定した定性的な目標の達成度合いも考慮しております。

また、当社は報酬等の種類毎の割合については、あらかじめ定めておりませんが、取締役個人別の報酬額の割合については、会社業績の向上に応じて業績連動報酬が高まるとともに、会社業績への貢献度が高まるほど各取締役個人の総報酬に占める業績連動報酬の割合がさらに高くなる仕組みとなっております。

エ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第84期定時株主総会において年額450百万円以内（その員数は8名であり、使用人分給与は含まない。）と決議されております。

監査役の報酬については、その職務と権限を考慮して固定報酬である基本報酬のみを支給しております。その報酬限度額は、2007年6月28日開催の第85期定時株主総会において年額120百万円以内（その員数は5名）と決議されており、個々の支給額は、監査役の協議により決定しております。

オ. 取締役の個人別の報酬等の決定及び当該決定に係る委任に関する事項

当社では、報酬決定プロセスの透明性と客観性の確保を目指し、取締役会の諮問機関として任意の「指名・報酬委員会」を設置しており、役員報酬制度、役員報酬体系に基づく基本報酬額、個人業績評価、定性的な項目の進捗状況評価、個人の賞与支給額及び取締役報酬枠の改定等を審議しております。本委員会の委員長は、独立社外取締役の中から互選にて定め、委員の過半を独立社外取締役で構成する規定としており、現在、田辺 克彦氏（独立社外取締役）が委員長を、伊藤 武氏（独立社外取締役）、藤宗 和香氏（独立社外取締役）、曾禰 寛純氏（代表取締役）及び山本 清博氏（代表取締役）が委員を務め、独立社外取締役が過半数となる構成となっております。（なお、各取締役の担当につきましては、3（1）に記載の「取締役及び監査役の氏名等」をご参照ください。）

個々の取締役の基本報酬額及び執行を兼務する取締役に対する賞与の総額と個々の支給額は、株主総会で決定された報酬限度額の範囲内において、取締役会の決議によ

り取締役会からその任を受けた代表取締役社長が「取締役報酬規程」及び「指名・報酬委員会規程」に基づき個々の報酬額の原案を作成し、指名・報酬委員会にて審議のうえ決定しております。なお、代表取締役の報酬額の決定については、指名・報酬委員会の委員である代表取締役は審議には参加せず指名・報酬委員会において審議、決定する仕組みとしております。これらの取締役の個人別の報酬等の決定に係る権限を委任した理由は、前述のとおり委員の過半数を独立社外取締役で構成し、委員長を独立社外取締役が務める取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会で決定することが、報酬決定プロセスにおいて公正性・客観性・透明性が高いと判断したからであります。

このように、当社では、取締役会の諮問機関として公正性・客観性・透明性の高い指名・報酬委員会において、決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行ったうえで、取締役の個人別の報酬等の内容を審議、決定しているため、取締役会も基本的にその決定を尊重し、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

カ. 指名・報酬委員会、取締役会の活動内容

2021年度は、指名・報酬委員会を7回開催し、2021年5月には、執行を兼務する取締役と執行役員の2020年度個人業績目標に対する結果の評価と個々の賞与支給額、並びに執行を兼務する取締役及び社外取締役の2021年度の基本報酬額の審議を行いました。また、スキルマトリックスの事業報告への掲載、常勤役員の外部団体役職兼任についても審議いたしました。2021年8月、9月、11月には、指名・報酬委員会規程の改定、後継者育成計画の運用状況と育成状況、役員報酬制度改定について審議・確認いたしました。2021年12月には、2022年度の役員体制の検討状況・進め方について確認し、2022年2月には、指名委員会等設置会社への移行に伴う新役員体制案の検討・提案プロセスを確認したうえで、2022年度の役員体制及びグループ会社の役員体制について審議いたしました。また、あわせて株式報酬制度導入についても審議いたしました。2022年3月には、国内外グループ会社の役員体制及びグローバル人材制度の運用状況について審議・確認いたしました。なお、2021年6月、2022年2月の取締役会において、指名・報酬委員会の活動状況について報告いたしました。

なお、当社におけるコーポレート・ガバナンスの更なる改革を進めることを目的として、2022年2月25日開催の取締役会において、本定時株主総会で必要な定款変更をご承認いただくことを条件に「指名委員会等設置会社」に移行する方針を決議いたしました。また当社は、この移行を前提として、取締役、執行役、執行役員（国内非居住者を除く）を対象とした信託を活用した新たな業績連動型の株式報酬制度を導入する予定です。（ただし、執行役を兼務せず、業務執行を担わない取締役に対しては、業績連動をさせない設計といたします。）これに伴い、本定時株主総会以降に開催される報酬委員会での決議をもって新たな役員報酬方針の策定を予定しております。

(3) 社外役員の兼職の状況等

地位	氏名	重要な兼職の状況
社外取締役	田辺 克彦	弁護士、株式会社JSP社外監査役
社外取締役	伊藤 武	
社外取締役	藤宗 和香	
社外取締役	永濱 光弘	株式会社クラレ社外監査役 日本精工株式会社社外取締役 一般社団法人日本経済調査協議会 代表理事副理事長
社外取締役	アンカー ツーハン	弁護士（オーストラリア、英国、香港）
社外監査役	藤本 欣哉	公認会計士、日本加除出版株式会社社外監査役
社外監査役	佐久間 稔	
社外監査役	佐藤 文俊	株式会社タカラトミー社外取締役

(注) 取締役田辺 克彦氏の重要な兼職先である株式会社JSP並びに取締役永濱 光弘氏の重要な兼職先である株式会社クラレ及び日本精工株式会社と当社との間には取引関係はありますが、直近事業年度及び先行する3事業年度において当社の連結売上高及び各社の連結売上高に対する取引額の割合はいずれも0.1%に満たない額であります。その他の社外役員の重要な兼職先と当社の間には、いずれも特別な関係はありません。

(4) 社外役員の主な活動状況等

① 社外取締役

氏名	取締役会 出席回数	発言状況及び社外取締役に期待される 役割に関して行った職務の概要
田辺克彦	12/12回	期待される専門性である「法務・リスク管理」「企業経営」について、取締役会では、法律実務家として様々な企業の様々な法律実務に携わってきたことによる幅広い知識といくつかの企業における社外役員として経営に関わってきたことによる経験に基づき、法令上の問題点のみならず、当社の中期経営計画の策定や事業展開等に関する助言や、種々のリスク低減の観点から質問及び提言を行っており、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名・報酬委員会の委員長として当事業年度に7回の委員会を開催し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に関して適切なプロセスを経て、審議結果の取締役会への答申・報告を的確に行っております。
伊藤武	12/12回	期待される専門性である「財務・会計・ファイナンス」「グローバルビジネス」について、取締役会では、国内外の投資顧問会社役員としての高い金融知識やグローバル企業でのマネジメント経験に基づき、当社の中期経営計画の実行及び中長期的な事業展開・戦略のほか、株主還元や財務・資本政策等に関して、資本市場からの視点も踏まえた質問及び提言を行っており、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された7回の委員会全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定において適切な役割を果たし、審議のプロセスにおいては公正性・客観性・透明性の向上に寄与しております。
藤宗和香	12/12回	期待される専門性である「法務・リスク管理・コンプライアンス」「サステナビリティ」について、取締役会では、法曹界での経験と法務及びコンプライアンスに関する幅広い見識に基づき、法令上の問題点の有無のみならず、当社のダイバーシティの取組みやコーポレート・ガバナンスの強化についての助言等を行うとともに、当社の事業展開等に関して、コンプライアンス及びサステナビリティ・CSR、リスク管理の観点から質問及び提言を行っており、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された7回の委員会全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定において適切な役割を果たし、審議のプロセスにおいては公正性・客観性・透明性の向上に寄与しております。
永濱光弘	12/12回	期待される専門性である「企業経営/サステナビリティ」「グローバルビジネス」「財務・会計・ファイナンス」について、取締役会では、金融・証券分野での要職を歴任したマネジメント経験、海外での勤務経験と企業価値に関する豊富な専門知識や複数会社における社外役員としての知見に基づき、当社のコーポレート・ガバナンス強化の取組み及び中長期的な事業展開・戦略策定等に関して、資本市場からの視点やグローバルな観点も踏まえた質問及び提言を行い、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
アンカー ツェーハン	12/12回	期待される専門性である「法務・リスク管理」「グローバルビジネス」について、取締役会では、グローバルビジネスに関する法律知識と国際間取引案件での契約締結支援で得た豊富な経験・見識に基づき、当社のコーポレート・ガバナンス強化の取組み及び中長期的な事業展開・戦略策定等に関して国際事業伸長の投資の考え方やグローバルスタンダードの視点でのリスク管理についての質問及び提言を行い、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

② 社外監査役

氏名	取締役会 出席回数	監査役会 出席回数	発言状況
藤本欣哉	12/12回	14/14回	長年にわたる公認会計士としての経験と財務及び会計に関する豊富な知識・経験等に基づき、当社の事業全般の監査を特に財務及び会計に関する観点から実施し、当社及びグループ会社の管理や内部統制、コーポレート・ガバナンス強化の観点から質問及び提言を行っております。
佐久間 稔	12/12回	14/14回	金融分野での要職を歴任した経験と高い専門知識、またグローバルに事業を展開する事業会社での社外役員としての豊富な経験に基づき、当社の事業・財務戦略の妥当性やグループ全体のコーポレート・ガバナンス強化の観点から質問及び提言を行っております。
佐藤文俊	12/12回	14/14回	金融分野での要職を歴任した経験と事業会社での管理部門におけるマネジメント経験及び財務及び会計に関する豊富な知識・経験等に基づき、当社の事業・財務戦略の妥当性やグループ全体でのコーポレート・ガバナンス強化の観点から質問及び提言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	88百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	121百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移を確認したうえで、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、当社と監査契約を締結している会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の海外の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人としての適格性、独立性等において問題があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況 ＜業務の適正を確保するための体制についての決議内容の概要＞

内部統制システム構築の基本方針は以下のとおりであります。(2015年5月13日開催の取締役会で一部改定し、定期的に取り締役会において基本方針を継続することを確認しております。)

本方針は、会社法第362条第4項第6号に基づき、具体的に実行されるべきアズビル株式会社(以下、「当社」という。)及び当社の子会社^{*1}(以下、「子会社」という。)の内部統制システムの構築において、当社及び子会社の取締役及び執行役員並びに使用人(以下、「役員及び社員」という。)が遵守すべき基本方針を明らかにするとともに、会社法施行規則第100条の定める内部統制システムの整備に必要なとされる体制に関する大綱を定めるものです。本方針に基づく内部統制システムは、不断の見直しによってその改善を図り、もって、効率的で適法かつ透明性の高い企業体制を作することを目的とします。

※1：本基本方針が対象とする子会社は、別途定める「azbilグループ経営基本規程」が対象とする子会社のうち、連結売上高の概ね1%以上の売上高を有する連結子会社とする。

① 当社及び子会社の役員及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社及び子会社の役員及び社員は、社会に貢献し信頼される企業グループを目指し、法令及び定款はもとより、「azbilグループ企業行動指針」及び「azbilグループ行動基準」を遵守し、高いレベルの企業倫理を維持し、健全な事業活動を行う。そのために当社及び子会社は、それぞれの会社においてコンプライアンス推進活動の中心を担う役員を定め、会社全体として不断に取り組みを進める。
- 2) 前項に加え、当社及び別途定める子会社は、法令及び定款等の遵守を含むコンプライアンスの推進について個別に自社の活動計画を策定し、その実行結果を自社の取締役会へ報告する。
- 3) 当社は、グループ全体のコンプライアンスに関わる活動の推進を図るため「azbilグループCSR推進会議」を設置し、グループ全体の活動計画の策定、進捗管理を行うとともに、子会社に対し指導・助言を行う。
- 4) 当社及び子会社は、業務の適正性を確保するための内部統制の仕組みを構築する。そのために当社及び子会社の役員及び社員は、統制環境をはじめとする内部統制の基本要素の整備と運用に努めるとともに、業務の遂行に当たっては、関連する法規、規程、業務処理手順書等を遵守することにより、統制状況の維持・向上を図る。
- 5) 当社の内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、当社及び子会社のコンプライアンスの推進及び内部統制の仕組み構築に関する状況について、定期的又は必要に応じて監査を実施する。
- 6) 万一、当社又は子会社に重大な違法・非倫理的行為、あるいは社会に重大な悪影響を及ぼす事態が発生した場合、当社及び子会社の役員及び社員は、所定の報告ルート、又は内部通報制度を利用して報告する。
- 7) 当社の内部監査部門は、内部通報制度等の仕組みを維持・整備するとともに、適正にこれを運用する。なお、内部通報制度の対象範囲の拡大・変更は、取締役会に報告の上、実施するものとする。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 当社の役員及び社員は、「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理規程」を遵守し、適切に職務執行情報の保存及び管理を行う。
- 2) 前項の規程の策定及び改廃は、その重要度に応じ、取締役会及び経営会議承認のもと、総務部が所管し、必要に応じて運用状況の検証、見直し等を行う。
- 3) 当社の内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、当該規程等の運用・管理状況について、定期的又は必要に応じて監査を実施する。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社は、損失の危険（リスク）を適切に管理して事業の継続と安定的発展を図るため、「azbilグループリスク管理規程」に基づき、グループ全体の経営に重大な損失を与えるおそれのあるリスク（azbilグループ重要リスク）を取締役に決定する。
- 2) 当社は、決定されたazbilグループ重要リスクへの対策について、必要に応じ子会社に指示し、対策の推進を図る。
- 3) 前項に加え、別途定める子会社においては、当該子会社における重要リスクを独自に選定し、その対策の立案と対策の推進を図る。
- 4) 当社の内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、当社及び子会社のリスク管理体制の整備に関する実施状況について、定期的又は必要に応じて内部監査を実施する。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社及び子会社は、自社の健全性を損なうことなく事業活動を効率的かつ迅速に執行するため、業務執行が効率的に実施できる組織体制及び職務権限規程等の整備を行う。
- 2) 当社及び子会社の役員及び社員は、中期経営計画及び年度計画に基づき、計画達成のために活動するとともに、業務執行が当初の計画どおり進捗しているか定期的にレビューを行う。
- 3) 当社は、「業務分掌規程」等に基づき、グループ全体の業務効率及び業務水準を向上させるために、子会社に対し、必要な支援・指導を行う。
- 4) 当社及び子会社においては、自社の取締役会の承認を要する事案について、取締役会の審議の充実を図るべく、事前に議題に関する資料が全役員に配布される体制をとるものとする。

⑤ 子会社の役員及び社員の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- 1) 子会社はその職務の執行において当社取締役会等に付議すべき経営管理事項を定めた「azbilグループ経営基本規程」に基づき、当社の承認を得、又は当社への報告を行う。
- 2) 国内の子会社は前項に加え、直接、又は定期的に開催されるグループ会社社長会等において、自社の事業の状況、重要な経営上の事項について当社に報告する。
- 3) 海外の子会社は上記1)に加え、直接、又は当社の所管部門を通じて、自社の事業の状況、重要な経営上の事項について当社に報告する。

⑥ 当社の監査役の職務を補助すべき社員に関する事項及び当該社員の当社の取締役からの独立性に関する事項並びに当社の監査役の当該社員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 当社は、監査役の職務を補助すべき専任の社員を配置する。
- 2) 当社は、監査役の職務を補助すべき社員の人事異動及び人事考課については、当該社員の独立性を維持するために監査役の同意を得て決定する。
- 3) 監査役の職務を補助すべき専任の社員は、監査役の指揮命令下で職務を遂行する。

⑦ 当社及び子会社の役員及び社員並びに子会社の監査役が、当社の監査役に報告するための体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- 1) 当社及び子会社の役員及び社員は、当社若しくは子会社に著しい損失を招くおそれがある事項、内部統制の体制・手続等に関する重大な欠陥、重大な法令違反又は不正行為の発生等を発見した場合、自社のトップマネジメント及び内部統制主管部門が設置されている場合には当該部門に報告する。報告を受けた子会社のトップマネジメント及び内部統制主管部門は、自社の取締役及び監査役が選任されている会社においては当該監査役に加えて、当社のトップマネジメント及び内部統制主管部門に報告する。報告を受けた当社トップマネジメント及び当社内部統制主管部門は、当社の取締役及び、監査役に報告する。
- 2) なお、当社は、前項の報告体制に加え、グループの内部通報制度を維持・整備するとともに、適正にこれを運用する。
- 3) 当社の内部通報制度の担当部門は、当社及び子会社の役員及び社員からの内部通報の状況について、定期的に当社の監査役に対して報告する。
- 4) 前各項にかかわらず、当社の監査役は、いつでも当社及び子会社の役員及び社員並びに子会社の監査役に、必要な報告を求められることができる。
- 5) 当社及び子会社は、役員及び社員が当社又は子会社の監査役に対して当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わないこととし、社内規程等の整備を行う。

⑧ 当社の監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- 1) 当社は、監査役がその職務の執行にあたり生ずる費用や独自の意見形成を行うために弁護士等の外部専門家の意見を求めた際の費用については、速やかに当該費用又は債務を処理する。ただし監査役の職務の執行に必要なでないことを会社が証明した場合を除く。
- 2) 当社は、予め監査役及び監査役を補助すべき専任の社員がその職務を遂行するための予算を確保するとともに、その予算の執行を妨げない。ただし監査役の職務の執行に必要なでないことを会社が証明した場合を除く。

⑨ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役は、取締役会のほか経営会議等の重要な会議等に出席するとともに、主要な稟議書その他の業務執行に関する文書を閲覧し、役員及び社員に、その説明を求めることができる。
- 2) 監査役は定期的に、取締役、内部監査部門、子会社の監査役及び会計監査人との情報交換と協業を実施し、効率的な監査が実施できる体制を確立する。

＜業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要＞

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は下記のとおりであります。

① コンプライアンス体制

- azbilグループは、「人を中心としたオートメーション」の企業理念のもと、「azbilグループ企業行動指針」及び「azbilグループ行動基準」を制定し、コンプライアンス意識の浸透した企業風土づくりに取り組んでおります。そのために当社及び子会社においては、会社全体のコンプライアンス活動を統括・推進する役員を定めるとともに、コンプライアンス責任者、コンプライアンスリーダーを指名し、当社のコンプライアンス統括部署と協働してコンプライアンスの徹底と社員の教育・指導を行っております。当事業年度においては、海外子会社で教育を担うCSRリーダー（CL）のレベルアップを目的とした「地域CL会議」を計画し、北米、欧州、台湾、香港、中東の海外子会社に対して実施しております。
 - 当社では、azbilグループ全体のコンプライアンス活動を推進するため、当社担当役員を総責任者に、各社のコンプライアンス担当役員をメンバーとしてCSR活動を推進するための恒常的な組織を設置し、グループ全体の活動計画の策定、進捗管理を行うとともに、子会社に対する指導を行っております。
 - 「azbilグループ社員相談・報告制度規程」に基づき、当社及び国内子会社の役員及び社員は「なんでも相談窓口」、海外子会社の役員及び社員は「CSRホットライン」を利用して、相談・通報をすることができます。相談・通報者に対する不利な取扱いと同規程において禁止されており、その旨を社内で周知しております。当事業年度においては、海外子会社への「CSRホットライン」の導入を進めるとともに、中国での個人情報保護法の施行に伴い、中国現地法人における「CSRホットライン」の利用を一時的に休止し、中国国内専用の相談窓口体制を構築し、順次運用を開始しております。
 - 当社及び子会社では、重大な違法・非倫理的行為等が発生した場合に備え、「緊急/重大事態報告ルール」を制定し、これらの緊急・重大事態が発生した場合、当該事態が発生した子会社のトップマネジメント及び監査役、当社のトップマネジメント及び当社監査役に報告される仕組みとしております。なお、緊急・重大事態への対応状況や再発防止策の実施状況は、監査役も出席する取締役会で定期的に報告しております。
 - 当社の内部監査部門は、当社及び子会社におけるコンプライアンスの推進及び内部統制の仕組み構築に関する状況、下記②に定める規程の運用・管理状況並びに下記③のリスクマネジメント体制の整備に関する状況についてそれぞれ適切に確認し、それらの運用状況について監査を実施しております。
- また、海外子会社の経営改善を進めるために、専門チームを組織し、海外子会社の経営管理の全般を診断しております。診断結果は取締役会で報告するとともに、この結果に対応して、各社での改善に加え、横断的な改善の対応チームを組織し、課題解決に向けた取組みを進めております。当事業年度においては、海外子会社の経営改善を進めるために、海外子会社の対象を拡大して経営管理の全般を診断し、課題解決に向けた取組みを進めております。
- 金融商品取引法における財務報告の信頼性に係る内部統制（J-SOX）に関しては、適正な会計処理に関する経営メッセージの発信、会計コンプライアンス教育の実施、内部統制教育の実施等を通じて、内部統制の重要性を周知徹底し、内部統制レベルの向

上に努めました。当事業年度においては、社員のワークスタイルの変化に伴う統制上の問題の発生等のリスクへの対応として、新しい経費精算システムを導入し、承認プロセスや経費精算にかかる証憑の電子化を実施しております。

② 情報の保存及び管理

- ・当社は、「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理規程」に基づき責任部署を定め、取締役会議事録、経営会議議事録等の重要書類・情報の保存・管理を実施しております。

③ リスクマネジメント体制

- ・当社は、「azbilグループリスク管理規程」に基づき、グループ全体の経営に重大な損失を与えるおそれのあるazbilグループ重要リスクを「総合リスク管理部会」及びその上位機関である「総合リスク委員会」の審議を経て取締役会において決定し、総合的なリスク管理体制及び対策の推進強化を図るとともに、必要に応じて子会社に指示し、グループでの対策の推進を図っております。
- ・子会社においては、当該子会社における独自の重要リスクを各社の取締役会において決定し、対策の立案と推進を図り、対策の実施結果及びリスクの低減状況を各社取締役会に報告しております。
- ・また、緊急・重大事態報告において、実際に発生した事象への対策本部の立ち上げなどにより対処・推進の組織力強化を図りました。加えて、前述のとおり取締役会への定期的な報告の実施を定めました。
緊急・重大事態報告において、実際に発生した事象への緊急対策本部の立ち上げにより危機事象の早期収束を図っております。また、その状況については定期的にと取締役会に報告しております。そのほか、危機が発生した時に対応できる人材の育成に向けての取組みを行っております。

④ 効率的な職務執行体制

- ・当社及び子会社の役員及び社員は、中期事業計画及び年度計画を定め、それらに基づき活動するとともに、業務執行状況を定期的にレビューし、進捗管理と新たな対策の立案を行っております。
- ・当社は、業務分掌規程等に基づき、グループ全体の業務効率及び業務水準を向上させるために、子会社に対し、必要な支援・指導を随時行っております。
- ・当社及び子会社においては取締役会での審議の充実を図るために、取締役会の運営改善に留意するとともに、議題に関する資料を事前に配布する運用を実施しております。加えて、当社においては、社外役員に対して取締役会の議題に関する事前説明会を実施しております。
- ・取締役会の審議時間の充実、取締役会の実効性の向上を目的として、「取締役会情報共有システム」により取締役会メンバーに情報を共有しておりますが、加えて、当事業年度より会社法第372条に基づく、いわゆる取締役会のみなし報告として、本システムを利用して取締役会の報告事項のうち一部の報告事項について、報告を開始しております。

⑤ グループ管理体制

- ・子会社においては、「azbilグループ経営基本規程」に基づき、一定の重要事項については当社取締役会又は社長の権限の範囲内での業務執行の決定等を行う経営会議で報告し、又は承認を得ております。
- ・当社取締役会及び経営会議において主要子会社の経営状況報告を行っているほか、海外子会社を対象としたグローバル会議等において子会社の事業及び業績の状況、重要な経営上の事項等についての報告が行われております。

⑥ 監査役監査体制

- ・当社では、監査役を補助する組織として監査役室を設置しております。監査役室の所属者は監査役に直属しており、監査役の指揮命令のもと監査役の職務の補助に従事しており、その人事異動及び人事考課については監査役の同意を得て決定しております。
- ・当社及び子会社の役員並びに社員から前述の相談・通報窓口に上げられた事項については、当社の内部監査部門は月次で監査役に報告する他、四半期毎に開催する監査役との連絡会において、詳細を報告しております。
- ・当社の監査役の職務の執行について生ずる費用は当社が負担することとしており、発生の都度、速やかに処理しております。
- ・当社の監査役は取締役会のほか経営会議等当社の重要な会議に出席するとともに、定期的または必要に応じて稟議書等業務執行に関する文書を閲覧し、役員又は社員に説明を求めており、また、監査役会が独自に顧問契約を締結している弁護士から適宜意見を徴しております。
- ・当社の監査役は当社の取締役や内部監査部門、会計監査人、子会社の監査役等と定期的な情報交換会、連絡会、報告会等を実施するとともに、必要がある時は随時意見交換、情報交換を行い、監査の実効性を高めております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(ご参考) 当社のコーポレート・ガバナンスの取組みについて

当社は、株主の皆様をはじめとする全てのステークホルダーの皆様からの信頼に応えるため、法令・定款の遵守のみならず、企業倫理に基づく社会的責任の遂行と社会貢献責任を全うしつつ、効率的で透明性の高い経営によって企業価値の継続的な向上を果たすことが、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方であり、経営上の最重要課題と位置付けております。

<企業統治の体制>

経営の基本方針の決定、法令で定められた事項及び重要事項の決定、業務執行状況の監督を行う取締役会と、業務執行を担う執行役員制度を設けて機能分離を行うことにより、迅速な業務執行体制を構築するとともに業務執行状況の監督機能をより強化しております。

取締役会は原則月1回開催し、業務執行を担う執行役員制度におきましては、役付執行役員と監査役会の代表で構成する経営会議を月2回開催し、迅速な意思決定と執行の徹底により事業推進力の強化を図っております。

2022年3月31日現在で取締役は11名が選任されており、当社事業及び経営に経験を積んだ業務執行に携わる取締役6名と、独立性があり、幅広い経験や優れた専門性・知見を有し、国際性やジェンダー等の多様性に富む独立社外取締役を5名選任しており、取締役会における独立社外取締役の割合は3分の1を超えております。これらの独立社外取締役は、取締役会にて意思決定を行う際、適切な監督・助言を通じ当社の企業価値の向上に尽くしているほか、代表取締役社長とも定期的に意見交換を行っております。また、取締役及び監査役を対象に取締役会の実効性に関する自己評価・意見を収集したうえで、取締役会において現状の評価と課題の共有を行い、更なる実効性の向上を図っております。なお、2021年度の評価にあたっては第三者機関を活用し、取締役会実効性評価のプロセスのより客観的な検証を実施いたしました。また、当社は、2021年5月14日開催の取締役会において、当社の中期経営計画の実現等、経営戦略に照らして、取締役に期待するスキル等を定め、現在の取締役会における独立性・多様性・期待するスキルを確認しております。

さらに当社は、取締役会の諮問機関として、任意の「指名・報酬委員会」を設置しております。本委員会は、会社の持続的な発展と中長期的な収益性・生産性を高めることに資するため、役員の指名及び報酬の決定プロセスについて、より高い公正性・客観性・透明性を確保することを目的としております。本委員会では、取締役候補者、代表取締役候補者の選任及び社長／CEO候補者、取締役会議長候補者、役付執行役員候補者等の選任並びに役員報酬体系、報酬制度、役員報酬体系に基づく基本報酬額、個人業績評価、定性的な項目の進捗状況評価、個人の賞与支給額及び取締役報酬枠の改定等を審議するのみならず、社長／CEO、取締役、役付執行役員等の解任及び代表取締役、取締役会議長の解職並びに後継者の育成等に関する事項についても審議を行うこととしております。本委員会の委員長は、独立社外取締役の中から互選にて定め、委員の過半を独立社外取締役で構成する規定としており、現在、田辺克彦氏（独立社外取締役）が委員長を、伊藤武氏（独立社外取締役）、藤宗和香氏（独立社外取締役）、曾禰寛純氏（代表取締役）及び山本清博氏（代表取締役）が委員を務め、独立社外取締役が過半数となる構成となっております。

2021年度は、指名・報酬委員会を7回開催し、2021年5月には、執行を兼務する取締役と執行役員の2020年度個人業績目標に対する結果の評価と個々の賞与支給額、並びに執行を兼務する取締役及び社外取締役の2021年度の基本報酬額の審議を行いました。また、ス

キルマトリックスの事業報告への掲載、常勤役員の外部団体役職兼任についても審議いたしました。2021年8月、9月、11月には、指名・報酬委員会規程の改定、後継者育成計画の運用状況と育成状況、役員報酬制度改定について審議・確認いたしました。2021年12月には、2022年度の役員体制の検討状況・進め方について確認し、2022年2月には、指名委員会等設置会社への移行に伴う新役員体制案の検討・提案プロセスを確認したうえで、2022年度の役員体制及びグループ会社の役員体制について審議いたしました。また、あわせて株式報酬制度導入についても審議いたしました。2022年3月には、国内外グループ会社の役員体制及びグローバル人材制度の運用状況について審議・確認いたしました。なお、2021年6月、2022年2月の取締役会において、指名・報酬委員会の活動状況について報告いたしました。

また、当社は、監査役会設置会社であり、2022年3月31日現在で当社の監査役は、常勤監査役2名と社外監査役3名で構成されております。このうち常勤監査役松安知比古氏は、長年当社の経理業務に携わった経験があり、また、監査役藤本欣哉氏は、公認会計士としての豊富な経験と高い見識を持っており、さらに監査役佐藤文俊氏は他事業会社にて長年経理財務管掌役員として財務諸表等の作成の責任者等に従事した経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、監査役の職務を補助する専任の組織として監査役室を設置し、3名の専任者により監査役の職務遂行を補助しております。

監査役会は原則月1回開催し、必要に応じて随時開催しております。当事業年度では合計14回開催し、5名の監査役はいずれの監査役会にも出席いたしました。監査役会の主な決議事項及び報告事項は次のとおりです。

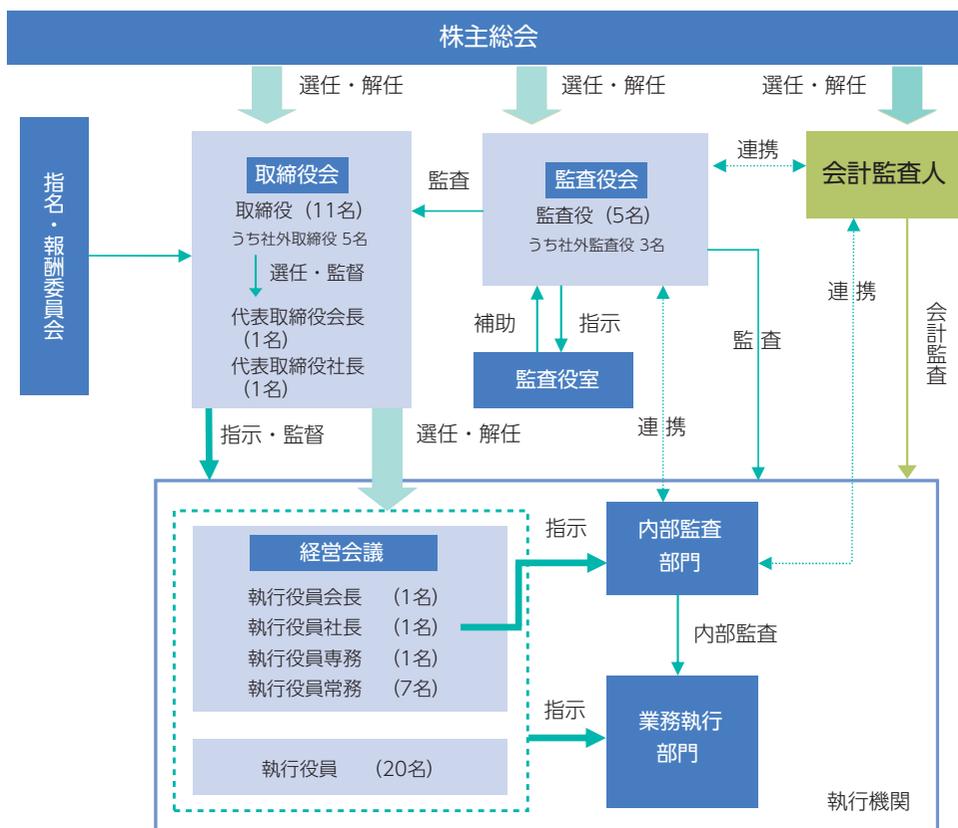
決議事項：監査役会監査計画・監査方針・職務分担、会計監査人の報酬同意、会計監査人の評価及び再任・不再任、期末監査報告書等

報告事項：四半期の各監査役活動報告、四半期毎の決算監査報告、会計監査人からの監査報告（監査上の主要な検討事項に関する対応状況を含む）等

また、監査役会として代表取締役等との意見交換会及び社外取締役との連絡会を定期的実施いたしました。加えて監査役会の実効性評価を期末に実施し、監査役会として当事業年度の監査活動の振り返りを行うとともに、社外取締役との連携方法やリモート調査方法、重点監査項目に関する評価内容を踏まえ、翌事業年度の監査計画における監査活動項目、重点監査項目に反映させ、監査役会の実効性を高めております。

常勤監査役は、取締役会及び経営会議等への出席、主要事業所・子会社の調査及び主要部門のヒアリング、重要会議の議事録ほか重要書類の閲覧等の監査活動を行い、その内容を適時に社外監査役と共有いたしました。社外監査役は、取締役会に出席し独立役員の立場で意見を表明したほか、それぞれの知見と経験を活かし、常勤監査役による部門・事業所・子会社の調査にも適宜参加いたしました。監査役は、会計監査人との定期的な会合に参加し、期初には監査計画、重点監査事項等について、期中・期末には相互の監査結果を共有し、監査上の主要な検討事項（KAM）の項目・内容等の検討状況の報告を受け、課題の共有化と情報交換を行っております。内部監査部門との定期的な会合においても、期初には監査計画、重点監査事項等について、期中・期末には相互の監査結果を共有するほか、グループ子会社監査役より子会社の監査結果を確認するなど連携を密にし、監査の実効性と効率の向上を図っております。

前事業年度に引き続き、監査役は、取締役会や経営会議等を通じて、新型コロナウイルス感染症への対応状況のモニタリングを行いました。国内の部門・事業所の調査は、新型コロナウイルス感染状況により往査とウェブ会議システムによるリモート調査を使い分け、



2022年4月1日 現在

また海外子会社についてはリモート調査を行ったほか、内部監査部門が実施したリモートによる内部監査結果のヒアリング等により補完的な手続を行いました。

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員です。被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補することとしております。ただし、被保険者の職務の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者の故意、違法な私的利益供与、犯罪行為等に起因する損害については、填補の対象外としております。なお、被保険者は保険料を負担しておりません。

社外取締役及び社外監査役の選任にあたっては、当社は独自の独立性判断基準を定めております。当社の社外取締役及び社外監査役はこの独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反の生ずるおそれがなく、いずれも充分な独立性を有していることから、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行において善意であって、かつ重大な過失がないときに限られます。

また、グループ一体となったコンプライアンス体制の整備について、当社では信頼される企業グループを目指し、法令遵守を含む、役員及び社員の行動指針として、「azbilグループ行動基準」を制定し、反社会的勢力との一切の関係の遮断をはじめとする企業の公共性、社会的責任の遂行や公正な取引の遵守、人間尊重の社会行動、会社財産の管理・運用及び環境保護の遂行を通して企業倫理の確立による健全な事業活動に取り組んでおります。この理念を実践するために「企業行動指針」を改定し、またSDGs (Sustainable Development Goals－持続可能な開発目標) に向けたazbilグループのSDGs目標 (基本目標とターゲット) を定めております。SDGsを新たな道標とし、理念、行動指針、行動基準、経営戦略までを持続可能な社会に対して「直列」に繋げ、社会課題の解決と持続可能な成長の両立の実現を目指してまいります。また、業務運営を適正かつ効率的に遂行するために、会社業務の意思決定及び業務実施に関する各種社内規程の制定等により、職務権限の明確化と適切な牽制が機能する体制を整備しております。内部統制機能としては、社長直轄部門であるグループ監査部が、本社部門、各カンパニー及びグループ各社の経営諸活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務遂行・事業リスク・コンプライアンス・内部統制システム等の内部監査を定期的実施しており、監視と業務改善に向けて具体的な助言・提案を行っております。また、金融商品取引法における内部統制への対応を強化するとともに、当社グループ全体のコンプライアンス活動を推進するため、当社担当役員を総責任者に、各社のコンプライアンス担当役員をメンバーとしてCSR活動を推進するための恒常的な組織を設置し、グループ全体の活動計画の策定、進捗管理を行うとともに、子会社に対する指導を行っております。さらに、内部通報制度による不祥事の早期発見の体制も整えております。また、業務執行全般にわたり適宜、顧問弁護士、公認会計士等、社外の専門家の助言及び支援を受けております。

なお、当社は、前述のとおり、取締役会の監督・監査機能強化、経営の透明性や健全性の強化、執行の責任体制の明確化等に取り組んでまいりました。

今般、コーポレート・ガバナンスの更なる改革を進めることを目的として、2022年2月25日開催の取締役会におきまして、過半数の社外取締役によって構成される3つの委員会*を有し、かつ過半数を社外取締役が占める取締役会から法的に明確な責任を負う執行役に大幅に業務執行権限を委譲可能とする「指名委員会等設置会社」へ移行する方針を決議いたしました。なお、当社は、指名委員会等設置会社への移行を条件として、信託を活用した役員向け株式報酬制度を導入する予定です。これに伴い、本定時株主総会以降に開催される取締役会及び報酬委員会での決議をもって新たな役員報酬方針の策定を予定しております。

※3つの委員会：指名委員会、監査委員会、報酬委員会を指しており、それぞれの役割は以下のとおりです。なお、指名委員会等設置会社への移行は、本定時株主総会で必要な定款変更のご承認をいただくことを条件としております。

- ・指名委員会：株主総会に提出する取締役の選解任案の決定、並びに法定委員会（指名・監査・報酬）の委員の選定・解職、執行役の選解任及び後継者計画に関する事項等の審議を行う。
- ・監査委員会：執行役・取締役の職務執行に関する監査・監査報告の作成、会計監査人の選解任・不再任に関する議案内容の決定、及び組織的監査の推進等を行う。
- ・報酬委員会：取締役・執行役の報酬制度の方針の決定及び個人別の報酬の決定、並びに報酬制度制定・改廃等その他役員報酬に関する審議を行う。

<アズビルのコーポレート・ガバナンスの状況と方向性>



社外取締役

アン カー ツェー ハン



アズビルは、日本の上場企業の中で、コーポレート・ガバナンスの分野で先駆的な存在と認識しています。

新型コロナウイルスによるパンデミックが予想以上に長引いたにもかかわらず、当社の取締役会は協力的かつ透明性の高い環境にあったことから2021年度には多くの施策を推進し、コーポレート・ガバナンスの水準を新たなレベルに引き上げることができました。

2021年5月、十分な審議と準備を経て、当社は新中期経営計画を発表しました。この中期経営計画は、2030年に向けた長期的かつ包括的なアズビル独自のSDGs目標において新たな具体的指標を設定しています。azbilグループSDGs目標は「①環境・エネルギー：協創による地球環境とエネルギー課題の解決への貢献」「②新オートメーション：新たなオートメーションによる安心・快適な社会の実現」「③サプライチェーン、社会的責任：サプライチェーンにおける社会的責任の遂行と地域・社会への貢献」「④健幸経営、学習する企業体：健幸経営と永続的な学習による社会課題解決の基盤強化」の4つの基本目標から構成されており、2030年までに当社事業において340万トンのCO₂を削減し、2030年までに全ての製品をリサイクル可能な設計にするなど、意欲的なターゲットを設定しています。

また、取締役会の構造面の取組みも進めており、社内外の役員の知見を活用し、常に最適な取締役会構造を実現するために各種検討を実施してきました。そして、2021年度中に取締役会メンバーにより議論を重ね十分に審議したうえで、この度指名委員会等設置会社への移行と新しい取締役会の体制を本株主総会に提案することとしました。この改革により、アズビルの取締役会は激動の時代に刻々と変化する環境に対応し、迅速な意思決定を行うことで高い機動性と透明性を実現します。

2022年4月4日より当社は東京証券取引所のプライム市場へ移行しました。これらの戦略により、アズビルは、プライム市場の中でもコーポレート・ガバナンスの先駆けとして、更なる飛躍を遂げることでしょう。

本事業報告は、次により記載しております。

1. 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 千株単位の記載株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
3. なお、本招集通知に添付の事業報告につきましては、ご参考として、図、グラフ、写真等を追加して掲載しております。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第100期 2022年3月31日現在	科 目	第100期 2022年3月31日現在
資産の部		負債の部	
流動資産	210,794	流動負債	69,452
現金及び預金	58,954	支払手形及び買掛金	22,990
受取手形	14,971	短期借入金	8,046
売掛金	54,988	未払法人税等	6,758
契約資産	16,176	契約負債	6,078
有価証券	30,800	賞与引当金	10,762
商品及び製品	6,141	役員賞与引当金	125
仕掛品	6,088	製品保証引当金	512
原材料	16,454	受注損失引当金	93
その他	6,644	その他	14,086
貸倒引当金	△423	固定負債	7,457
固定資産	69,257	長期借入金	300
有形固定資産	33,169	再評価に係る繰延税金負債	181
建物及び構築物	13,558	退職給付に係る負債	1,690
機械装置及び運搬具	2,176	役員退職慰労引当金	199
工具、器具及び備品	2,197	株式給付引当金	1,927
土地	6,441	その他	3,158
リース資産	1,713	負債合計	76,910
建設仮勘定	7,082	純資産の部	
無形固定資産	5,737	株主資本	188,789
ソフトウェア	4,944	資本金	10,522
その他	792	資本剰余金	11,670
投資その他の資産	30,350	利益剰余金	190,263
投資有価証券	19,635	自己株式	△23,667
繰延税金資産	3,316	その他の包括利益累計額	11,524
退職給付に係る資産	3	その他有価証券評価差額金	9,173
その他	7,481	繰延ヘッジ損益	△74
貸倒引当金	△87	為替換算調整勘定	2,442
資産合計	280,052	退職給付に係る調整累計額	△16
		非支配株主持分	2,827
		純資産合計	203,141
		負債及び純資産合計	280,052

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第100期
	2021年4月1日から2022年3月31日まで
売上高	256,551
売上原価	150,845
売上総利益	105,705
販売費及び一般管理費	77,474
営業利益	28,231
営業外収益	1,715
受取利息及び配当金	803
為替差益	632
その他	279
営業外費用	428
支払利息	123
その他	304
経常利益	29,519
特別利益	863
固定資産売却益	2
投資有価証券売却益	860
特別損失	338
固定資産除売却損	116
事業再編損	218
投資有価証券売却損	3
税金等調整前当期純利益	30,044
法人税、住民税及び事業税	8,372
法人税等調整額	250
当期純利益	21,421
非支配株主に帰属する当期純利益	637
親会社株主に帰属する当期純利益	20,784

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

第100期 2021年4月1日から 2022年3月31日まで	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,522	11,670	177,900	△13,709	186,384
当期変動額					
剰余金の配当			△8,421		△8,421
親会社株主に帰属する 当期純利益			20,784		20,784
自己株式の取得				△10,003	△10,003
自己株式の処分				45	45
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	12,363	△9,958	2,405
当期末残高	10,522	11,670	190,263	△23,667	188,789

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

第100期 2021年4月1日から 2022年3月31日まで	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	11,108	24	699	△26	11,805	2,416	200,607
当期変動額							
剰余金の配当							△8,421
親会社株主に帰属する 当期純利益							20,784
自己株式の取得							△10,003
自己株式の処分							45
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△1,935	△99	1,742	9	△281	410	129
当期変動額合計	△1,935	△99	1,742	9	△281	410	2,534
当期末残高	9,173	△74	2,442	△16	11,524	2,827	203,141

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結キャッシュ・フロー計算書

連結包括利益計算書

○ 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	第100期
	2021年4月1日から2022年3月31日まで
営業活動によるキャッシュ・フロー	10,120
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,990
財務活動によるキャッシュ・フロー	△20,584
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,692
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△12,761
現金及び現金同等物の期首残高	90,652
現金及び現金同等物の期末残高	77,891

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

○ 連結包括利益計算書

(単位：百万円)

科 目	第100期
	2021年4月1日から2022年3月31日まで
当期純利益	21,421
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	△1,935
繰延ヘッジ損益	△99
為替換算調整勘定	1,937
退職給付に係る調整額	9
その他の包括利益合計	△87
包括利益	21,334
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	20,502
非支配株主に係る包括利益	831

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

トップインタビュー

招集ご通知

各種ご案内

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告

株主の皆様へ

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第100期 2022年3月31日現在	科 目	第100期 2022年3月31日現在
資産の部		負債の部	
流動資産	149,964	流動負債	46,579
現金及び預金	31,525	買掛金	7,083
受取手形	10,160	工事未払金	3,154
売掛金	31,567	短期借入金	4,609
完成工事未収入金	23,658	未払金	702
有価証券	30,800	未払費用	4,556
商品及び製品	3,167	未払法人税等	5,864
仕掛品	3,094	未払消費税等	710
未成工事支出金	691	前受金	969
原材料	6,550	未成工事受入金	771
関係会社短期貸付金	2,437	預り金	2,202
未収入金	3,288	関係会社預り金	5,930
前払費用	2,461	賞与引当金	8,808
その他	640	役員賞与引当金	88
貸倒引当金	△78	製品保証引当金	358
固定資産	66,422	受注損失引当金	31
有形固定資産	21,457	その他	737
建物	10,044	固定負債	2,981
構築物	268	長期借入金	300
機械及び装置	890	株式給付引当金	1,927
車両運搬具	0	その他	753
工具、器具及び備品	1,278	負債合計	49,561
土地	2,498	純資産の部	
リース資産	93	株主資本	157,699
建設仮勘定	6,383	資本金	10,522
無形固定資産	5,136	資本剰余金	17,197
ソフトウェア	4,596	資本準備金	17,197
その他	540	その他資本剰余金	0
投資その他の資産	39,827	利益剰余金	153,646
投資有価証券	16,129	利益準備金	2,519
関係会社株式	15,286	その他利益剰余金	151,126
関係会社出資金	1,964	固定資産圧縮積立金	2,198
関係会社長期貸付金	622	別途積立金	51,811
敷金	2,702	繰越利益剰余金	97,117
繰延税金資産	1,929	自己株式	△23,667
その他	1,302	評価・換算差額等	9,125
貸倒引当金	△109	その他有価証券評価差額金	9,125
資産合計	216,386	純資産合計	166,825
		負債及び純資産合計	216,386

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第100期
	2021年4月1日から2022年3月31日まで
売上高	174,879
製品等売上高	111,892
完成工事高	62,987
売上原価	98,184
製品等売上原価	60,093
完成工事原価	38,090
売上総利益	76,694
製品等売上総利益	51,798
完成工事総利益	24,896
販売費及び一般管理費	56,606
営業利益	20,088
営業外収益	4,109
受取利息	41
受取配当金	3,065
為替差益	658
貸倒引当金戻入額	302
その他	40
営業外費用	229
支払利息	30
コミットメントフィー	19
事務所移転費用	119
その他	59
経常利益	23,968
特別利益	858
固定資産売却益	4
投資有価証券売却益	854
特別損失	209
固定資産除売却損	75
事業再編損	130
投資有価証券売却損	3
税引前当期純利益	24,617
法人税、住民税及び事業税	6,150
法人税等調整額	△357
当期純利益	18,824

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

第100期 2021年4月1日から 2022年3月31日まで	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	利益剰余金				自己 株式	株主 資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金			利益 剰余金 合計		
						固定 資産 圧縮 積立金	別途 積立金	繰越 利益 剰余金			
当期首残高	10,522	17,197	0	17,197	2,519	2,313	51,811	86,598	143,243	△13,709	157,254
当期変動額											
固定資産圧縮積立 金の積立額						28		△28	-		-
固定資産圧縮積立 金の取崩額						△144		144	-		-
剰余金の配当								△8,421	△8,421		△8,421
当期純利益								18,824	18,824		18,824
自己株式の取得										△10,003	△10,003
自己株式の処分										45	45
株主資本以外の項 目の事業年度中の 変動額（純額）											
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△115	-	10,518	10,403	△9,958	444
当期末残高	10,522	17,197	0	17,197	2,519	2,198	51,811	97,117	153,646	△23,667	157,699

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

第100期 2021年4月1日から 2022年3月31日まで	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	10,650	10,650	167,905
当期変動額			
固定資産圧縮積立 金の積立額			-
固定資産圧縮積立 金の取崩額			-
剰余金の配当			△8,421
当期純利益			18,824
自己株式の取得			△10,003
自己株式の処分			45
株主資本以外の項 目の事業年度中の 変動額（純額）	△1,525	△1,525	△1,525
当期変動額合計	△1,525	△1,525	△1,080
当期末残高	9,125	9,125	166,825

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

アズビル株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小 出 啓 二

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小 口 誠 司

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アズビル株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アズビル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

アズビル株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 出 啓 二

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 口 誠 司

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アズビル株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、ウェブ会議システムも活用しながら、取締役、グループ監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が、一部の国内子会社の監査役を兼任するほか、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から、期初に監査計画の説明を受け、期中に会計監査人の監査に立ち会うとともに、監査活動の状況と結果について報告を受けました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の説明を受けました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人である有限責任監査法人トーマツよりその監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月17日

アズビル株式会社 監査役会

常勤監査役 勝田久哉 ㊟

常勤監査役 松安知比古 ㊟

社外監査役 藤本欣哉 ㊟

社外監査役 佐久間 稔 ㊟

社外監査役 佐藤文俊 ㊟

以上

ニュース & トピックス

CDP2021「気候変動」において「Aリスト」に選定

当社は、国際環境非営利団体であるCDPIにより、「気候変動」に対する取組みとその情報開示に関して世界的に優秀な企業として評価され「Aリスト（最高評価）」に選定されました。また、あわせて「水セキュリティ」においても「A-（マイナス）」の評価を獲得しています。

CDP2021は世界中の主要企業約12,000社を対象に、気候変動や水資源保護、森林保全における目標設定、取組み、情報開示にどう対応しているかを8段階のスコアで評価します。「気候変動」における最高評価となる「Aリスト」企業には、全世界で200社が選定されました。

「気候変動」への対応については、当社では環境統合型経営の考えのもと、自社のシステム・機器を活用した省エネ施策の推進等、様々な地球温暖化対策に取り組んでいます。今回の「気候変動」での「Aリスト」への選定及び「水セキュリティ」での「A-」評価の獲得は、従来取り組んできた温室効果ガス排出量削減等の目標設定とその取組みや水リスク評価に加えて、ガバナンスや気候変動によるリスクと機会に関する取組みとこれらの積極的な情報開示等が高く評価されたものと考えます。

当社は、引き続き持続可能（サステナブル）な社会の実現へ「直列」に繋がる貢献に取り組んでまいります。



「スマートHARTモデム 形AZ-1SHM」を販売開始

当社は、プラント等の製造現場でHART®通信*に対応したフィールド機器の設定・調整作業を1台で効率化し、かつ安全に支援する、「スマートHARTモデム 形AZ-1SHM」（以下、「1SHM」という。）を日本国内及び海外に向けて同時に販売開始しました。

HARTモデムは、製造現場に多数設置される、HART通信に対応したセンサやバルブ等のフィールド機器（以下、「HART機器」という。）に対応するデジタル通信インタフェース機器です。保全業務従事者は、プラントの新設・増設時やシャットダウンメンテナンスにおいて、ホストコンピュータを、このHARTモデムを介してHART機器に接続し、機器の持つ各種パラメータの設定・調整を行います。その機能に加え、今回販売を開始する1SHMは、調整・設定作業時の通信トラブル要因を特定する機能や電源供給機能、無線接続機能を1台に集約、作業の効率化と安全確保にも貢献する商品です。1SHMは、他社製のHART機器でも使用することができるため、保全業務従事者は1SHMを1台携帯することで、迅速かつ安全に通信トラブルへ対応することが可能です。

また本製品は、日本の2020年度グッドデザイン賞のほか、世界的なデザイン賞である「Red Dot Award 2021」を受賞しています。

当社は、このような生産現場の課題やお客様のニーズに対応した製品・システムを開発、提案してまいります。

※ アナログ信号上にデジタル信号を重畳させる通信方式。

* HART®は、FieldComm Groupの登録商標です。

商品の詳細はこちらからご覧いただけます。

<https://www.azbil.com/jp/product/factory/solution/equipment-asset-management/hart-foundation-fieldbus/hdfs-system/smart-hmodem/index.html>



▲スマートHARTモデム
形AZ-1SHM



オフィスビル向けユーザ操作器の海外販売を開始

当社は、オフィスビル向けに空調の温湿度表示や設定、CO₂濃度の確認や室内換気を実現するユーザ向け操作器「マルチエリア対応ユーザターミナル」を海外向けに販売開始しました。

本製品は、室内の温度、湿度、CO₂濃度の表示や、ユーザが必要な場所（エリア）の空調をマルチエリア対応ユーザターミナル画面からON・OFFの設定が可能なユーザ操作器です。室内デザインと調和するフラットなデザインや、グローバル対応として誰でもわかる印象的なシンボルを画面に採用しています。また、当社ビルディングオートメーションシステム「savic-net™ G5」との連携で、外気を取り入れる適切な換気制御も実現でき、安心・快適な室内空間の提供に貢献します。



▲マルチエリア対応ユーザターミナル

* savic-netは、アズビル株式会社の商標です。

商品の詳細はこちらからご覧いただけます。

<https://www.azbil.com/jp/product/building/system/operation/mut/index.html>



住宅用全館空調システム「きくばり」の電子式エアクリーナ性能試験を第三者機関にて実施、浮遊ウイルスの99.99%以上除去を確認

当社は、戸建住宅用全館空調システム「きくばり」の電子式エアクリーナについて、2022年3月に屋内浮遊ウイルス除去性能の第三者機関による試験を実施し、高い除去性能を有することを確認しました。

「きくばり」は1台のシステムで家全体の冷房、暖房、換気、空気清浄、除湿を行う製品で、商用施設でも採用されている強力な除去性能を持つ電子式エアクリーナを装備している点が特徴です。この度、一般財団法人 北里環境科学センターによる「エアクリーナによる浮遊ウイルスの除去性能評価試験」を実施したところ、「きくばり」の電子式エアクリーナは、浮遊ウイルスに対する一定の抑制性能を有し、「浮遊ウイルスを99.99%以上除去する能力を有する」という結果が得られました。

「きくばり」は、1台の空調システムで家中を空調するため、居室はもちろんのこと廊下や脱衣所も温度差が少なくヒートショック・熱中症のリスクを低減できるほか、間仕切りの少ない開放的な間取りでも快適に過ごすことができます。今回の調査で高いウイルス除去性能を有していることが確認できたことから、住宅内での快適、健康、安心に向けての暮らし提案をより積極的に展開してまいります。

商品の詳細はこちらからご覧いただけます。

<https://www.kikubari.com/>



グループ会社一覧

<主な国内グループ会社>

● アズビル株式会社

● アズビルトレーディング株式会社

● アズビル山武フレンドリー株式会社

● アズビル金門株式会社

● アズビル京都株式会社

● アズビルTACO株式会社

● アズビル太信株式会社

● 株式会社 テムテック研究所

<主な海外グループ会社>

● アズビル韓国株式会社

● アズビル台湾株式会社

● アズビル金門台湾株式会社

● アズビルベトナム有限会社

● アズビルインド株式会社

● アズビルタイランド株式会社

● アズビルプロダクションタイランド株式会社

● アズビルフィリピン株式会社

● アズビルマレーシア株式会社

● アズビルシンガポール株式会社

● アズビル・ベルカ・インドネシア株式会社

● アズビルサウジアラビア有限会社

● アズビル機器（大連）有限公司

● アズビル情報技術センター（大連）有限公司

● アズビルコントロールソリューション（上海）有限公司

● 上海アズビル制御機器有限公司

● 上海山武自動機器有限公司

● アズビル香港有限公司

● アズビル北米R&D株式会社

● アズビルノースアメリカ株式会社

● アズビルボルテック有限会社

● アズビルメキシコ合同会社

● アズビルメキシコサービス合同会社

● アズビルヨーロッパ株式会社

● アズビルテルスター有限会社

株主メモ

- 事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 定時株主総会 毎年6月
- 定時株主総会基準日 毎年3月31日
- 期末配当金受領株主確定日 毎年3月31日
- 中間配当金受領株主確定日 毎年9月30日
- 単元株式数 100株
- 公告方法 当社ホームページ
(<https://www.azbil.com/jp/ir/>) に掲載しております。
ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載いたします。
- 株主名簿管理人及び
特別口座 口座管理機関
事務取扱場所 みずほ信託銀行株式会社
本店 証券代行部
東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

	証券会社等に口座をお持ちの場合	証券会社等に口座をお持ちでない場合 (特別口座の場合)
郵便物送付先	お取引の証券会社等になります。	〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行 証券代行部
電話お問い合わせ先		フリーダイヤル 0120-288-324 (土・日・祝日を除く9:00~17:00)
各種手続き取扱店 (住所変更、株主配当 金受取方法の変更等)		みずほ信託銀行 本店及び全国各支店 ※トラストラウンジではお取扱いできませんの でご了承ください。
未払配当金のお支払い	みずほ信託銀行*及びみずほ銀行の本店及び全国各支店 ※トラストラウンジではお取扱いできませんのでご了承ください。	
ご注意	支払明細発行については、右の 「特別口座の場合」の郵便物送付 先・電話お問い合わせ先・各種 手続き取扱店をご利用ください。	特別口座では、単元未満株式の買取・ 買増以外の株式売買はできません。証 券会社等に口座を開設し、株式の振替 手続を行っていただく必要があります。

表紙写真

MERRY PROJECT代表 水谷孝次氏による「MERRY EXPO in DUBAI」。「TEAM EXPO 2025」共創チャレンジプログラムとして開催。ドバイ万博会場内や日本館前で笑顔の傘を広げ、2025年大阪・関西万博の開催に向けた笑顔のバトンを繋ぎました。(アズビル株式会社 協賛)

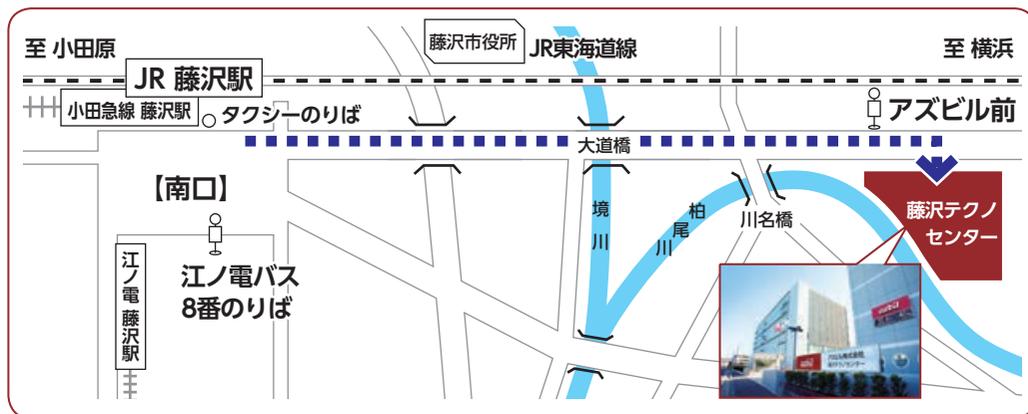


株主総会会場のご案内

本年の株主総会につきましても、株主総会開催日現在における新型コロナウイルスの感染状況が不透明であり、緊急事態宣言の再発出等により従来の会場が使用できなくなる可能性もあることから、**当社「藤沢テクノセンター」にて開催**し、また株主の皆様のご来場の集中による新型コロナウイルス感染拡大防止の趣旨及び感染リスク低減の観点から、**座席数など規模を大幅に縮小させていただきます**。そのため**ご入場いただけない場合がございます**ので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましては、**株主総会当日のご来場を極力見合わせ、当日のご出席に代えて事前に議決権を行使していただくようお願い申し上げます**。なお、あわせて本年につきましても、**お土産の準備を取り止めさせていただきます**。

< 場 所 > 神奈川県藤沢市川名一丁目12番2号
当社藤沢テクノセンター 大会議室

< 電話番号 > 0466-20-2111



交通のご案内

JR (東海道線) 藤沢駅 徒歩 約15分
小田急江ノ島線 藤沢駅 から 又は
江ノ島電鉄線 藤沢駅 江ノ電バス 5分
(藤沢駅南口8番 乗り場より
渡内中央・笛田・湘南鎌倉総合病院行き
「アズビル前」バス停下車 徒歩1分)



本招集通知は、パソコン・スマートフォン等でも主要なコンテンツをご覧ください
だけです。
<https://p.sokai.jp/6845/>



第 100 期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

連結注記表	1 頁
個別注記表	10 頁

(2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで)

アズビル株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第 16 条の規定に基づき、当社のウェブサイト
(<https://www.azbil.com/jp/ir/>)に掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。
なお、上記事項は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成する際に行った監査の対象に含ま
れております。

連結注記表

<連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等>

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	46社
主要な連結子会社の名称	アズビルトレーディング株式会社 アズビル金門株式会社

連結範囲から除外した子会社

会社清算による除外	1社
-----------	----

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称	アズビル山武フレンドリー株式会社
--------------	------------------

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、その総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて小規模会社であり、かつ、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法適用の関連会社の数	1社
主要な会社等の名称	SVS Portugal, Ltda.

(2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の名称等

主要な会社等の名称	関連会社	株式会社テムテック研究所
-----------	------	--------------

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

アズビル機器（大連）有限公司等海外の連結子会社35社の決算日は12月31日であり、連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券で、満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）によっております。その他有価証券で、市場価格のない株式等以外のは時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、市場価格のない株式等は移動平均法による原価法によっております。
- ② デリバティブは時価法によっております。
- ③ 商品、製品及び仕掛品は、主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。原材料は、主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、それ以外の資産については定率法を採用しております。

また、海外連結子会社は、主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物及び構築物15～50年、機械装置及び運搬具4～9年、工具、器具及び備品2～6年であります。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、主な償却年数は、自社利用のソフトウェア5年及び10年であります。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、一部の海外子会社については、国際財務報告基準に基づき財務諸表を作成しており、国際財務報告基準第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という。）を適用しております。IFRS第16号により、リースの借手については、原則として全てのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上されたリースの減価償却方法は定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金は、従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担分を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金は、役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担分を計上しております。
- ④ 製品保証引当金は、製品のアフターサービス等の費用支出に備えるため、保証期間内のサービス費用見込額等を過去の実績を基礎として計上しております。
- ⑤ 受注損失引当金は、受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注残案件のうち売上時に損失の発生が見込まれる案件について、合理的な損失見込額を計上しております。
- ⑥ 役員退職慰労引当金は、一部の国内連結子会社において、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に従って役員の在任年数と報酬を基準として見積った額を計上しております。
- ⑦ 株式給付引当金は、株式給付規程に基づく社員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における要給付見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

履行義務の充足時点について、財又はサービスに対する支配が一定の期間にわたり顧客に移転されるか、一時点で顧客に移転されるかを判定し、収益を認識しております。

当社グループは、建物市場でビルディングオートメーション事業を、工業市場でアドバンスオートメーション事業を、ライフラインや生活に密着した市場においてライフオートメーション事業を展開しており、各事業において、計測制御機器等の製商品の販売、計装・エンジニアリングを含む請負工事の実施、並びにメンテナンス等のサービスの提供を行っております。

製商品の販売については、主として顧客への製商品の引渡し時点において当該製商品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断していることから、製商品の引渡し時点で収益を認識しております（一時点で移転される財）。

請負工事については、顧客仕様に基づいた機器・システム等を提供しており、エンジニアリングの進捗につれて履行義務が充足されると判断していることから、一定の期間にわたり収益を認識しております（一定の期間にわたり移転される財）。進捗度は主に、履行義務の充足のために発生したコストが、当該履行義務の充足のために予想される総コストに占める割合に基づき見積っており、当該進捗度に応じて収益を認識しております。

サービスの提供については、保守契約等の契約期間にわたって履行義務が充足される場合は、サービスが提供される期間に対する提供済み期間の割合で進捗度を測定する方法に基づいて一定の期間にわたり収益を認識しております（一定の期間にわたり移転されるサービス）。据付、調整、試運転等のサービスについては、顧客に対する当該サービスの提供が完了した時点で収益を認識しております（一時点で移転されるサービス）。

各事業から生じる収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き及び返品等を控除した金額で測定しております。製商品、サービス等の組み合わせを含む複数の要素のある契約については、提供する製商品・サービス等が単品として独立の価値を持つ場合に、各構成要素を個別の履行義務として取り扱い、各構成要素の独立販売価格に基づいて取引価格を配分しております。取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

当社グループは、製品の販売等に関して、一定の期間内に判明した瑕疵に対して無償で修理を行うなどの製品保証を提供しております。当該瑕疵保証は、当社製品等が顧客との間で合意された仕様に従って意図したとおりに機能するという保証を顧客に提供するものであるため、製品保証引当金として認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、海外連結子会社の資産、負債は、決算日の直物為替相場により、収益及び費用は期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

② 重要なヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を行っております。

③ 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、連結子会社において、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

過去勤務費用及び数理計算上の差異の処理は、それぞれの発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として13年）による定額法により、費用処理（数理計算上の差異は、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理）しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

<会計方針の変更>

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これによる主な変更として、当社グループの役割が代理人に該当する取引については、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

この変更による当連結会計年度の売上高、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響額、並びに1株当たり情報への影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品関係注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

<追加情報>

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、当社の株価や業績と社員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への社員の意欲や士気を高めるため、社員に対して自社の株式を給付するインセンティブ・プラン「株式給付制度（J-E S O P）」（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

1. 取引の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の社員に対し当社株式を給付する仕組みです。当社は、社員に対し個人の貢献度等を勘案して計算されるポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。

社員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとしております。

2. 信託に残存する自社の株式

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）を適用しており、信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は次のとおりであります。

帳簿価額 3,841百万円、株式数 1,935,100株

<連結貸借対照表注記>

1. 有形固定資産の減価償却累計額 64,979百万円

2. 再評価に係る繰延税金負債

連結子会社アズビル金門株式会社が「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行ったことに伴う繰延税金負債であります。

<連結株主資本等変動計算書注記>

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	145,200	—	—	145,200
合計	145,200	—	—	145,200

2. 当連結会計年度末における自己株式の種類及び株式数

	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
自己株式				
普通株式 (注) 1, 2, 3	5,681	2,254	22	7,912
合計	5,681	2,254	22	7,912

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数には、「株式給付制度 (J-E S O P)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行の信託E口が保有する当社株式 (当連結会計年度期首 1,958千株、当連結会計年度末 1,935千株) が含まれております。
2. 普通株式の自己株式の増加は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加2,253千株、単元未満株式の買取による増加0千株であります。
3. 普通株式の自己株式の減少は、信託E口での交付による減少22千株であります。

3. 当連結会計年度末における配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会 (注) 1	普通株式	4,244	30.0	2021年3月31日	2021年6月25日
2021年11月2日 取締役会 (注) 2	普通株式	4,176	30.0	2021年9月30日	2021年12月7日

- (注) 1. 配当金の総額には、「株式給付制度 (J-E S O P)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式に対する配当金額58百万円が含まれております。
2. 配当金の総額には、「株式給付制度 (J-E S O P)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式に対する配当金額58百万円が含まれております。
- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当金総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	4,176	利益剰余金	30.0	2022年3月31日	2022年6月24日

- (注) 配当金の総額には、「株式給付制度 (J-E S O P)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式に対する配当金額58百万円が含まれております。

<金融商品関係注記>

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

azbilグループは、資金運用については安全性を第一とし、短期的な預金等を中心とした金融資産に限定し、また、資金調達については資金使途、期間、調達コスト等を勘案し、最適な調達方法を選択し行います。デリバティブは、為替変動リスクに対する為替予約取引及び通貨オプション取引に限定して行い、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、売上債権管理規程に従い、取引ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに主な取引先の信用状況を年度ごとに把握する体制としています。外貨建の営業債権については、為替の変動リスクに晒されていますが原則として営業債務をネットしたポジションについて先物為替予約を利用してヘッジしております。

有価証券は主に譲渡性預金及び信託受益権であり、期間が短くまた格付の高いもののみを対象としております。なお、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し管理しております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、また中長期的な当社の企業価値向上に資するかどうか、事業上・財務上のリターン等も含む保有意義に照らして経済合理性の観点から資本コストに見合っているかなどを取締役会において定期的に検証・報告し、保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、そのほとんどが恒常的に同じ外貨建の売掛金残高の範囲内にあります。

有利子負債は、運転資金及び設備投資資金の調達を目的とした金融機関からの借入金为主であり、そのうち一部については変動金利の借入金で金利の変動リスクに晒されていますが、その影響は僅少であります。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内管理規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）に晒されていますが、azbilグループでは各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (* 1)	時価 (* 1)	差額
(1) 投資有価証券 (* 3)	18,514	18,514	-
(2) 長期借入金	(300)	(299)	0
(3) デリバティブ取引 (* 4)	(141)	(141)	-

(* 1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(* 2) 現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、有価証券、支払手形及び買掛金、短期借入金、未払法人税等については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

(* 3) 市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額1,121百万円）は、(1) 投資有価証券には含めておりません。

(* 4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	18,514	－	－	18,514
資産計	18,514	－	－	18,514
デリバティブ取引				
通貨関連	－	141	－	141
負債計	－	141	－	141

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	299	－	299
負債計	－	299	－	299

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式の時価は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価のうち、固定金利によるものについては、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。変動金利によるものについては、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

<収益認識関係注記>

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	ビルディングオートメーション事業	アドバンスオートメーション事業	ライフオートメーション事業	計		
収益の分解情報						
一時点で移転される財又はサービス	27,105	74,938	30,726	132,770	53	132,823
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	92,277	18,275	13,174	123,728	-	123,728
顧客との契約から生じる収益	119,383	93,214	43,900	256,498	53	256,551

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、保険代理業等が含まれております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権（受取手形及び売掛金）、契約資産及び契約負債の残高は、連結貸借対照表に表示のとおりであります。

契約資産は、主として一定の期間にわたり履行義務が充足される請負工事契約において、期末日時点での進捗度の測定に基づき収益を認識しておりますが未請求の作業に係る対価に対する権利に関連するものであります。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に顧客からの前受金に関連するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識した収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、3,374百万円であります。

当連結会計年度中の契約資産及び契約負債の残高の重要な変動はありません。なお、過去の期間に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、次のとおりであります。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	108,241
1年超	26,055
合計	134,297

<1株当たり情報注記>

1. 1株当たり純資産額 1,459円08銭

2. 1株当たり当期純利益 150円79銭

(注) 「株式給付制度（J-E S O P）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行の信託E口が保有する当社株式については、株主資本において自己株式として計上されており、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております（1,935千株）。また1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております（1,947千株）。

<重要な後発事象>

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、以下の事項を決議しております。

1. 自己株式の消却

会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却

- (1) 消却する株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 消却する株式の数 : 1,500,000株 (消却前の発行済株式総数に対する割合1.0%)
- (3) 消却後の発行済株式総数 : 143,700,884株
- (4) 消却予定日 : 2022年5月31日

(ご参考) 2022年3月31日時点での自己株式保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く) : 137,288,139株

自己株式数 : 5,977,645株

※上記自己株式数には、株式給付信託 (J-E-S-O-P) の信託口が保有する当社株式を含んでおりません。

なお、2022年3月31日時点における信託口が保有する当社株式は1,935,100株です。

2. 信託型従業員持株インセンティブ・プランの導入に伴う信託設定

当社は、当社及び国内グループ会社の社員 (以下「社員」といいます。) に対する当社グループの中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与等を目的とする「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」 (以下「本プラン」といいます。) に係る信託の設定時期、本プランに基づき信託が借り入れる金銭の総額、本プランの設定期間等の詳細について、決議いたしました。

(1) azbilグループ社員持株会専用信託の概要

- ①名称 : azbilグループ社員持株会専用信託 (以下「従持信託」といいます。)
- ②信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- ③信託の目的 : 持株会に対する安定的かつ継続的な株式の供給及び受益者適格要件を満たす者への信託財産の交付
- ④委託者 : 当社
- ⑤受託者 : 野村信託銀行株式会社
- ⑥受益者 : 受益者適格要件を満たす者 (受益権確定事由の発生後一定の手続きを経て存在するに至ります。)
- ⑦信託管理人 : 当社の社員より選定
- ⑧信託契約日 : 2022年5月13日
- ⑨信託の期間 : 2022年5月13日から2025年5月28日
- ⑩受益者適格要件 : 受益者確定手続開始日 (信託期間満了日が到来し信託財産の換価処分が終了した日、信託財産に属する当社株式が持株会へ全て売却された日等) において生存し、かつ、持株会に加入している者 (但し、信託契約締結日以降受益者確定手続開始日まで、定年による退職、契約期間満了による退職、役員就任、会社都合による退職によって持株会を退会した者を含みます。) を受益者とします。

(2) 従持信託による当社株式の取得の内容

- ①取得する株式の種類 : 当社普通株式
- ②株式の取得価額の総額 : 4,806百万円 (従持信託による借入の総額)
- ③株式の取得期間 : 2022年5月18日から2022年6月23日
- ④株式の取得方法 : 取引所市場より当社株式を取得する予定です。

(ご参考)

E-Ship®は野村證券株式会社の登録商標です。

E-Ship® (Employee Shareholding Incentive Planの略称) は、米国で普及している従業員持株制度ESOP (Employee Stock Ownership Plan) を参考に、野村證券株式会社及び野村信託銀行株式会社が従業員持株会の仕組みを応用して開発した新しい従業員向けインセンティブ・プランです。

3. 自己株式の取得

会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得

(1) 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を図るとともに、業績の状況・見通しを反映して、株主の皆様への一層の利益還元と企業環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため。

- (2) 取得対象株式の種類 : 当社普通株式
- (3) 取得し得る株式の総数 : 4,000,000株 (上限)
(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合2.9%)
- (4) 株式の取得価額の総額 : 10,000百万円 (上限)
- (5) 取得期間 : 2022年5月16日から2022年9月22日
- (6) 取得方法 : 東京証券取引所における市場買付

個別注記表

<重要な会計方針>

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券は、償却原価法（定額法）によっております。

子会社株式及び関連会社株式は、移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券は、市場価格のない株式等以外のものは時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、市場価格のない株式等は移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブの評価基準

時価法によっております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品及び仕掛品は、主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

未成工事支出金は、個別法による原価法によっております。

原材料は、主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、それ以外の資産は定率法によっております。なお、主な耐用年数は、建物15～50年、機械及び装置4～9年、工具、器具及び備品2～6年であります。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、主な償却年数は、自社利用のソフトウェア5年及び10年であります。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金は、従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額の当事業年度負担分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金は、役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額の当事業年度負担分を計上しております。

(4) 製品保証引当金は、製品のアフターサービス等の費用支出に備えるため、保証期間内のサービス費用見込額等を過去の実績を基礎として計上しております。

(5) 受注損失引当金は、受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注残案件のうち売上時に損失の発生が見込まれる案件について、合理的な損失見込額を計上しております。

(6) 株式給付引当金は、株式給付規程に基づく社員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における要給付見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

履行義務の充足時点について、財又はサービスに対する支配が一定の期間にわたり顧客に移転されるか、一時点で顧客に移転されるかを判定し、収益を認識しております。

当社は、建物市場でビルディングオートメーション事業を、工業市場でアドバンスオートメーション事業を、生活に密着した市場においてライフオートメーション事業を展開しており、各事業において、計測制御機器等の製商品の販売、計装・エンジニアリングを含む請負工事の実施、並びにメンテナンス等のサービスの提供を行っております。

製商品の販売については、主として顧客への製商品の引渡し時点において当該製商品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断していることから、製商品の引渡し時点で収益を認識しております（一時点で移転される財）。

請負工事については、顧客仕様に基づいた機器・システム等を提供しており、エンジニアリングの進捗につれて履行義務が充足されると判断していることから、一定の期間にわたり収益を認識しております（一定の期間にわたり移転される財）。進捗度は主に、履行義務の充足のために発生したコストが、当該履行義務の充足のために予想される総コストに占める割合に基づき見積っており、当該進捗度に応じて収益を認識しております。

サービスの提供については、保守契約等の契約期間にわたって履行義務が充足される場合は、サービスが提供される期間に対する提供済み期間の割合で進捗度を測定する方法に基づいて一定の期間にわたり収益を認識しております（一定の期間にわたり移転されるサービス）。据付、調整、試運転等のサービスについては、顧客に対する当該サービスの提供が完了した時点で収益を認識しております（一時点で移転されるサービス）。

各事業から生じる収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き及び返品等を控除した金額で測定しております。製商品、サービス等の組み合わせを含む複数の要素のある契約については、提供する製商品・サービス等が単品として独立の価値を持つ場合に、各構成要素を個別の履行義務として取り扱い、各構成要素の独立販売価格に基づいて取引価格を配分しております。取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

当社は、製品の販売等に関して、一定の期間内に判明した瑕疵に対して無償で修理を行うなどの製品保証を提供しております。当該瑕疵保証は、当社製品等が顧客との間で合意された仕様に従って意図したとおりに機能するという保証を顧客に提供するものであるため、製品保証引当金として認識しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、振当処理の要件を満たしている為替予約等については、振当処理を行っております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

デリバティブ取引（為替予約取引等）

ヘッジ対象

相場変動等による損失の可能性があり、相場変動等が評価に反映されていないもの

(3) ヘッジ方針

外貨建取引（金銭債権債務、予定取引等）の為替変動リスクに対して為替予約取引等を個別ヘッジによるヘッジ手段として用いております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時点で相場変動又はキャッシュ・フロー変動の相殺の有効性を評価し、その後ヘッジ期間を通して当初決めた有効性の評価方法を用いて、半期毎に高い有効性が保たれていることを確かめております。

(5) その他ヘッジ取引に係る管理体制

管理目的・管理対象・取引手続等を定めた社内管理規程に基づきデリバティブ取引を執行・管理しており、この管理の一環としてヘッジ有効性の評価を行っております。

7. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

建設業の表示については、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）によっております。

<会計方針の変更>

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる主な変更として、当社グループの役割が代理人に該当する取引については、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。また、当社子会社に対する有償支給取引については、従来は支給先から受け取る対価を収益として認識しておりましたが、当該収益を認識しない方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

この変更により当事業年度の売上高及び売上原価が5,971百万円減少しておりますが、営業利益、経常利益、税引前当期純利益及び1株当たり情報に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

<追加情報>

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

連結注記表に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

<貸借対照表注記>

1. 有形固定資産の減価償却累計額	35,572百万円
2. 関係会社に対する金銭債権・債務（区分掲記したものを除く）	
短期金銭債権	5,919百万円
短期金銭債務	1,223百万円
3. 保証債務	
関係会社の金融機関からの借入等に対する債務保証	
アズビルテルスター(有)	3,268百万円
アズビル金門(株)	1,966百万円
アズビル・ベルカ・インドネシア(株)	278百万円
アズビルサウジアラビア(有)	159百万円
アズビル韓国(株)	34百万円
アズビルベトナム(有)	6百万円
その他	24百万円
計	5,738百万円

<損益計算書注記>

関係会社との取引高	
関係会社への売上高	12,715百万円
関係会社からの仕入高	11,368百万円
関係会社との営業取引以外の取引	4,319百万円

<株主資本等変動計算書注記>

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度 増加株式数（千株）	当事業年度 減少株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
自己株式				
普通株式 (注) 1, 2, 3	5,681	2,254	22	7,912
合計	5,681	2,254	22	7,912

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数には、「株式給付制度（J-E S O P）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行の信託E口が保有する当社株式（当事業年度期首 1,958千株、当事業年度末 1,935千株）が含まれております。
2. 普通株式の自己株式の増加は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加2,253千株、単元未満株式の買取による増加0千株であります。
3. 普通株式の自己株式の減少は、信託E口での交付による減少22千株であります。

<税効果会計注記>

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		(単位：百万円)
関係会社出資金評価損	4,033	
賞与引当金	2,686	
減価償却費	1,145	
株式給付引当金	703	
棚卸資産評価損	686	
未払費用	428	
未払事業税	402	
関係会社株式評価損	373	
ソフトウェア	268	
製品保証引当金	109	
資産除去債務	72	
会員権評価損	65	
貸倒引当金	57	
受注損失引当金	9	
その他	599	
繰延税金資産小計	11,642	
評価性引当額	△4,759	
繰延税金資産合計	6,883	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△3,988	
固定資産圧縮積立金	△964	
繰延税金負債合計	△4,953	
繰延税金資産（負債）の純額	1,929	

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.5%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.3%
住民税均等割	0.5%
評価性引当額の増減	△0.6%
租税特別措置法の特別控除	△4.0%
その他	△0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.5%

<関連当事者との取引注記>

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	アズビル金門(株)	直接 100.0	役員の兼任	余剰資金の預り (注) 1	3,641	関係会社 預り金	3,700
				支払利息(注) 2	2	-	-
	アズビルテルスター(有)	直接 100.0	役員の兼任	債務保証(注) 3	3,268	-	-
				債務保証に対す る保証料の受入	6	未収入金	2

- (注) 1. 余剰資金の預りについては、反復的に行われている取引のため、取引金額は当事業年度における期中平均残高を記載しております。
2. 資金の預りに係る利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
3. アズビルテルスター(有)の銀行借入 (2,675百万円、期限 1年) につき債務保証を行ったもの及び債務の履行につき、金融機関が行っている履行保証に対し再保証を行ったものであります。なお、いずれの保証についても年率0.2%の保証料が発生しております。

<収益認識関係注記>

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

<1株当たり情報注記>

1. 1株当たり純資産額 1,215円15銭
2. 1株当たり当期純利益 136円57銭

(注) 「株式給付制度 (J-E S O P)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行の信託E口が保有する当社株式については、株主資本において自己株式として計上されており、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております (1,935千株)。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております (1,947千株)。

<重要な後発事象>

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、以下の事項を決議しております。

1. 自己株式の消却

会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却

- (1) 消却する株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 消却する株式の数 : 1,500,000株 (消却前の発行済株式総数に対する割合1.0%)
- (3) 消却後の発行済株式総数 : 143,700,884株
- (4) 消却予定日 : 2022年5月31日

(ご参考) 2022年3月31日時点での自己株式保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く) : 137,288,139株

自己株式数 : 5,977,645株

※上記自己株式数には、株式給付信託 (J-E-S-O-P) の信託口が保有する当社株式を含んでおりません。

なお、2022年3月31日時点における信託口が保有する当社株式は1,935,100株です。

2. 信託型従業員持株インセンティブ・プランの導入に伴う信託設定

当社は、当社及び国内グループ会社の社員 (以下「社員」といいます。) に対する当社グループの中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与等を目的とする「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」 (以下「本プラン」といいます。) に係る信託の設定時期、本プランに基づき信託が借り入れる金銭の総額、本プランの設定期間等の詳細について、決議いたしました。

(1) azbilグループ社員持株会専用信託の概要

- ①名称 : azbilグループ社員持株会専用信託 (以下「従持信託」といいます。)
- ②信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- ③信託の目的 : 持株会に対する安定的かつ継続的な株式の供給及び受益者適格要件を満たす者への信託財産の交付
- ④委託者 : 当社
- ⑤受託者 : 野村信託銀行株式会社
- ⑥受益者 : 受益者適格要件を満たす者 (受益権確定事由の発生後一定の手続を経て存在するに至ります。)
- ⑦信託管理人 : 当社の社員より選定
- ⑧信託契約日 : 2022年5月13日
- ⑨信託の期間 : 2022年5月13日から2025年5月28日
- ⑩受益者適格要件 : 受益者確定手続開始日 (信託期間満了日が到来し信託財産の換価処分が終了した日、信託財産に属する当社株式が持株会へ全て売却された日等) において生存し、かつ、持株会に加入している者 (但し、信託契約締結日以降受益者確定手続開始日までに、定年による退職、契約期間満了による退職、役員就任、会社都合による退職によって持株会を退会した者を含みます。) を受益者とします。

(2) 従持信託による当社株式の取得の内容

- ①取得する株式の種類 : 当社普通株式
- ②株式の取得価額の総額 : 4,806百万円 (従持信託による借入の総額)
- ③株式の取得期間 : 2022年5月18日から2022年6月23日
- ④株式の取得方法 : 取引所市場より当社株式を取得する予定です。

(ご参考)

E-Ship®は野村証券株式会社の登録商標です。

E-Ship® (Employee Shareholding Incentive Planの略称) は、米国で普及している従業員持株制度ESOP (Employee Stock Ownership Plan) を参考に、野村証券株式会社及び野村信託銀行株式会社が従業員持株会の仕組みを応用して開発した新しい従業員向けインセンティブ・プランです。

3. 自己株式の取得

会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得

(1) 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を図るとともに、業績の状況・見通しを反映して、株主の皆様への一層の利益還元と企業環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため。

- (2) 取得対象株式の種類 : 当社普通株式
- (3) 取得し得る株式の総数 : 4,000,000株 (上限)
(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合2.9%)
- (4) 株式の取得価額の総額 : 10,000百万円 (上限)
- (5) 取得期間 : 2022年5月16日から2022年9月22日
- (6) 取得方法 : 東京証券取引所における市場買付